

平成 28 年度

新潟市賃金労働時間等実態調査 結果報告書



新潟市 経済部 雇用政策課

みなとまち。みらいまち。新潟市



はしがき

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成18年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年3月

新潟市 経済部 雇用政策課

目 次

I 調査の概要

第1 調査の内容	1
1 調査の目的	
2 調査対象産業	
3 調査対象事業所	
4 調査項目	
5 調査時点	
6 調査労働者	
7 集計方法	
8 賃金の分類	
9 公表	
第2 用語の説明	3
1 企業規模	
2 常用労働者	
3 就業形態	
4 職種	
5 労働時間	
6 賃金	
7 1か月単位の変形労働時間制	
8 1年単位の変形労働時間制	
9 フレックスタイム制	
10 1週間単位の変形的変形労働時間制	
11 再雇用	
12 育児休業制度	
13 介護休業制度	
14 表中の符号等	
第3 調査の結果概要	5
1 集計事業所、労働者の構成	
2 新規学卒者	
3 賃金	
4 労働日数、労働時間	
5 休日・休暇	
6 育児休業制度	
7 介護休業制度	
8 仕事と家庭の両立のための支援制度	
9 賃金の支払い形態	
10 パートタイム労働者の賃金等	

II 調査結果の分析

第1 集計事業所、労働者の構成	9
1 集計事業所数	
2 集計労働者数	
3 労働組合	
第2 新規学卒者	15
1 新規学卒者の採用状況	
2 初任給	
第3 賃金	16
1 賃金	
2 所定内賃金の概況	
3 規模別所定内賃金	
4 産業別所定内賃金	
5 男女別所定内賃金	
6 年齢別所定内賃金	
7 学歴別所定内賃金	
8 職種別所定内賃金	
9 勤続年数別所定内賃金	
10 標準労働者の所定内賃金	
11 所定外賃金	
第4 労働日数、労働時間	27
1 実労働日数、実労働時間数	
2 労働時間の推移(月所定内・月所定外)	
3 所定労働時間	
第5 休日・休暇	35
1 休日数	
2 週休2日制	
3 年次有給休暇	
4 特別休暇	
第6 育児休業制度	42
1 育児休業制度の規定状況	
2 育児休業制度の利用状況	
第7 介護休業制度	46
1 介護休業制度の規定状況	
2 介護休業制度の利用状況	
第8 仕事と家庭の両立のための支援制度	49
第9 賃金の支払い形態	52
1 賃金の支払い形態	
第10 パートタイム労働者の賃金等	53
1 集計労働者数等	
2 パートタイム労働者の賃金支給総額	

付属調査票
付属統計表
市事業紹介

I 調査の概要

第1 調査の内容

1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施してきた。新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。

2 調査対象産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」

3 調査対象事業所

平成26年経済センサス基礎調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、1,005事業所(有効回答率50.3%)であった。

4 調査項目

(1)事業所票

- ア 企業全体の現況
- イ 事業所の現況
- ウ 初任給
- エ 労働時間制度
- オ 年間休日数
- カ 年次有給休暇
- キ 特別休暇制度
- ク 育児休業制度
- ケ 介護休業制度
- コ 仕事と家庭の両立のための支援制度
- サ 賃金の支払い形態

(2)個人票

- ア 性別
- イ 年齢
- ウ 勤続年数
- エ 就業形態
- オ 最終学歴
- カ 労働者の職種
- キ 実労働日数
- ク 所定内労働時間数
- ケ 所定外労働時間数
- コ 所定内賃金額
- サ 所定外賃金額

5 調査時点

平成28年7月31日現在

6 調査労働者

調査事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者18,153人(うちパートタイム労働者3,254人)について調査し、これを一般労働者とパートタイム労働者に区分して集計した。

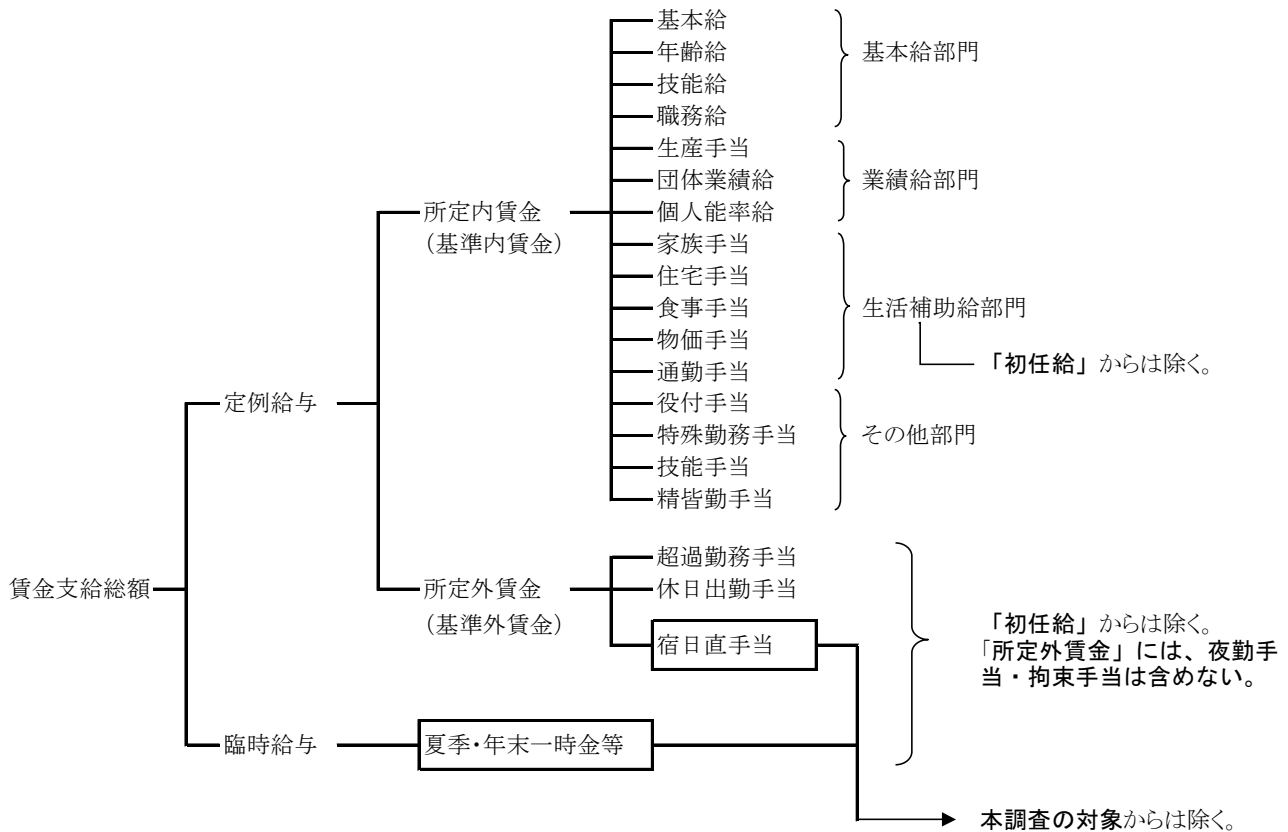
7 集計方法

- (1) 事業所票の調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。
ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。
また、賃金の支払い形態については、労働者を1単位とする単純算術平均とした。
- (2) 個人票の調査事項については、各労働者を1単位とする単純算術平均とした。
* 単純算術平均…単純に数値の合計を数値の個数で除した値
* 加重算術平均…データの個数に重みをかけた和を数値の個数で除した値
- (3) 端数処理のため総数及び%が一致しない場合がある。また、数値(%)は単位未満を四捨五入してあるので、総数と内訳の計が一致しないこともある。

8 賃金の分類

労働協約や就業規則などで定めた所定労働時間の労働に対して支払われる賃金を所定内賃金、それ以外に支払われる賃金を所定外賃金として扱うこととし、その分類は次表のとおりである。

ただし、初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。



9 公表

調査結果報告書及びウェブページによる。

第2 用語の説明

1 企業規模

中小企業 … 企業全体において常時使用する従業員が300人以下(「情報通信業」、「卸売業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では100人以下、「小売業」、「飲食サービス業」では50人以下)、又は資本金3億円以下(「卸売業」では1億円以下、「情報通信業」、「小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では5,000万円以下)の企業をいう。

大企業 … 中小企業以外の企業をいう。

2 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者
- (3) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ18日(パートの場合は10日以上)以上雇われた労働者

3 就業形態

- 一般 … 常用労働者のうち、一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで、正社員及びその他労働者をいう。
- 正社員 … 一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者をいう。
- その他労働者 … 一般労働者のうち、正社員やパートタイム労働者に当てはまらない労働者をいう。(嘱託職員、契約社員、有期雇用社員等)
- パート … 常用労働者のうち、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が、同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない者をいう。

4 職種

- 管理 … 会社の事務部門、生産部門の中で、部長、課長、係長等のように監督的業務に従事する者をいう。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長等の監督的地位にある者も含む。
- 事務・技術 … 経理、営業、人事等の事務的業務に従事する者や、介護、設計等の高度な技術が必要とする業務に従事する者をいう。
- 生産 … 生産・建設現場、販売、自動車運転、守衛等に従事する者をいう。

5 労働時間

- 実労働日数 … 調査対象期間中(7月分)に実際に出勤した日数をいい、たとえ勤務が1時間、半日でも1日と計算した。
- 実労働時間数 … 調査対象期間中(7月分)に実際に働いた時間をいい、宿直、日直の時間は除く。
- 所定労働時間 … 就業規則で定められた始業時刻から終業時刻までの時間をいい、休憩時間は除く。
- 所定外労働時間 … 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間をいう。

6 賃金

賃金支給総額 …… 調査対象期間中(7月分)に支払われた給与のうち、賞与、現物給与と宿日直手当を除いたものをいう。

所定外賃金 …… 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間に対して支払われた賃金をいう。

7 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

8 1年単位の変形労働時間制

労使協定により、1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

9 フレックスタイム制

1か月以内の一定期間の総労働時間を決めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択できる制度。

10 1週間単位の非定型的変形労働時間制

規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。

11 再雇用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

13 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

14 表中の符号等

「-」 …… 該当なし
「X」 …… サンプル数が少ないため秘匿
「0」または「0.0」 …… 単位未満

第3 調査の結果概要

1 集計事業所、労働者の構成

～全事業所の19.0%で障がい者を雇用～

- (1) 集計対象となった事業所は1,005事業所で、このうち中小企業が745事業所(74.1%)、大企業が260事業所(25.9%)となっている。(第1表)
- (2) 一般労働者は14,899人で、男女別構成は男性が9,948人(66.8%)、女性が4,951人(33.2%)となっている。また、規模別では中小企業が11,011人(73.9%)、大企業が3,888人(26.1%)となっている。(第2表、第3表)
- (3) 平均年齢は42.4歳で、規模別では中小企業が42.8歳、大企業が41.3歳で中小企業の方が高い。一方、勤続年数は中小企業が11.9年、大企業が13.0年で大企業の方が長くなっている。(第4表、第5図、第6図)
- (4) 障がい者を雇用している事業所は、中小企業が130事業所、大企業が61事業所で、これらは全体の19.0%を占めている。また、常用労働者42,391人のうち障がい者は、中小企業が252人、大企業が171人で、これらは全体の1.0%となっている。(第5表、第6表)

2 新規学卒者

～学歴別初任給は前年に比べ、すべて増加～

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術157,688円、高校卒生産161,110円、専門学校卒事務・技術170,946円、専門学校卒生産158,554円、短大・高専卒事務・技術167,682円、短大・高専卒生産173,427円、大学卒事務・技術191,682円、大学卒生産195,881円、大学院卒事務・技術213,708円、大学院卒生産224,575円となり、前年に比べすべて学歴別初任給は増加している。(第9表)

3 賃金

～所定内賃金は266,072円、所定外賃金は18,643円で、所定内賃金が前年に比べ増加～

- (1) 所定内賃金は266,072円となり、前年に比べ3,152円増加している。規模別では中小企業が258,616円、大企業が287,186円であり、大企業を100とした場合の規模間格差は90.1となっている。(第4図、第5図、第6図)
- (2) 男女間格差(男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金)は、中小企業が77.8、大企業が68.4となっている。産業別にみると中小企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」が101.9で、女性が上まわっている。大企業では女性が上まわっている産業は無く、最も格差が小さいのは「医療、福祉」で、92.0となっている。

なお、最も格差が大きいのは、中小企業では「不動産業、物品賃貸業」、大企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」となっている。(第11表)

- (3) 所定外賃金は18,643円となり、前年に比べ768円減少している。規模別では中小企業が17,484円、大企業が21,925円となっている。(第17表、第4図)

4 労働日数、労働時間

～実労働日数は21.6日、総実労働時間数は175.5時間で、前年に比べ日数、時間数ともに減少～

- (1) 実労働日数は21.6日、規模別では中小企業が21.8日、大企業が21.0日となっている。産業別では、中小企業、大企業ともに「宿泊業、飲食サービス業」が最も多くなっている。(第18表)
- (2) 総実労働時間数は175.5時間(所定内164.9時間、所定外10.6時間)となり、前年に比べ3.7時間減少(所定内2.9時間減少、所定外0.8時間減少)している。規模別では中小企業が176.9時間(所定内166.4時間、所定外10.6時間)、大企業が171.5時間(所定内160.7時間、所定外10.8時間)となっている。産業別では、

- 中小企業は「運輸業、郵便業」、大企業は「宿泊業、飲食サービス業」が最も多くなっている。(第 18 表)
- (3) 週所定労働時間は 38 時間 42 分となっている。規模別では中小企業が 38 時間 55 分、大企業が 38 時間 5 分となっている。産業別では、中小企業は「複合サービス事業」、大企業は「医療、福祉」が最も多くなっている。(第 19 表)
- (4) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は 67.2%で、規模別では中小企業が 67.1%、大企業が 67.3%となっている。また、全体では「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合が、40.7%と最も多い。(第 23 表)

5 休日・休暇

～全事業所の 49.9%で「完全週休 2 日制」を実施、年次有給休暇の取得率は 38.1%～

- (1) 年間休日数の平均は、109.8 日(中小企業 108.0 日、大企業 115.0 日)となっている。産業別では、中小企業は「鉱業、採石業、砂利採取業」と「複合サービス事業」、大企業では「学術研究、専門・技術サービス業」が最も多くなっている。(第 24 表)
- (2) 何らかの形で週休 2 日制を採用している事業所の割合は、全体の 94.8%となっている。規模別では中小企業が 94.2%、大企業が 96.5%となっている。
- また、週休 2 日制の形態別では「完全週休 2 日制」を採用している事業所の割合が、全体の 49.9%と最も多い。規模別でも中小企業、大企業ともに「完全週休 2 日制」が最も多く、それぞれ 41.3%、74.2%となっている。(第 25 表)
- なお、何らかの形で週休 2 日制の適用を受けている労働者は、全体で 96.1%となっている。(第 26 表)
- (3) 年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は全体で 16.3 日(中小企業 16.2 日、大企業 16.7 日)となっている。取得日数をみると、全体で 6.2 日(取得率 38.1%)、中小企業で 6.1 日(同 37.8%)、大企業で 6.5 日(同 38.9%)となっている。取得率を産業別で見ると、最も高いのは中小企業、大企業ともに「鉱業、採石業、砂利採取業」(中小企業 65.8%、大企業 76.8%)であり、一方、最も低いのは中小企業で「複合サービス事業」(15.5%)、大企業で「宿泊業、飲食サービス業」(13.1%)となっている。(第 28 表)

6 育児休業制度

～育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は、女性で 95.9%、男性で 2.7%～

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は 92.0%となっている。また、平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までに出産した者(配偶者が出産した男性を含む)のうち、育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は、女性で 95.9%、男性で 2.7%となっている。(第 31 表、第 33 表)

7 介護休業制度

～介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は 2.4%～

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は 88.0%となっている。また、平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までに同制度の規定のある事業所で、利用者がいた事業所の割合は 2.4%となっており、同制度を利用した男女の割合は、女性が 89.7%、男性が 10.3%となっている。(第 34 表、第 35 表、第 36 表)

8 仕事と家庭の両立のための支援制度

～「育児」「介護」の支援制度のある事業所の割合は 7 割前後～

仕事と家庭の両立のための育児に関する支援制度のある事業所は、74.2%となっている。介護に関する支援制度のある事業所は、69.8%となっている。(第 38 表)

9 賃金の支払い形態

～賃金の支払い形態は「月給制」の割合が7割弱～

賃金の支払い形態別労働者の割合は、月単位で給与が決まっている労働者が66.9%と最も多くなっている。
(第39表)

10 パートタイム労働者の賃金等

～総実労働時間数は107.6時間、1時間当たりの所定内賃金は952円～

- (1) 集計対象となったパートタイム労働者は3,254人で、男性640人(19.7%)、女性2,614人(80.3%)と、女性が非常に高い割合となっている。(第40表)
- (2) パートタイム労働者の総実労働時間数は107.6時間(所定内105.3時間、所定外2.3時間)となっている。
(第41表)
- (3) パートタイム労働者の1時間当たりの所定内賃金(月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除したもの)は952円となっている。(第43表)

Ⅱ 調査結果の分析

第1 集計事業所、労働者の構成

1 集計事業所数

集計対象となった事業所数は1,005事業所で、このうち産業別の事業所数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」4事業所(0.4%)、「建設業」123事業所(12.2%)、「製造業」189事業所(18.8%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」5事業所(0.5%)、「情報通信業」12事業所(1.2%)、「運輸業、郵便業」54事業所(5.4%)、「卸売業、小売業」222事業所(22.1%)、「金融業、保険業」38事業所(3.8%)、「不動産業、物品賃貸業」14事業所(1.4%)、「学術研究、専門・技術サービス業」24事業所(2.4%)、「宿泊業、飲食サービス業」40事業所(4.0%)、「生活関連サービス業、娯楽業」33事業所(3.3%)、「教育、学習支援業」22事業所(2.2%)、「医療、福祉」160事業所(15.9%)、「複合サービス事業」10事業所(1.0%)、「サービス業」55事業所(5.5%)となっている。

規模別の事業所内訳は、全体では中小企業が745事業所(74.1%)で7割以上となっている。産業別では、「製造業」、「不動産業、物品賃貸業」は中小企業が9割以上と高くなっているが、「金融業、保険業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」では5割未満と、他の産業に比べて低くなっている。(第1表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前 年 産 業 計	948	(100.0%)	676	(71.3%)	272	(28.7%)
産 業 計	1,005	(100.0%)	745	(74.1%)	260	(25.9%)
鉱業、採石業、砂利採取業	4	(0.4%)	2	〈50.0%〉	2	〈50.0%〉
建設業	123	(12.2%)	106	〈86.2%〉	17	〈13.8%〉
製造業	189	(18.8%)	179	〈94.7%〉	10	〈5.3%〉
電気・ガス・熱供給・水道業	5	(0.5%)	4	〈80.0%〉	1	〈20.0%〉
情報通信業	12	(1.2%)	8	〈66.7%〉	4	〈33.3%〉
運輸業、郵便業	54	(5.4%)	46	〈85.2%〉	8	〈14.8%〉
卸売業、小売業	222	(22.1%)	162	〈73.0%〉	60	〈27.0%〉
金融業、保険業	38	(3.8%)	10	〈26.3%〉	28	〈73.7%〉
不動産業、物品賃貸業	14	(1.4%)	14	〈100.0%〉	0	〈0.0%〉
学術研究、専門・技術サービス業	24	(2.4%)	18	〈75.0%〉	6	〈25.0%〉
宿泊業、飲食サービス業	40	(4.0%)	27	〈67.5%〉	13	〈32.5%〉
生活関連サービス業、娯楽業	33	(3.3%)	22	〈66.7%〉	11	〈33.3%〉
教育、学習支援業	22	(2.2%)	10	〈45.5%〉	12	〈54.5%〉
医療、福祉	160	(15.9%)	96	〈60.0%〉	64	〈40.0%〉
複合サービス事業	10	(1.0%)	1	〈10.0%〉	9	〈90.0%〉
サービス業	55	(5.5%)	40	〈72.7%〉	15	〈27.3%〉

(注) ()内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

2 集計労働者数

(1) 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は14,899人で、男性が9,948人（66.8%）、女性が4,951人（33.2%）となっている。産業別構成比でみると、「製造業」（22.1%）、「卸売業、小売業」（18.6%）、「医療、福祉」（15.5%）、「建設業」（14.9%）が上位を占めている。（第2表）

第2表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性		女 性	
	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比
前 年 産 業 計	13,811	(100.0%)	9,436	(68.3%)	4,375	(31.7%)
産 業 計	14,899	(100.0%)	9,948	(66.8%)	4,951	(33.2%)
鉱業、採石業、砂利採取業	100	(0.7%)	88	〈88.0%〉	12	〈12.0%〉
建設業	2,226	(14.9%)	1,908	〈85.7%〉	318	〈14.3%〉
製造業	3,297	(22.1%)	2,446	〈74.2%〉	851	〈25.8%〉
電気・ガス・熱供給・水道業	93	(0.6%)	81	〈87.1%〉	12	〈12.9%〉
情報通信業	222	(1.5%)	163	〈73.4%〉	59	〈26.6%〉
運輸業、郵便業	931	(6.2%)	839	〈90.1%〉	92	〈9.9%〉
卸売業、小売業	2,778	(18.6%)	1,960	〈70.6%〉	818	〈29.4%〉
金融業、保険業	497	(3.3%)	275	〈55.3%〉	222	〈44.7%〉
不動産業、物品賃貸業	179	(1.2%)	131	〈73.2%〉	48	〈26.8%〉
学術研究、専門・技術サービス業	409	(2.7%)	287	〈70.2%〉	122	〈29.8%〉
宿泊業、飲食サービス業	227	(1.5%)	133	〈58.6%〉	94	〈41.4%〉
生活関連サービス業、娯楽業	325	(2.2%)	156	〈48.0%〉	169	〈52.0%〉
教育、学習支援業	345	(2.3%)	155	〈44.9%〉	190	〈55.1%〉
医療、福祉	2,316	(15.5%)	612	〈26.4%〉	1,704	〈73.6%〉
複合サービス事業	137	(0.9%)	73	〈53.3%〉	64	〈46.7%〉
サービス業	817	(5.5%)	641	〈78.5%〉	176	〈21.5%〉

(注) ()内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

(2) 規模別・産業別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が11,011人（73.9%）、大企業が3,888人（26.1%）となっている。産業別にみると、大企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」（55.0%）、「金融業、保険業」（70.4%）、「教育、学習支援業」（62.3%）、「複合サービス事業」（95.6%）の割合が高く、一方、中小企業では「建設業」（83.3%）、「製造業」（90.7%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（72.0%）、「情報通信業」（61.7%）、「運輸業、郵便業」（85.7%）、「卸売業、小売業」（75.2%）、「不動産業、物品賃貸業」（100%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（76.8%）、「宿泊業、飲食サービス業」（56.4%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（62.2%）、「医療、福祉」（57.0%）、「サービス業」（74.1%）の割合が高くなっている。（第3表）

第3表 集計労働者の規模別・産業別構成

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比
前 年 産 業 計	13,811	(100.0%)	9,522	(68.2%)	4,289	(31.1%)
産 業 計	14,899	(100.0%)	11,011	(73.9%)	3,888	(26.1%)
鉱業、採石業、砂利採取業	100	(0.7%)	45	〈45.0%〉	55	〈55.0%〉
建設業	2,226	(14.9%)	1,854	〈83.3%〉	372	〈16.7%〉
製造業	3,297	(22.1%)	2,990	〈90.7%〉	307	〈9.3%〉
電気・ガス・熱供給・水道業	93	(0.6%)	67	〈72.0%〉	26	〈28.0%〉
情報通信業	222	(1.5%)	137	〈61.7%〉	85	〈38.3%〉
運輸業、郵便業	931	(6.2%)	798	〈85.7%〉	133	〈14.3%〉
卸売業、小売業	2,778	(18.6%)	2,090	〈75.2%〉	688	〈24.8%〉
金融業、保険業	497	(3.3%)	147	〈29.6%〉	350	〈70.4%〉
不動産業、物品賃貸業	179	(1.2%)	179	〈100.0%〉	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	409	(2.7%)	314	〈76.8%〉	95	〈23.2%〉
宿泊業、飲食サービス業	227	(1.5%)	128	〈56.4%〉	99	〈43.6%〉
生活関連サービス業、娯楽業	325	(2.2%)	202	〈62.2%〉	123	〈37.8%〉
教育、学習支援業	345	(2.3%)	130	〈37.7%〉	215	〈62.3%〉
医療、福祉	2,316	(15.5%)	1,319	〈57.0%〉	997	〈43.0%〉
複合サービス事業	137	(0.9%)	6	〈4.4%〉	131	〈95.6%〉
サービス業	817	(5.5%)	605	〈74.1%〉	212	〈25.9%〉

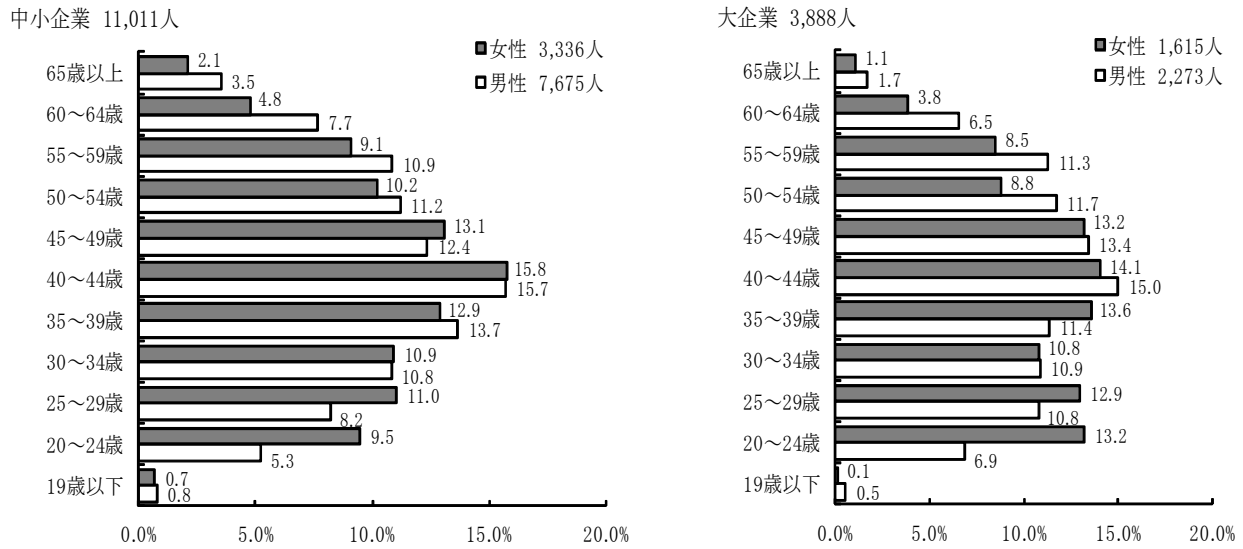
(注) ()内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

(3) 年齢別構成

集計労働者の平均年齢は、全労働者平均で42.4歳(男性43.3歳、女性40.6歳)となっている。規模別では中小企業が42.8歳(男性43.6歳、女性41.1歳)、大企業が41.3歳(男性42.5歳、女性39.5歳)となっており、中小企業が大企業よりも高くなっている。(第6図)

集計労働者の年齢別構成をみると、男性の場合は、中小企業、大企業ともに40歳代の割合が最も高く、中小企業では28.1%(2,153人)、大企業では28.4%(646人)となっている。女性の場合も、中小企業、大企業ともに40歳代の割合が最も高く、中小企業では28.8%(962人)、大企業では27.2%(440人)となっている。(第1図)

第1図 集計労働者の年齢別構成



(4) 勤続年数

集計労働者の平均勤続年数は12.2年(男性13.2年、女性10.2年)となっている。規模別にみると、大企業(13.0年)の方が中小企業(11.9年)よりも長くなっている。産業別にみると、「複合サービス事業」が15.7年と最も長く、一方、「宿泊業、飲食サービス業」が7.8年と最も短くなっている。(第4表)

第4表 集計労働者の平均勤続年数

区分	単位：年								
	規模計	男性	女性	中小企業計	男性	女性	大企業計	男性	女性
前年産業計	12.4	13.3	10.4	12.0	12.7	10.3	14.6	10.5	13.1
産業計	12.2	13.2	10.2	11.9	12.6	10.4	13.0	15.2	9.8
鉱業、採石業、砂利採取業	15.2	16.0	9.6	13.0	12.5	21.0	17.0	19.2	5.8
建設業	13.5	13.9	11.2	12.3	12.6	10.6	19.4	19.9	15.5
製造業	13.8	14.0	13.1	13.3	13.4	12.8	19.1	20.2	16.1
電気・ガス・熱供給・水道業	13.1	13.0	14.3	11.6	11.5	12.8	17.0	17.5	15.7
情報通信業	14.8	16.0	11.4	10.9	12.0	8.2	21.0	22.2	17.2
運輸業、郵便業	11.0	11.2	9.4	10.3	10.5	8.7	15.2	15.5	12.8
卸売業、小売業	13.8	14.6	11.9	13.5	14.3	11.8	14.6	15.3	12.4
金融業、保険業	13.4	15.0	11.4	14.0	15.9	10.9	13.1	14.5	11.5
不動産業、物品賃貸業	10.4	11.4	7.8	10.4	11.4	7.8	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	13.5	13.7	13.1	13.0	12.9	13.1	15.3	15.9	13.1
宿泊業、飲食サービス業	7.8	8.7	6.5	8.5	9.8	6.7	6.9	7.3	6.4
生活関連サービス業、娯楽業	9.4	11.3	7.6	8.7	11.6	6.8	10.5	11.0	9.7
教育、学習支援業	9.9	9.4	10.4	10.0	10.6	9.5	9.9	8.8	11.0
医療、福祉	8.0	8.1	8.0	8.5	8.9	8.4	7.3	6.9	7.4
複合サービス事業	15.7	18.7	12.2	21.5	21.5	-	15.4	18.5	12.2
サービス業	10.3	10.9	8.4	9.4	9.6	8.2	13.0	15.2	8.7

(5) 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は191事業所で、全体の19.0%を占めている。

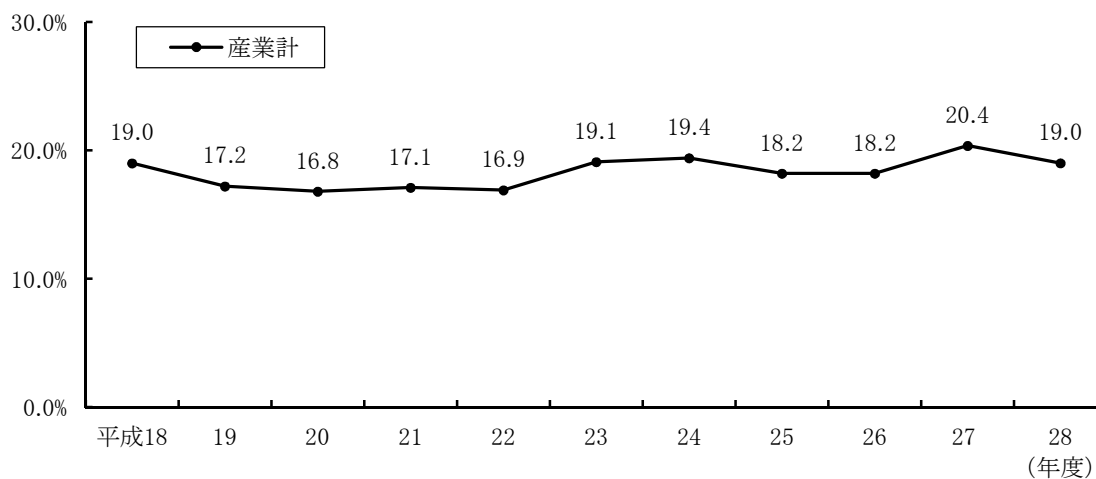
障がい者雇用割合の高い産業は、「鉱業、採石業、砂利採取業」(75.0%)、「医療、福祉」(25.6%)、「製造業」(24.9%)、「サービス事業」(21.8%)と続いている。(第5表)

また、平成18年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると、22年度までは減少傾向だったが、23年度以降は増加傾向で、27年度は20%台まで増加したが、28年度では減少した。(第2図)

第5表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

区分	規模計			中小企業			大企業		
	事業所数	雇用事業所数	割合	事業所数	雇用事業所数	割合	事業所数	雇用事業所数	割合
前年産業計	948	193	20.4%	676	116	17.2%	272	77	28.3%
産業計	1,005	191	19.0%	745	130	17.4%	260	61	23.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	3	75.0%	2	1	50.0%	2	2	100.0%
建設業	123	21	17.1%	106	15	14.2%	17	6	35.3%
製造業	189	47	24.9%	179	41	22.9%	10	6	60.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0	0.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%
情報通信業	12	2	16.7%	8	1	12.5%	4	1	25.0%
運輸業、郵便業	54	10	18.5%	46	8	17.4%	8	2	25.0%
卸売業、小売業	222	35	15.8%	162	20	12.3%	60	15	25.0%
金融業、保険業	38	3	7.9%	10	1	10.0%	28	2	7.1%
不動産業、物品賃貸業	14	1	7.1%	14	1	7.1%	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	24	3	12.5%	18	2	11.1%	6	1	16.7%
宿泊業、飲食サービス業	40	6	15.0%	27	3	11.1%	13	3	23.1%
生活関連サービス業、娯楽業	33	5	15.2%	22	4	18.2%	11	1	9.1%
教育、学習支援業	22	1	4.5%	10	0	0.0%	12	1	8.3%
医療、福祉	160	41	25.6%	96	24	25.0%	64	17	26.6%
複合サービス事業	10	1	10.0%	1	0	0.0%	9	1	11.1%
サービス業	55	12	21.8%	40	9	22.5%	15	3	20.0%

第2図 障がい者雇用事業所割合の推移



障がい者の雇用状況について、常用労働者 42,391 人のうち、障がい者は 423 人(1.0%)となっている。(第6表)

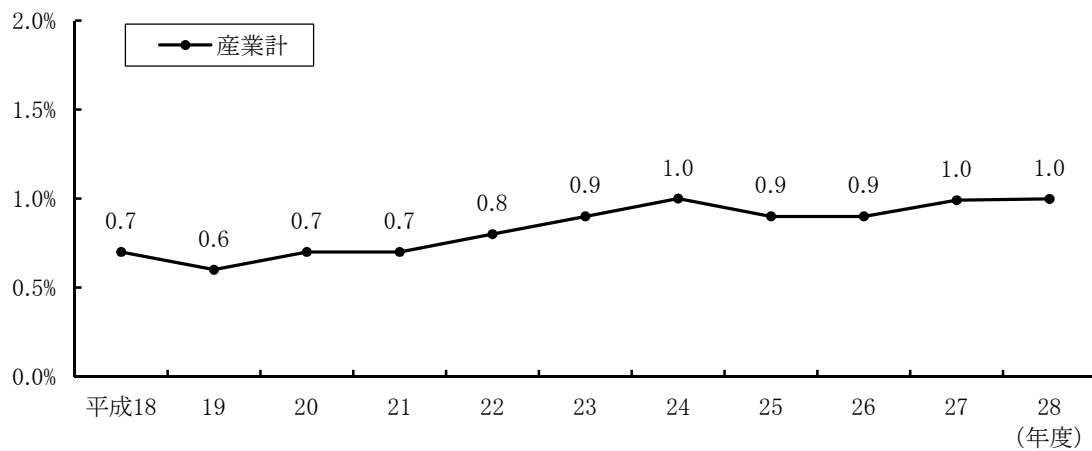
また、平成 18 年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると、19 年度の減少以降、年々増加していたが、24 年度以降は概ね横ばい傾向である。(第3図)

第6表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合
前 年 産 業 計	40,275	399	1.0%	24,349	234	1.0%	15,926	165	1.0%
産 業 計	42,391	423	1.0%	28,208	252	0.9%	14,183	171	1.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	284	3	2.2%	124	1	0.8%	160	2	1.3%
建設業	4,416	43	1.0%	3,137	18	0.6%	1,279	25	2.0%
製造業	10,949	154	1.4%	7,990	92	1.2%	2,959	62	2.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	147	0	0.0%	95	0	0.0%	52	0	0.0%
情報通信業	461	3	0.7%	247	1	0.4%	214	2	0.9%
運輸業、郵便業	2,694	13	0.5%	1,985	9	0.5%	709	4	0.6%
卸売業、小売業	7,460	65	0.9%	4,666	33	0.7%	2,794	32	1.1%
金融業、保険業	913	3	0.3%	192	1	0.5%	721	2	0.3%
不動産業、物品賃貸業	314	1	0.3%	314	1	0.3%	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	648	3	0.5%	546	2	0.4%	102	1	1.0%
宿泊業、飲食サービス業	1,053	11	1.0%	682	6	0.9%	371	5	1.3%
生活関連サービス業、娯楽業	838	22	2.6%	518	21	4.1%	320	1	0.3%
教育、学習支援業	947	1	0.1%	308	0	0.0%	639	1	0.2%
医療、福祉	7,334	75	1.0%	4,805	50	1.0%	2,529	25	1.0%
複合サービス事業	349	3	0.9%	13	0	0.0%	336	3	0.9%
サービス業	3,584	23	0.6%	2,586	17	0.7%	998	6	0.6%

(注)常用雇用者数は、調査事業所に雇用される全ての常用労働者数を計上しているため、本調査の集計対象となった労働者以外の労働者を含む。

第3図 障がい者雇用状況割合の推移



(注) 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。

3 労働組合

回答のあった1,005事業所のうち、労働組合「有」が245事業所(24.4%)となっている。

これを産業別にみると「複合サービス事業」で100.0%、「鉱業、採石業、砂利採取業」で75.0%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が54.2%と、中小企業より労働組合「有」の割合が高くなっている。(第7表)

第7表 労働組合組織状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合
前 年 産 業 計	948	261	27.5%	676	114	16.9%	272	147	54.0%
産 業 計	1,005	245	24.4%	745	104	14.0%	260	141	54.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	3	75.0%	2	1	50.0%	2	2	100.0%
建設業	123	18	14.6%	106	5	4.7%	17	13	76.5%
製造業	189	31	16.4%	179	24	13.4%	10	7	70.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	40.0%	4	1	25.0%	1	1	100.0%
情報通信業	12	2	16.7%	8	1	12.5%	4	1	25.0%
運輸業、郵便業	54	29	53.7%	46	21	45.7%	8	8	100.0%
卸売業、小売業	222	59	26.6%	162	16	9.9%	60	43	71.7%
金融業、保険業	38	28	73.7%	10	3	30.0%	28	25	89.3%
不動産業、物品賃貸業	14	1	7.1%	14	1	7.1%	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	24	6	25.0%	18	3	16.7%	6	3	50.0%
宿泊業、飲食サービス業	40	6	15.0%	27	2	7.4%	13	4	30.8%
生活関連サービス業、娯楽業	33	5	15.2%	22	1	4.5%	11	4	36.4%
教育、学習支援業	22	3	13.6%	10	1	10.0%	12	2	16.7%
医療、福祉	160	29	18.1%	96	18	18.8%	64	11	17.2%
複合サービス事業	10	10	100.0%	1	1	100.0%	9	9	100.0%
サービス業	55	13	23.6%	40	5	12.5%	15	8	53.3%

第2 新規学卒者

1 新規学卒者の採用状況

回答のあった 1,005 事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、317 事業所(31.5%)で、採用者数は 808 人となっている。(第8表)

第8表 産業別・新規学卒者採用数内訳

区 分	採 用 事業所数	採 用 者 数(人)					
		計	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒	大学院卒
前 年 産 業 計	293	768	186	144	79	327	32
産 業 計	317	808	218	153	94	314	29
鉱業、採石業、砂利採取業	4	18	13	-	2	1	2
建設業	45	140	39	11	7	78	5
製造業	54	204	101	19	15	55	14
電気・ガス・熱供給・水道業	2	3	-	-	-	3	-
情報通信業	5	15	-	5	-	10	-
運輸業、郵便業	4	6	3	1	1	1	-
卸売業、小売業	56	111	30	23	9	46	3
金融業、保険業	21	30	1	5	1	23	-
不動産業、物品賃貸業	4	6	-	2	-	4	-
学術研究、専門・技術サービス業	8	16	2	2	2	7	3
宿泊業、飲食サービス業	10	18	5	8	1	4	-
生活関連サービス業、娯楽業	14	19	3	4	6	6	-
教育、学習支援業	7	17	-	5	6	6	-
医療、福祉	65	175	11	63	42	59	-
複合サービス事業	5	7	2	1	1	3	-
サービス業	13	23	8	4	1	8	2

2 初任給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術 157,688 円、生産 161,110 円、専門学校卒事務・技術 170,946 円、生産 158,554 円、短大・高専卒事務・技術 167,682 円、生産 173,427 円、大学卒事務・技術 191,682 円、生産 195,881 円、大学院卒事務・技術 213,708 円、生産 224,575 円となっている。(第9表)

第9表 産業別・学歴別初任給

単位：円

区 分	高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産
前 年 産 業 計	153,293	157,819	156,832	144,854	158,772	148,099	185,490	180,382	193,953	170,766
産 業 計	157,688	161,110	170,946	158,554	167,682	173,427	191,682	195,881	213,708	224,575
鉱業、採石業、砂利採取業	177,097	176,574	-	-	-	X	-	X	X	-
建設業	167,619	167,528	172,005	169,533	168,680	-	199,227	203,000	204,213	X
製造業	151,242	159,381	170,073	159,000	181,600	169,545	194,227	193,267	213,278	X
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	180,667	-	-	-
情報通信業	-	-	172,000	-	-	-	194,900	-	-	-
運輸業、郵便業	X	X	X	-	X	-	X	-	-	-
卸売業、小売業	147,350	159,356	166,591	161,147	178,467	178,333	197,196	192,851	201,960	-
金融業、保険業	X	-	158,000	-	X	-	196,797	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	X	-	-	-	190,000	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	X	-	X	X	X	-	194,014	-	200,000	-
宿泊業、飲食サービス業	X	148,750	X	146,833	X	-	X	166,333	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	X	X	153,800	X	159,660	X	189,120	X	-	-
教育、学習支援業	-	-	158,320	-	163,833	-	184,011	-	-	-
医療、福祉	146,643	-	177,959	156,133	168,100	X	182,450	-	-	-
複合サービス事業	X	-	X	-	X	-	172,800	-	-	-
サービス業	148,210	154,000	X	X	X	-	184,750	154,600	X	-

(注)「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

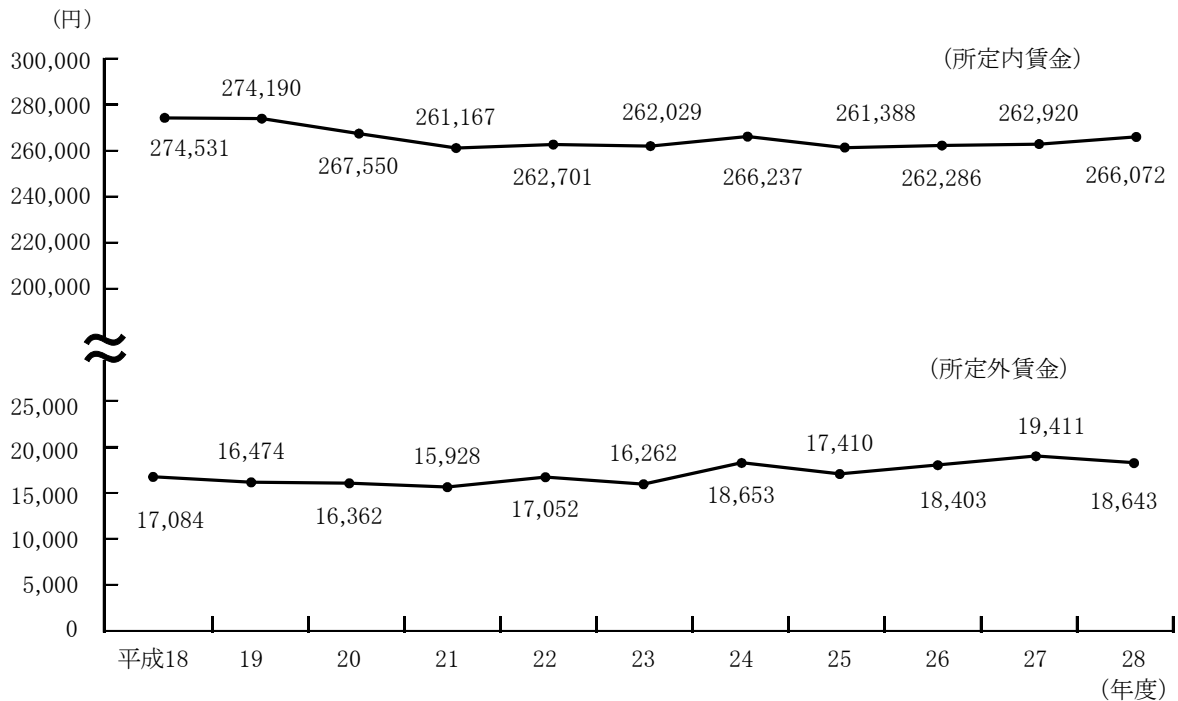
第3 賃金

1 賃金

平成18年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、減少傾向となっていたが、平成25年度以降は増加している。

また、所定外賃金は、平成18年度から横ばい傾向であり、平成27年度には19,000円台に増加したが、平成28年度は減少した。(第4図)

第4図 所定内・所定外賃金の推移



平均年齢(歳)	40.9	40.8	41.0	41.2	41.3	41.5	41.8	42.2	42.3	42.1	42.4
平均勤続年数(年)	12.5	12.2	12.0	12.1	12.3	12.6	12.4	12.2	11.9	12.4	12.2

2 所定内賃金の概況

集計労働者平均所定内賃金は、266,072円(平均年齢42.4歳、平均勤続年数12.2年)となっている。

男女別では、男性が289,478円(平均年齢43.3歳、平均勤続年数13.2年)、女性が219,042円(平均年齢40.6歳、平均勤続年数10.2年)となっている。

平均年齢は「運輸業、郵便業」の46.5歳が最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」の37.1歳が最も低くなっている。

平均勤続年数では、「複合サービス事業」の15.7年が最も長くなっており、逆に「宿泊業、飲食サービス業」の7.8年が最も短くなっている。(第5図)

第5図 産業別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	0 10 20 30 40 50 60 70万円						
				賃金						
前年産業計	計	42.1	12.4	262,920						
	男性	42.9	13.3	284,139						
	女性	40.4	10.4	217,155						
産業計	計	42.4	12.2	266,072						
	男性	43.3	13.2	289,478						
	女性	40.6	10.2	219,042						
鉱業、採石業、 砂利採取業	計	39.7	15.2	358,822						
	男性	39.5	16.0	376,532						
	女性	40.9	9.6	228,944						
建設業	計	43.9	13.5	304,002						
	男性	44.3	13.9	316,233						
	女性	41.6	11.2	230,614						
製造業	計	43.5	13.8	252,690						
	男性	43.3	14.0	273,305						
	女性	44.1	13.1	193,439						
電気・ガス・ 熱供給・水道業	計	41.4	13.1	302,073						
	男性	41.1	13.0	310,485						
	女性	43.7	14.3	245,297						
情報通信業	計	40.9	14.8	303,515						
	男性	42.4	16.0	326,816						
	女性	36.7	11.4	239,143						
運輸業、郵便業	計	46.5	11.0	238,467						
	男性	46.7	11.2	243,899						
	女性	44.9	9.4	188,927						
卸売業、小売業	計	42.0	13.8	271,931						
	男性	42.9	14.6	296,035						
	女性	39.9	11.9	214,177						
金融業、保険業	計	40.8	13.4	334,426						
	男性	42.2	15.0	408,559						
	女性	39.1	11.4	242,595						
不動産業、 物品賃貸業	計	41.5	10.4	284,578						
	男性	43.5	11.4	313,205						
	女性	36.2	7.8	206,452						
学術研究、 専門・技術 サービス業	計	43.9	13.5	310,582						
	男性	45.1	13.7	338,075						
	女性	41.1	13.1	245,906						
宿泊業、 飲食サービス業	計	37.1	7.8	217,236						
	男性	39.3	8.7	235,414						
	女性	34.0	6.5	191,516						
生活関連 サービス業、 娯楽業	計	37.3	9.4	230,601						
	男性	38.6	11.3	262,888						
	女性	36.1	7.6	200,799						
教育、 学習支援業	計	41.3	9.9	291,516						
	男性	45.7	9.4	336,856						
	女性	37.7	10.4	254,529						
医療、福祉	計	39.7	8.0	235,803						
	男性	38.2	8.1	252,376						
	女性	40.2	8.0	229,850						
複合サービス 事業	計	40.6	15.7	276,922						
	男性	41.5	18.7	313,609						
	女性	39.6	12.2	235,076						
サービス業	計	44.0	10.3	235,641						
	男性	44.5	10.9	248,274						
	女性	41.9	8.4	189,631						

3 規模別所定内賃金

所定内賃金を規模別にみると、中小企業が258,616円、大企業が287,186円で、大企業を100とした場合、規模間格差は90.1となっている。(第6図)

第6図 規模別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	15 20 25 30 35万円				
				所定内賃金(円)				
前年規模計	計	42.1	12.4	262,920				
	男性	42.9	13.3	284,139				
	女性	40.4	10.4	217,155				
規模計	計	42.4	12.2	266,072				
	男性	43.3	13.2	289,478				
	女性	40.6	10.2	219,042				
中小企業	計	42.8	11.9	258,616				
	男性	43.6	12.6	277,292				
	女性	41.1	10.4	215,651				
大企業	計	41.3	13.0	287,186				
	男性	42.5	15.2	330,626				
	女性	39.5	9.8	226,047				

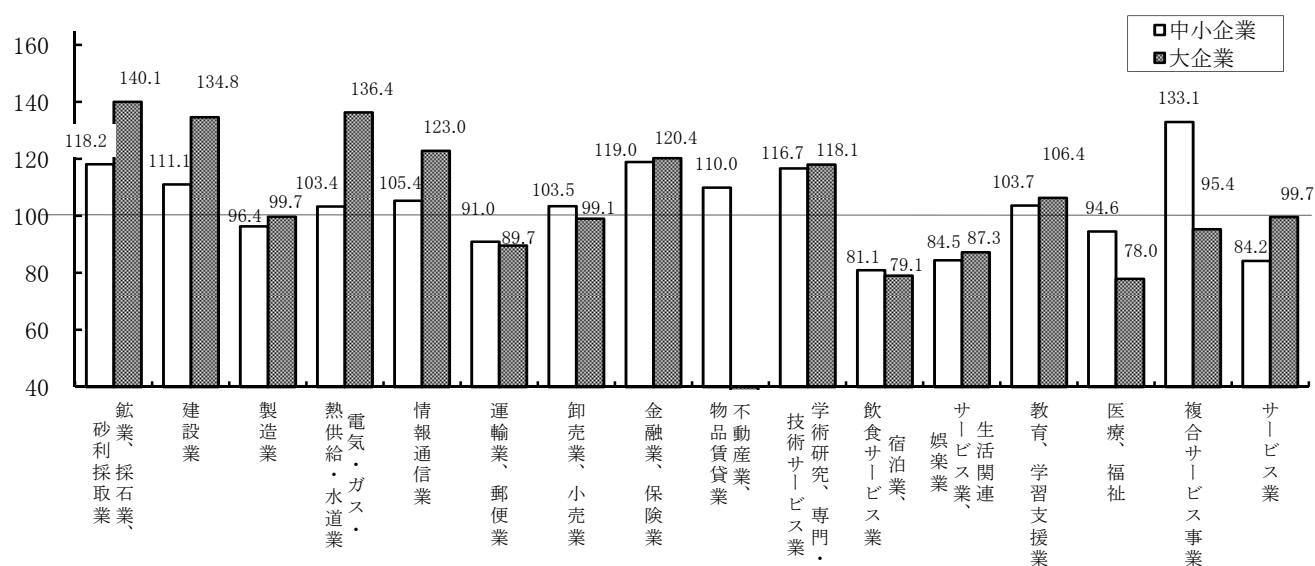
4 産業別所定内賃金

所定内賃金を産業別でみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」(358,822円)が最も高く、以下、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「建設業」が続き、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」となっている。(第10表、第7図)

第10表 産業別・規模別所定内賃金

区分	規模別所定内賃金(円)		
	規模計	中小企業	大企業
前年産業計	262,920	254,248	282,173
産業計	266,072	258,616	287,186
鉱業、採石業、砂利採取業	358,822	305,609	402,359
建設業	304,002	287,336	387,063
製造業	252,690	249,226	286,432
電気・ガス・熱供給・水道業	302,073	267,292	391,701
情報通信業	303,515	272,687	353,203
運輸業、郵便業	238,467	235,287	257,545
卸売業、小売業	271,931	267,720	284,725
金融業、保険業	334,426	307,715	345,645
不動産業、物品賃貸業	284,578	284,578	-
学術研究、専門・技術サービス業	310,582	301,922	339,205
宿泊業、飲食サービス業	217,236	209,619	227,084
生活関連サービス業、娯楽業	230,601	218,434	250,583
教育、学習支援業	291,516	268,284	305,564
医療、福祉	235,803	244,665	224,077
複合サービス事業	276,922	344,249	273,838
サービス業	235,641	217,882	286,320

第7図 産業間格差の状況（産業計＝100）



5 男女別所定内賃金

男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金の割合は、規模計で75.7(男性289,478円、女性219,042円)となっている。規模別にみると、中小企業が77.8、大企業が68.4と大企業の方が男女格差は大きくなっている。産業別にみると中小企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」が101.9で、女性が上まわっている。大企業では女性が上まわっている産業は無く、最も格差が小さいのは「医療、福祉」で、92.0となっている。

なお、最も格差が大きいのは、中小企業では「不動産業、物品賃貸業」、大企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」となっている。(第11表、第6図)

第11表 男女別所定内賃金

区分	中小企業							大企業								
	男性			女性				格差	男性			女性				格差
	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金(円)	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金(円)	年齢(歳)		勤続年数(年)	所定内賃金(円)	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金(円)			
前年産業計	43.4	12.7	272,215	41.1	10.3	211,806	77.8	41.5	14.6	313,190	39.3	10.5	226,974	72.5		
産業計	43.6	12.6	277,292	41.1	10.4	215,651	77.8	42.5	15.2	330,626	39.5	9.8	226,047	68.4		
鉱業、採石業、砂利採取業	38.2	12.5	305,221	51.3	21.0	311,037	101.9	40.7	19.2	441,642	37.4	5.8	201,580	45.6		
建設業	44.1	12.6	298,252	41.8	10.6	224,923	75.4	45.1	19.9	402,214	40.5	15.5	268,017	66.6		
製造業	43.1	13.4	269,315	44.3	12.8	190,899	70.9	45.4	20.2	313,275	42.3	16.1	216,323	69.1		
電気・ガス・熱供給・水道業	40.5	11.5	272,695	50.0	12.8	212,368	77.9	43.0	17.5	425,744	37.3	15.7	278,225	65.4		
情報通信業	39.4	12.0	292,380	34.7	8.2	221,381	75.7	46.9	22.2	380,083	40.4	17.2	271,282	71.4		
運輸業、郵便業	47.2	10.5	240,096	43.5	8.7	189,605	79.0	43.4	15.5	267,369	51.2	12.8	185,708	69.5		
卸売業、小売業	43.3	14.3	292,546	39.9	11.8	211,976	72.5	41.6	15.3	305,850	40.0	12.4	222,322	72.7		
金融業、保険業	44.0	15.9	347,535	40.3	10.9	244,841	70.5	41.3	14.5	438,246	38.7	11.5	241,820	55.2		
不動産業、物品賃貸業	43.5	11.4	313,205	36.2	7.8	206,452	65.9	-	-	-	-	-	-	-		
学術研究、専門・技術サービス業	44.8	12.9	327,186	41.0	13.1	248,644	76.0	45.8	15.9	369,419	41.9	13.1	232,737	63.0		
宿泊業、飲食サービス業	39.2	9.8	220,925	32.3	6.7	192,550	87.2	39.4	7.3	255,337	36.0	6.4	190,289	74.5		
生活関連サービス業、娯楽業	41.0	11.6	256,633	35.4	6.8	193,386	75.4	36.0	11.0	269,472	38.0	9.7	220,041	81.7		
教育、学習支援業	41.5	10.6	325,196	34.3	9.5	229,111	70.5	47.8	8.8	342,914	39.9	11.0	271,849	79.3		
医療、福祉	39.0	8.9	262,643	41.3	8.4	238,071	90.6	37.1	6.9	238,290	38.8	7.4	219,115	92.0		
複合サービス事業	42.0	21.5	344,249	-	-	-	-	41.5	18.5	310,865	39.6	12.2	235,076	75.6		
サービス業	44.7	9.6	224,505	40.9	8.2	186,704	83.2	43.8	15.2	331,799	43.5	8.7	194,063	58.5		

6 年齢別所定内賃金

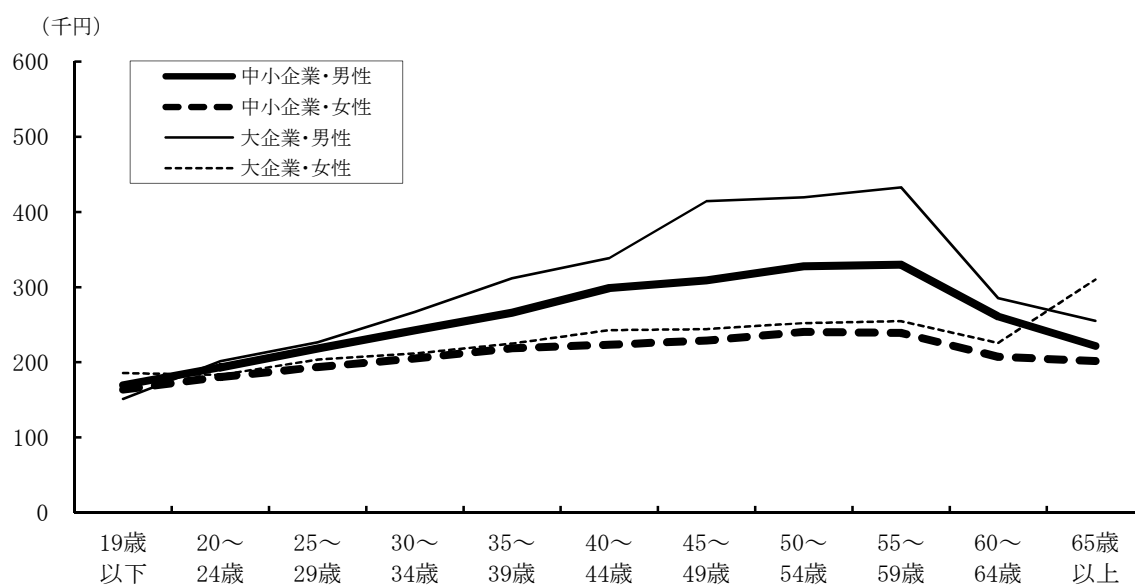
所定内賃金について年齢段階別の推移をみると、20～24歳を100とした場合、男性は中小企業、大企業ともに「55～59歳」のピークまで上昇し、その後、下降に転じている。女性は、中小企業では、「50～54歳」のピークまで上昇し、その後、下降に転じている。大企業では「55～59歳」まで上昇し、その後、下降に転じているが、65歳以上で再度上昇している。また、女性は男性に比べると年齢段階別格差が小さくなっている。

規模別では、男女とも大企業の方が年齢段階別格差が大きくなっている。（第12表、第8図）

第12表 年齢段階別所定内賃金

区 分	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
19歳以下	169,385	87.6	163,398	90.6	151,345	75.1	185,848	101.5
20～24歳	193,304	100.0	180,409	100.0	201,641	100.0	183,132	100.0
25～29歳	218,371	113.0	193,543	107.3	226,720	112.4	203,596	111.2
30～34歳	242,405	125.4	204,875	113.6	267,122	132.5	211,515	115.5
35～39歳	266,082	137.6	218,536	121.1	311,812	154.6	224,986	122.9
40～44歳	298,885	154.6	223,419	123.8	338,473	167.9	242,673	132.5
45～49歳	308,995	159.8	229,066	127.0	414,449	205.5	244,221	133.4
50～54歳	327,571	169.5	240,265	133.2	419,401	208.0	252,090	137.7
55～59歳	329,699	170.6	239,166	132.6	432,442	214.5	254,782	139.1
60～64歳	260,806	134.9	207,400	115.0	285,477	141.6	225,533	123.2
65歳以上	221,810	114.7	201,827	111.9	255,231	126.6	309,981	169.3

第8図 所定内賃金の年齢別推移



7 学歴別所定内賃金

学歴別の所定内賃金は下表のとおりとなっている。(第13表)

男性について、高校卒の所定内賃金を100とした場合の学歴間格差をみると、中小企業、大企業ともに概ね大学院卒、大学卒との格差が大きい。また、女性についても中小企業、大企業ともに概ね大学院卒、大学卒との格差が大きい。(第9図)

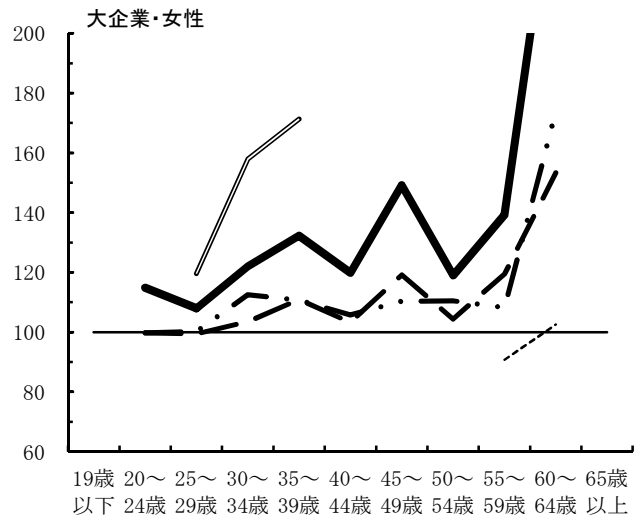
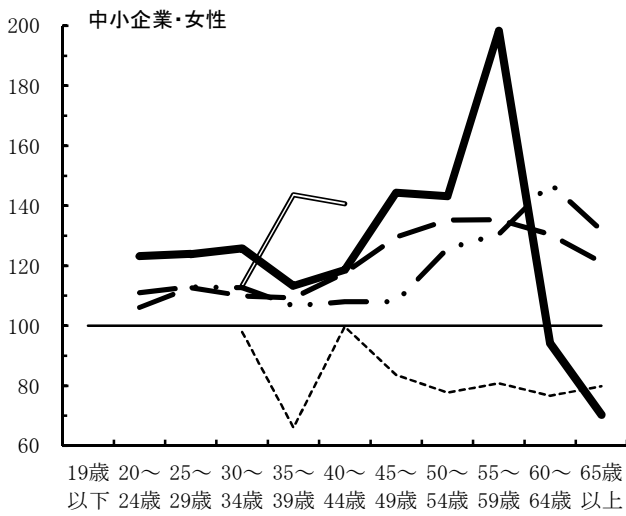
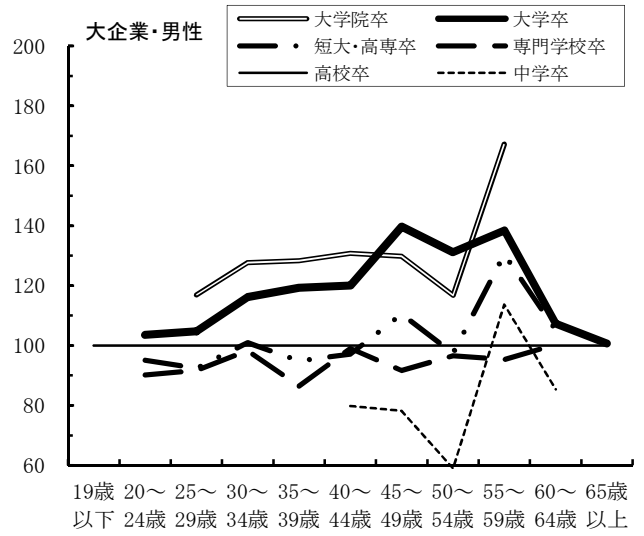
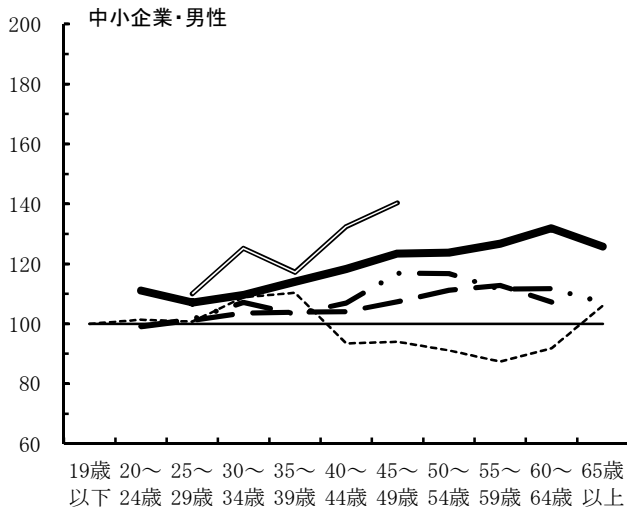
第13表 学歴別所定内賃金

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	250,732	174,818	270,045	200,553	271,581	229,802	284,403	221,383	322,884	238,573	354,550	310,358
産 業 計	251,002	171,520	274,256	205,868	270,907	227,140	282,890	221,664	328,739	238,458	339,175	281,569
中 小 企 業	250,246	166,806	267,468	201,959	269,563	227,202	280,142	222,062	308,664	234,958	303,363	255,340
19歳以下	156,680	-	170,383	164,163	X	X	-	-	-	-	-	-
20～24歳	191,395	X	188,743	164,727	186,791	174,767	187,277	182,815	209,692	202,841	X	X
25～29歳	212,998	-	211,499	169,436	213,930	191,027	214,725	191,262	226,565	209,951	232,640	X
30～34歳	251,539	179,500	231,175	183,278	239,426	201,515	247,703	206,599	253,516	230,575	289,472	207,968
35～39歳	279,853	135,603	253,630	205,240	263,199	224,271	262,086	218,764	289,127	232,565	297,143	294,910
40～44歳	265,779	205,533	284,469	206,124	295,951	242,389	304,215	222,691	336,364	244,585	376,616	289,950
45～49歳	273,712	174,214	291,195	208,367	312,661	270,092	340,208	225,061	359,417	300,859	408,841	X
50～54歳	281,630	166,977	309,225	214,705	343,755	290,463	361,003	269,911	382,553	307,466	X	-
55～59歳	268,638	171,484	307,302	212,200	346,534	287,163	342,828	277,002	389,300	420,815	X	-
60～64歳	227,573	151,188	247,823	197,128	265,659	257,036	276,784	290,665	326,817	185,680	342,815	X
65歳以上	223,194	163,876	210,532	205,154	X	248,638	225,602	270,455	264,713	144,237	-	-
大 企 業	261,099	191,210	311,751	216,526	275,670	226,989	290,802	221,192	362,230	244,334	386,769	304,052
19歳以下	-	-	157,251	X	X	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	X	-	202,657	174,715	182,799	174,259	192,761	174,281	209,870	200,685	-	-
25～29歳	-	-	222,108	196,195	203,657	195,000	205,248	196,510	232,633	211,874	259,637	234,490
30～34歳	X	X	242,725	189,288	238,513	195,885	244,941	212,986	281,972	230,953	309,808	298,985
35～39歳	X	X	292,591	200,524	252,997	222,326	277,549	221,826	349,145	265,269	375,277	343,585
40～44歳	247,908	221,373	310,658	230,983	307,644	238,479	301,710	244,364	372,893	276,845	406,084	-
45～49歳	270,703	X	345,991	220,237	317,211	262,376	382,022	243,145	483,204	328,645	449,169	-
50～54歳	223,850	-	379,522	240,993	366,522	251,480	369,890	266,248	497,861	286,720	443,030	X
55～59歳	418,027	213,341	367,649	235,069	350,413	280,826	479,624	254,372	509,046	327,294	614,819	-
60～64歳	238,096	185,900	278,951	181,304	279,844	278,020	293,269	315,014	299,354	469,106	X	X
65歳以上	X	X	248,665	232,569	-	-	X	X	250,374	X	X	X

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第9図 学歴間格差の年齢別推移



8 職種別所定内賃金

職種別にみると、中小企業、大企業ともに「管理」が高く、次いで「事務・技術」、「生産」の順になっている。
(第14表、第10図)

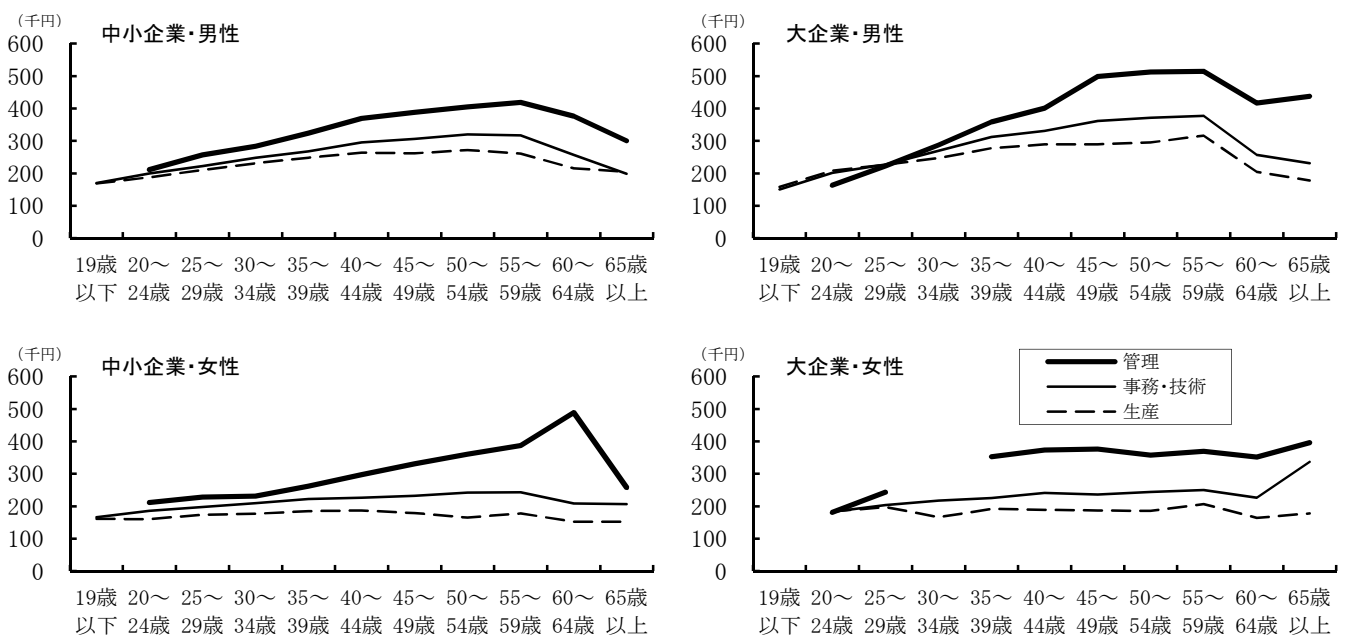
第14表 職種別所定内賃金

単位：円

区 分	管 理		事務・技術		生 産	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	399,544	326,900	280,514	219,932	241,940	177,911
産 業 計	399,755	330,499	277,054	220,002	243,267	176,042
中 小 企 業	376,094	322,381	268,990	218,311	240,831	173,304
19歳以下	-	-	169,548	165,938	169,330	161,444
20～24歳	210,985	211,123	199,375	185,374	187,506	159,652
25～29歳	256,940	227,672	221,950	197,543	210,769	174,303
30～34歳	283,191	231,191	247,523	208,912	230,682	176,565
35～39歳	323,671	261,235	267,245	222,631	248,007	184,804
40～44歳	369,002	297,255	295,299	226,431	263,503	186,985
45～49歳	388,413	331,077	305,909	232,185	261,991	179,237
50～54歳	404,707	360,626	319,965	241,963	271,086	165,209
55～59歳	418,733	386,728	316,895	242,909	260,774	177,368
60～64歳	376,062	489,098	257,221	208,847	215,673	151,813
65歳以上	300,011	257,626	198,779	206,391	204,075	152,206
大 企 業	460,987	350,577	294,896	223,023	262,202	186,491
19歳以下	X	-	149,792	X	157,797	X
20～24歳	162,959	180,750	201,045	183,065	208,887	184,044
25～29歳	222,456	243,336	226,962	203,265	226,499	197,189
30～34歳	287,768	X	269,162	216,811	246,890	166,137
35～39歳	358,580	352,596	312,113	224,813	277,580	191,865
40～44歳	400,844	372,837	330,857	240,954	288,975	189,114
45～49歳	498,963	375,870	361,497	236,184	289,366	187,012
50～54歳	512,773	357,585	370,861	243,788	295,683	185,823
55～59歳	514,351	369,226	377,675	249,509	315,658	206,574
60～64歳	416,371	351,364	256,692	226,484	204,920	164,250
65歳以上	437,613	395,623	230,985	337,047	177,913	178,086

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第10図 職種別所定内賃金の年齢別推移



9 勤続年数別所定内賃金

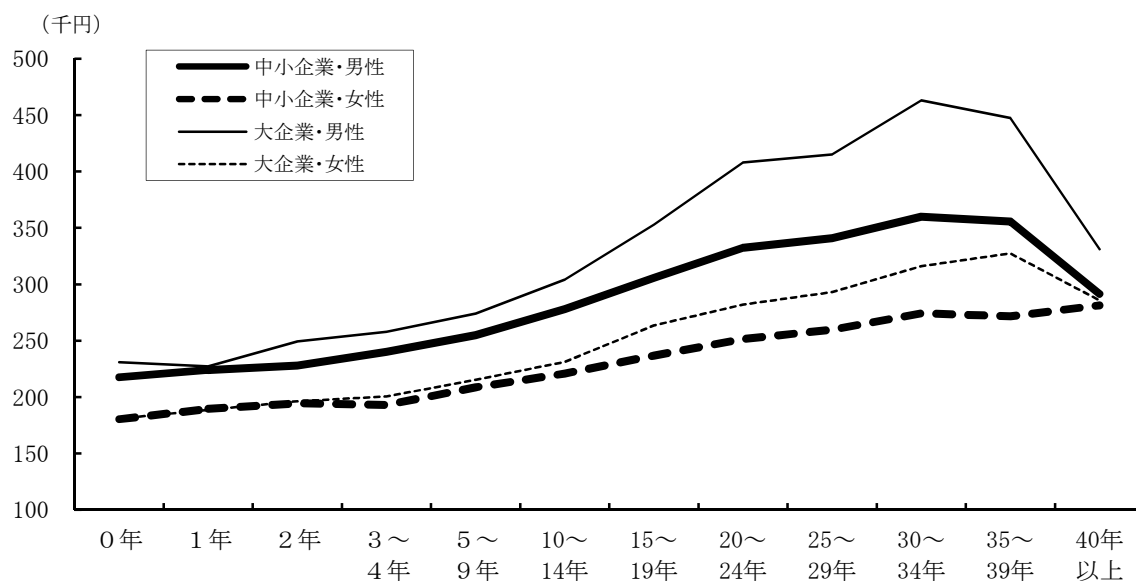
所定内賃金について勤続年数別の推移をみると、男性は中小企業、大企業で「30～34年」、女性は中小企業で「40年以上」、大企業で「35～39年」がピークになっている。

また、規模別では、勤続年数「0年」の者の所定内賃金を100とした場合、男女とも大企業の方が概ね勤続年数別格差が大きくなっている。(第15表、第11図)

第15表 勤続年数別所定内賃金

勤続年数	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
0年	217,478	100.0	180,504	100.0	230,849	100.0	181,027	100.0
1年	223,954	103.0	189,580	105.0	227,230	98.4	188,541	104.2
2年	227,791	104.7	194,422	107.7	249,221	108.0	196,395	108.5
3～4年	240,013	110.4	192,875	106.9	257,797	111.7	200,383	110.7
5～9年	254,950	117.2	208,659	115.6	273,925	118.7	215,245	118.9
10～14年	277,892	127.8	220,942	122.4	304,038	131.7	231,294	127.8
15～19年	305,593	140.5	236,618	131.1	352,899	152.9	263,526	145.6
20～24年	332,341	152.8	251,582	139.4	407,998	176.7	281,856	155.7
25～29年	340,822	156.7	259,563	143.8	415,060	179.8	292,909	161.8
30～34年	359,747	165.4	274,219	151.9	463,161	200.6	316,043	174.6
35～39年	355,727	163.6	271,637	150.5	447,342	193.8	327,471	180.9
40年以上	291,456	134.0	281,220	155.8	331,076	143.4	285,752	157.9

第11図 所定内賃金の勤続年数別推移



10 標準労働者の所定内賃金

標準労働者(学校卒業後直ちに就職し、同一企業に継続して勤務している者)について、年齢「20～24 歳」の者の所定内賃金を 100 として、各条件別に所定内賃金をみると、男性は、中小企業では「40～44 歳」までは「生産」が「事務・技術」より年齢による格差が大きい。大企業では一部を除き「事務・技術」が「生産」より年齢による格差が大きい。一方女性は、中小企業では一部を除き「生産」が「事務・技術」より年齢による格差が大きい。(第 16 表)

第 16 表 標準労働者の所定内賃金【男 性】

年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
	事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
19 歳 以下	169,342	81.3	172,594	89.7	162,475	76.9	150,549	68.8
20 ～ 24 歳	208,188	100.0	192,360	100.0	211,273	100.0	218,946	100.0
25 ～ 29 歳	235,608	113.2	224,786	116.9	236,876	112.1	254,976	116.5
30 ～ 34 歳	268,233	128.8	267,316	139.0	296,990	140.6	272,534	124.5
35 ～ 39 歳	296,747	142.5	274,672	142.8	340,103	161.0	274,581	125.4
40 ～ 44 歳	331,447	159.2	321,415	167.1	370,624	175.4	327,504	149.6
45 ～ 49 歳	343,697	165.1	302,788	157.4	399,231	189.0	336,918	153.9
50 ～ 54 歳	366,256	175.9	309,506	160.9	408,271	193.2	414,520	189.3
55 ～ 59 歳	385,569	185.2	323,105	168.0	415,316	196.6	386,246	176.4
60 ～ 64 歳	231,269	111.1	194,788	101.3	220,842	104.5	237,899	108.7
65 歳 以上	260,404	125.1	X	X	272,103	128.8	-	-

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第 16 表 標準労働者の所定内賃金【女 性】

年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
	事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
19 歳 以下	167,207	84.9	162,732	94.5	X	X	-	-
20 ～ 24 歳	196,985	100.0	172,185	100.0	188,946	100.0	193,424	100.0
25 ～ 29 歳	211,809	107.5	187,347	108.8	209,612	110.9	221,729	114.6
30 ～ 34 歳	239,296	121.5	193,194	112.2	236,170	125.0	-	-
35 ～ 39 歳	241,472	122.6	231,786	134.6	242,526	128.4	221,013	114.3
40 ～ 44 歳	268,715	136.4	246,311	143.1	287,981	152.4	X	X
45 ～ 49 歳	261,727	132.9	232,453	135.0	302,763	160.2	248,057	128.2
50 ～ 54 歳	260,470	132.2	X	X	345,176	182.7	X	X
55 ～ 59 歳	259,304	131.6	219,927	127.7	287,995	152.4	-	-
60 ～ 64 歳	199,039	101.0	-	-	X	X	-	-
65 歳 以上	X	X	-	-	-	-	-	-

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

※ 標準労働者：年齢から勤続年数を引いた数が、最終学歴「高校卒」の場合は 18、「高専・短大卒」の場合は 20、「大学卒」の場合は 22 又は 23 となる者としている。

11 所定外賃金

集計労働者の平均所定外賃金は、18,643 円となっている。男女別では、男性が 23,187 円、女性が 9,511 円となっている。

規模別にみると、中小企業が 17,484 円、大企業が 21,925 円と大企業の方が高くなっている。また、産業別にみると、「運輸業、郵便業」が 39,741 円で最も高く、「鉱業、採石業、砂利採取業」が続き、「教育、学習支援業」が最も低くなっている。(第 17 表)

第 17 表 所定外賃金

単位：円

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性
前 年 産 業 計	19,411	23,889	9,755	18,583	22,802	8,617	21,250	26,535	11,842
産 業 計	18,643	23,187	9,511	17,484	21,171	8,999	21,925	29,995	10,568
鉱業、採石業、砂利採取業	34,547	36,642	19,190	37,472	39,677	6,602	32,154	33,870	23,385
建設業	24,501	27,041	9,264	18,230	20,150	7,248	55,756	59,988	22,508
製造業	22,028	26,040	10,495	20,401	24,197	9,380	37,872	44,509	20,538
電気・ガス・熱供給・水道業	15,622	16,886	7,092	7,792	7,410	11,679	35,798	45,786	2,505
情報通信業	24,785	22,654	30,672	25,227	24,623	26,801	24,072	19,608	37,678
運輸業、郵便業	39,741	42,286	16,534	38,979	41,173	18,134	44,311	49,149	8,933
卸売業、小売業	13,170	14,579	9,794	11,332	12,343	9,061	18,755	20,870	12,504
金融業、保険業	21,058	23,241	18,354	8,256	8,690	7,572	26,435	30,320	22,079
不動産業、物品賃貸業	27,070	33,047	10,756	27,070	33,047	10,756	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	20,320	22,283	15,703	18,474	19,435	16,447	26,422	30,480	12,122
宿泊業、飲食サービス業	23,563	26,328	19,651	17,208	20,447	12,317	31,781	34,416	28,350
生活関連サービス業、娯楽業	15,259	17,469	13,218	15,661	18,464	13,824	14,597	16,423	11,645
教育、学習支援業	3,201	4,020	2,533	4,398	6,894	2,680	2,477	2,526	2,433
医療、福祉	6,436	6,631	6,366	6,774	6,212	6,981	5,989	7,207	5,563
複合サービス事業	4,330	3,426	5,362	7,974	7,974	-	4,163	3,018	5,362
サービス業	19,660	23,041	7,348	17,323	19,708	6,097	26,331	34,754	9,242

第4 労働日数、労働時間

1 実労働日数、実労働時間数

(1) 実労働日数

実労働日数は、21.6日(中小企業21.8日、大企業21.0日)となっている。産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が23.0日(それぞれ中小企業23.4日、大企業22.4日)で最も多く、「運輸業、郵便業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「建設業」が続いている。(第18表)

(2) 実労働時間数

実労働時間数をみると、総実労働時間数は175.5時間(中小企業176.9時間、大企業171.5時間)であり、その内訳は所定内164.9時間、所定外10.6時間となっている。

産業別の月所定内労働時間数は「鉱業、採石業、砂利採取業」が147.3時間で最も短く、他の産業との差は1.6～29.3時間となっている。産業別の月所定外労働時間数は「運輸業、郵便業」が27.1時間で最も長く、以下、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」が続いている。(第18表)

第18表 月間実労働日数、実労働時間数

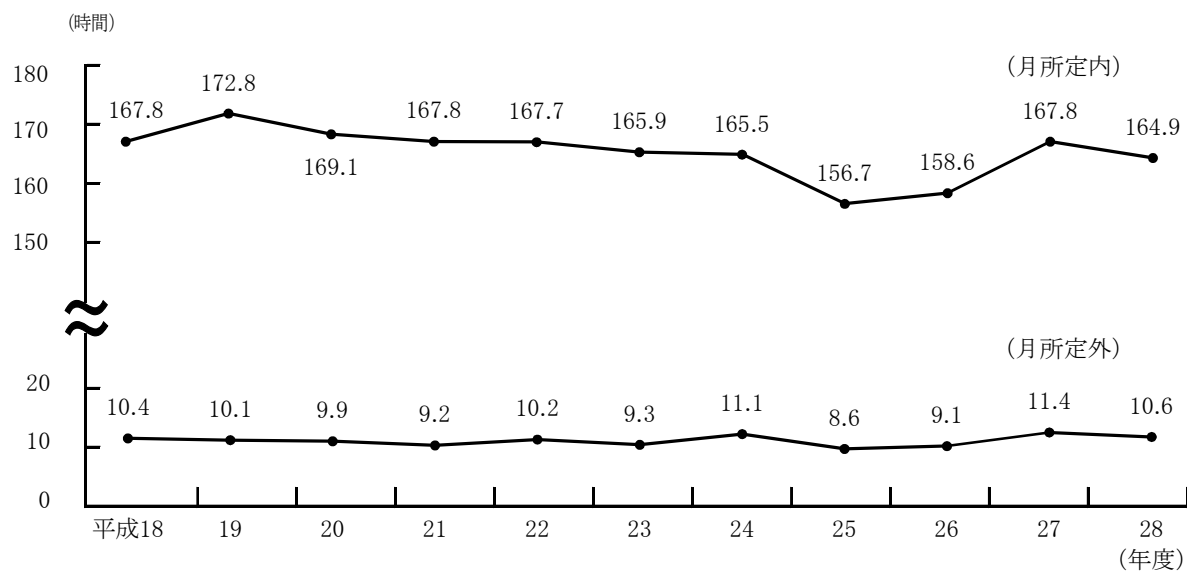
区 分	月間実労働日数 (日)	月 間 実 労 働 時 間 数(時間)		
		総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計 規 模 計	21.9	179.2	167.8	11.4
中小企業	22.0	180.3	168.8	11.5
大 企 業	21.7	176.8	165.6	11.2
産 業 計 規 模 計	21.6	175.5	164.9	10.6
中小企業	21.8	176.9	166.4	10.6
大 企 業	21.0	171.5	160.7	10.8
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	20.1	160.2	147.3	13.0
中小企業	20.3	165.6	149.2	16.3
大 企 業	20.0	155.9	145.7	10.2
建 設 業 規 模 計	22.0	177.6	165.7	11.9
中小企業	22.2	176.9	166.9	10.0
大 企 業	20.9	181.0	159.4	21.6
製 造 業 規 模 計	21.7	180.1	167.1	13.0
中小企業	21.8	180.0	167.7	12.3
大 企 業	20.9	181.1	161.3	19.8
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	20.5	163.2	157.1	6.1
中小企業	20.9	164.0	160.1	3.8
大 企 業	19.7	161.4	149.3	12.1
情 報 通 信 業 規 模 計	21.0	172.5	160.0	12.5
中小企業	21.0	174.9	162.5	12.4
大 企 業	21.1	168.7	155.9	12.8
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	22.3	195.5	168.3	27.1
中小企業	22.4	196.5	169.7	26.7
大 企 業	21.8	189.5	159.9	29.6
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	21.7	174.0	166.6	7.4
中小企業	21.8	174.3	167.7	6.6
大 企 業	21.4	173.1	163.5	9.7
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	20.0	157.9	148.9	9.0
中小企業	20.3	157.2	153.6	3.5
大 企 業	19.9	158.2	146.9	11.3
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	21.8	186.4	168.2	18.2
中小企業	21.8	186.4	168.2	18.2
大 企 業	-	-	-	-
学 術 研 究 、 専 門 ・ 規 模 計	20.7	172.4	160.7	11.7
技 術 サ ー ビ ス 業 中 小 企 業	20.7	172.5	161.6	10.9
大 企 業	20.9	172.2	157.6	14.5
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	23.0	193.3	176.6	16.8
中小企業	23.4	194.0	181.3	12.7
大 企 業	22.4	192.5	170.5	22.1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 規 模 計	22.0	176.9	168.0	9.0
娯 楽 業 中 小 企 業	22.0	178.1	168.3	9.7
大 企 業	22.1	175.1	167.4	7.7
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	21.2	165.5	163.1	2.4
中小企業	21.6	170.8	166.6	4.2
大 企 業	21.0	162.3	161.0	1.3
医 療 、 福 祉 規 模 計	21.0	166.0	162.3	3.7
中小企業	20.8	164.6	160.9	3.7
大 企 業	21.2	168.0	164.3	3.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	20.4	164.8	162.1	2.8
中小企業	18.8	149.3	143.5	5.8
大 企 業	20.4	165.5	162.9	2.6
サ ー ビ ス 業 規 模 計	21.8	175.4	163.4	12.0
中小企業	22.2	177.1	165.2	11.9
大 企 業	20.8	170.4	158.3	12.1

2 労働時間の推移（月所定内・月所定外）

平成 18 年度からの労働時間の推移をみると、月所定内労働時間は、平成 19 年度をピークに減少傾向であったが、平成 27 年度に増加した。

月所定外労働時間は、平成 27 年度は増加したが、総じて横ばいにあるといえる。（第 12 図）

第 12 図 労働時間の推移(月所定内・月所定外)



3 所定労働時間

(1) 日所定・週所定労働時間

週所定労働時間は、38 時間 42 分となっている。規模別にみると、中小企業は 38 時間 55 分、大企業は 38 時間5分で中小企業の方が長くなっている。産業別にみると、中小企業では「複合サービス事業」、大企業では「医療、福祉」が最も長くなっている。(第 19 表)

第 19 表 日所定・週所定労働時間

区 分		単位：(時間:分)	
		日 所 定	週 所 定
前 年 産 業 計	規 模 計	7:40	38:36
	中 小 企 業	7:41	38:56
	大 企 業	7:38	37:45
産 業 計	規 模 計	7:41	38:42
	中 小 企 業	7:41	38:55
	大 企 業	7:41	38:05
鉱 業、採石業、砂利採取業	規 模 計	7:38	38:13
	中 小 企 業	7:47	38:57
	大 企 業	7:30	37:30
建 設 業	規 模 計	7:43	39:43
	中 小 企 業	7:41	39:43
	大 企 業	7:56	39:42
製 造 業	規 模 計	7:46	39:22
	中 小 企 業	7:46	39:21
	大 企 業	7:48	39:34
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	規 模 計	7:42	38:30
	中 小 企 業	7:42	38:32
	大 企 業	7:40	38:20
情 報 通 信 業	規 模 計	7:51	39:03
	中 小 企 業	7:51	38:59
	大 企 業	7:50	39:10
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	7:44	38:46
	中 小 企 業	7:44	39:44
	大 企 業	7:41	33:15
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	7:31	37:41
	中 小 企 業	7:31	37:42
	大 企 業	7:31	37:37
金 融 業、保 險 業	規 模 計	7:32	36:23
	中 小 企 業	7:48	39:00
	大 企 業	7:26	35:28
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	7:47	39:58
	中 小 企 業	7:47	39:58
	大 企 業	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:48	39:06
	中 小 企 業	7:51	39:22
	大 企 業	7:40	38:20
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:21	37:38
	中 小 企 業	7:27	38:16
	大 企 業	7:08	36:20
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計	7:32	37:50
	中 小 企 業	7:35	38:07
	大 企 業	7:27	37:16
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	7:43	38:44
	中 小 企 業	7:48	39:24
	大 企 業	7:40	38:11
医 療、福 祉	規 模 計	7:57	39:44
	中 小 企 業	7:58	39:37
	大 企 業	7:56	39:55
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	7:45	38:45
	中 小 企 業	8:00	40:00
	大 企 業	7:43	38:36
サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:30	37:36
	中 小 企 業	7:20	37:23
	大 企 業	7:54	38:13

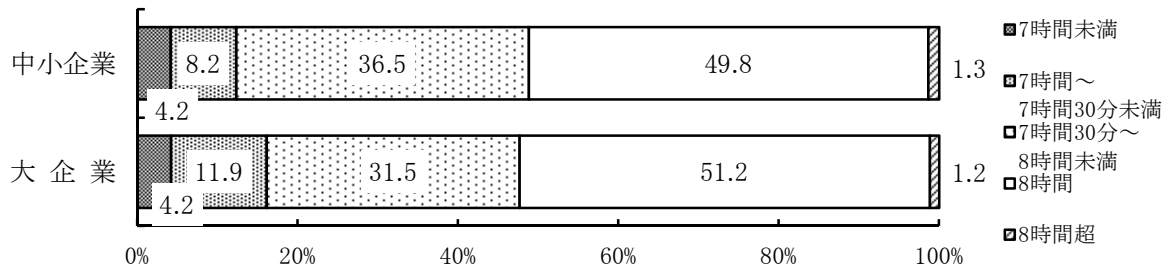
(2) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間は、7時間41分となっている。規模別にみると、中小企業、大企業ともに7時間41分となっており、1日の所定労働時間別事業所割合でも、8時間未満とする割合は中小企業、大企業ともに同程度になっている。産業別にみると、中小企業では「複合サービス事業」、大企業では「建設業」、「医療、福祉」が最も長くなっている。(第20表、第13図)

第20表 1日の所定労働時間

区 分	所定労働時間 (時間:分)	1日の所定労働時間別事業所割合(%)					
		}	6:30	7:00	7:30	8:00	8:01
			6:29	6:59	7:29		7:59
前年産業計	7:40	2.7	0.6	9.8	38.4	48.1	0.3
中小企業	7:41	2.2	0.9	9.0	39.2	48.4	0.3
大企業	7:38	4.0	-	11.8	36.4	47.4	0.4
産業計	7:41	3.2	1.0	9.2	35.2	50.1	1.3
中小企業	7:41	3.0	1.2	8.2	36.5	49.8	1.3
大企業	7:41	3.8	0.4	11.9	31.5	51.2	1.2
鉱業、採石業、砂利採取業	7:38	-	-	25.0	50.0	25.0	-
中小企業	7:47	-	-	-	50.0	50.0	-
大企業	7:30	-	-	50.0	50.0	-	-
建設業	7:43	-	-	8.1	44.7	47.2	-
中小企業	7:41	-	-	9.4	49.1	41.5	-
大企業	7:56	-	-	-	17.6	82.4	-
製造業	7:46	0.5	1.6	7.4	43.9	45.5	1.1
中小企業	7:46	0.6	1.7	7.8	44.1	44.7	1.1
大企業	7:48	-	-	-	40.0	60.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	7:42	-	-	-	80.0	20.0	-
中小企業	7:42	-	-	-	75.0	25.0	-
大企業	7:40	-	-	-	100.0	-	-
情報通信業	7:51	-	-	8.3	25.0	66.7	-
中小企業	7:51	-	-	12.5	12.5	75.0	-
大企業	7:50	-	-	-	50.0	50.0	-
運輸業、郵便業	7:44	-	1.9	9.3	37.0	51.9	-
中小企業	7:44	-	2.2	6.5	41.3	50.0	-
大企業	7:41	-	-	25.0	12.5	62.5	-
卸売業、小売業	7:31	7.2	0.9	10.8	36.0	43.7	1.4
中小企業	7:31	7.4	1.2	9.3	36.4	43.8	1.9
大企業	7:31	6.7	-	15.0	35.0	43.3	-
金融業、保険業	7:32	-	2.6	39.5	36.8	21.1	-
中小企業	7:48	-	-	10.0	30.0	60.0	-
大企業	7:26	-	3.6	50.0	39.3	7.1	-
不動産業、物品賃貸業	7:47	-	-	14.3	21.4	64.3	-
中小企業	7:47	-	-	14.3	21.4	64.3	-
大企業	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	7:48	-	-	8.3	29.2	62.5	-
中小企業	7:51	-	-	5.6	22.2	72.2	-
大企業	7:40	-	-	16.7	50.0	33.3	-
宿泊業、飲食サービス業	7:21	17.5	2.5	5.0	17.5	52.5	5.0
中小企業	7:27	14.8	3.7	3.7	14.8	59.3	3.7
大企業	7:08	23.1	-	7.7	23.1	38.5	7.7
生活関連サービス業、娯楽業	7:32	6.1	3.0	12.1	33.3	42.4	3.0
中小企業	7:35	4.5	4.5	13.6	27.3	45.5	4.5
大企業	7:27	9.1	-	9.1	45.5	36.4	-
教育、学習支援業	7:43	4.5	4.5	-	31.8	59.1	-
中小企業	7:48	-	10.0	-	30.0	60.0	-
大企業	7:40	8.3	-	-	33.3	58.3	-
医療、福祉	7:57	-	-	1.9	21.3	74.4	2.5
中小企業	7:58	-	-	3.1	21.9	71.9	3.1
大企業	7:56	-	-	-	20.3	78.1	1.6
複合サービス事業	7:45	-	-	-	50.0	50.0	-
中小企業	8:00	-	-	-	-	100.0	-
大企業	7:43	-	-	-	55.6	44.4	-
サービス業	7:30	9.1	-	16.4	34.5	38.2	1.8
中小企業	7:20	10.0	-	17.5	35.0	37.5	-
大企業	7:54	6.7	-	13.3	33.3	40.0	6.7

第 13 図 1日の所定労働時間別事業所割合



(3) 週所定労働時間

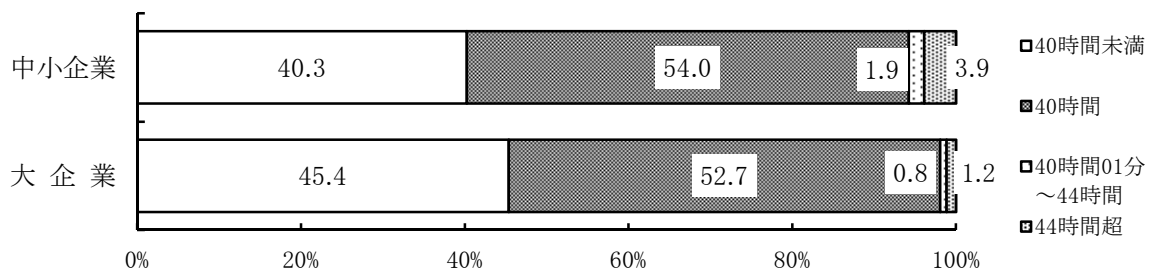
週所定労働時間は、38 時間 42 分となっている。規模別にみると、中小企業は 38 時間 55 分、大企業は 38 時間 5 分で中小企業の方が長くなっている。産業別では「不動産業、物品賃貸業」が 39 時間 58 分と最も長く、一方、最も短いのは「金融業、保険業」の 36 時間 23 分であり、その差は3時間 35 分となっている。

また、週所定労働時間の分布状況をみると、40 時間以下の事業所が 95.2%、40 時間を超え 44 時間以下の事業所が 1.6%、44 時間を超える事業所が 3.2%となっている。これを産業別にみると、週 40 時間以下は「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」で 100%となっており、他の産業との差は 1.8%～14.2%となっている。なお、40 時間を超え 44 時間以下は「不動産業、物品賃貸業」が 7.1%と最も多い。週 44 時間を超える労働時間は「宿泊業、飲食サービス業」で 10.0%と最も多い。(第 22 表)

規模別では、大企業の方が週 40 時間以下の割合がやや大きい。(第 22 表、第 14 図)

労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業では労働組合のある事業所の方が若干長く、大企業では労働組合の有る事業所の方が短くなっている。(第 21 表)

第 14 図 週所定労働時間別事業所割合



第 21 表 労働組合有無別週所定労働時間

単位：(時間:分)

区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前 年 産 業 計	38:45	38:58	37:09	38:25
産 業 計	38:58	38:55	37:28	38:49

第 22 表 週所定労働時間

区 分	所定労働時間 (時間:分)	週所定労働時間別事業所割合(%)							
		37:59	38:00	40:00	40:01	42:00	44:00	44:01	
		37:59	39:59	40:00	41:59	43:59	44:00	44:01	
前 年 産 業 計 規 模 計	38:36	20.4	23.6	54.0	0.3	0.4	0.1	0.5	
中小企業	38:56	15.8	26.2	55.9	0.3	0.6	0.1	0.7	
大 企 業	37:45	31.6	17.3	49.3	0.4	-	-	-	
産 業 計 規 模 計	38:42	21.9	19.7	53.6	0.5	0.7	0.4	3.2	
中小企業	38:55	17.4	22.8	54.0	0.7	0.7	0.5	3.9	
大 企 業	38:05	34.6	10.8	52.7	-	0.8	-	1.2	
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	38:13	75.0	-	25.0	-	-	-	-	
中小企業	38:57	50.0	-	50.0	-	-	-	-	
大 企 業	37:30	100.0	-	-	-	-	-	-	
建 設 業 規 模 計	39:43	16.3	24.4	50.4	-	1.6	-	7.3	
中小企業	39:43	17.9	26.4	45.3	-	1.9	-	8.5	
大 企 業	39:42	5.9	11.8	82.4	-	-	-	-	
製 造 業 規 模 計	39:22	15.9	29.1	48.7	0.5	-	1.1	4.8	
中小企業	39:21	15.1	30.2	48.6	0.6	-	1.1	4.5	
大 企 業	39:34	30.0	10.0	50.0	-	-	-	10.0	
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	38:30	40.0	40.0	20.0	-	-	-	-	
中小企業	38:32	50.0	25.0	25.0	-	-	-	-	
大 企 業	38:20	-	100.0	-	-	-	-	-	
情 報 通 信 業 規 模 計	39:03	25.0	16.7	58.3	-	-	-	-	
中小企業	38:59	25.0	12.5	62.5	-	-	-	-	
大 企 業	39:10	25.0	25.0	50.0	-	-	-	-	
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	38:46	13.0	13.0	70.4	1.9	1.9	-	-	
中小企業	39:44	6.5	15.2	73.9	2.2	2.2	-	-	
大 企 業	33:15	50.0	-	50.0	-	-	-	-	
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	37:41	27.5	22.1	45.9	1.4	0.5	0.5	2.3	
中小企業	37:42	20.4	24.7	48.8	1.9	0.6	0.6	3.1	
大 企 業	37:37	46.7	15.0	38.3	-	-	-	-	
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	36:23	71.1	7.9	21.1	-	-	-	-	
中小企業	39:00	20.0	20.0	60.0	-	-	-	-	
大 企 業	35:28	89.3	3.6	7.1	-	-	-	-	
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	39:58	21.4	14.3	50.0	-	7.1	-	7.1	
中小企業	39:58	21.4	14.3	50.0	-	7.1	-	7.1	
大 企 業	-	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	39:06	20.8	16.7	62.5	-	-	-	-	
中小企業	39:22	16.7	11.1	72.2	-	-	-	-	
大 企 業	38:20	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	
宿 泊 業 、 飲 食 サービス 業 規 模 計	37:38	32.5	2.5	52.5	-	-	2.5	10.0	
中小企業	38:16	22.2	3.7	59.3	-	-	3.7	11.1	
大 企 業	36:20	53.8	-	38.5	-	-	-	7.7	
生 活 関 連 サービス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	37:50	30.3	15.2	51.5	-	-	-	3.0	
中小企業	38:07	27.3	13.6	54.5	-	-	-	4.5	
大 企 業	37:16	36.4	18.2	45.5	-	-	-	-	
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	38:44	13.6	18.2	68.2	-	-	-	-	
中小企業	39:24	10.0	30.0	60.0	-	-	-	-	
大 企 業	38:11	16.7	8.3	75.0	-	-	-	-	
医 療 、 福 祉 規 模 計	39:44	8.1	11.9	77.5	-	1.3	-	1.3	
中小企業	39:37	11.5	14.6	71.9	-	-	-	2.1	
大 企 業	39:55	3.1	7.8	85.9	-	3.1	-	-	
複 合 サービス 事 業 規 模 計	38:45	50.0	-	50.0	-	-	-	-	
中小企業	40:00	-	-	100.0	-	-	-	-	
大 企 業	38:36	55.6	-	44.4	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業 規 模 計	37:36	27.3	27.3	43.6	-	-	-	1.8	
中小企業	37:23	27.5	30.0	42.5	-	-	-	-	
大 企 業	38:13	26.7	20.0	46.7	-	-	-	6.7	

(4) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、67.2%となっている。規模別では、中小企業で67.1%、大企業で67.3%となっている。形態別では、「1か月単位」が26.4%、「1年単位」が40.7%、「フレックスタイム制」が2.5%、「1週間単位」が1.3%となり、中小企業では「1年単位」、大企業では「1か月単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。産業別では、「宿泊業、飲食サービス業」の82.5%が最も高く、以下、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「不動産業、物品賃貸業」、「複合サービス事業」と続いている。これらの産業では採用の割合が高く7割以上となっている。（第23表、第15図）

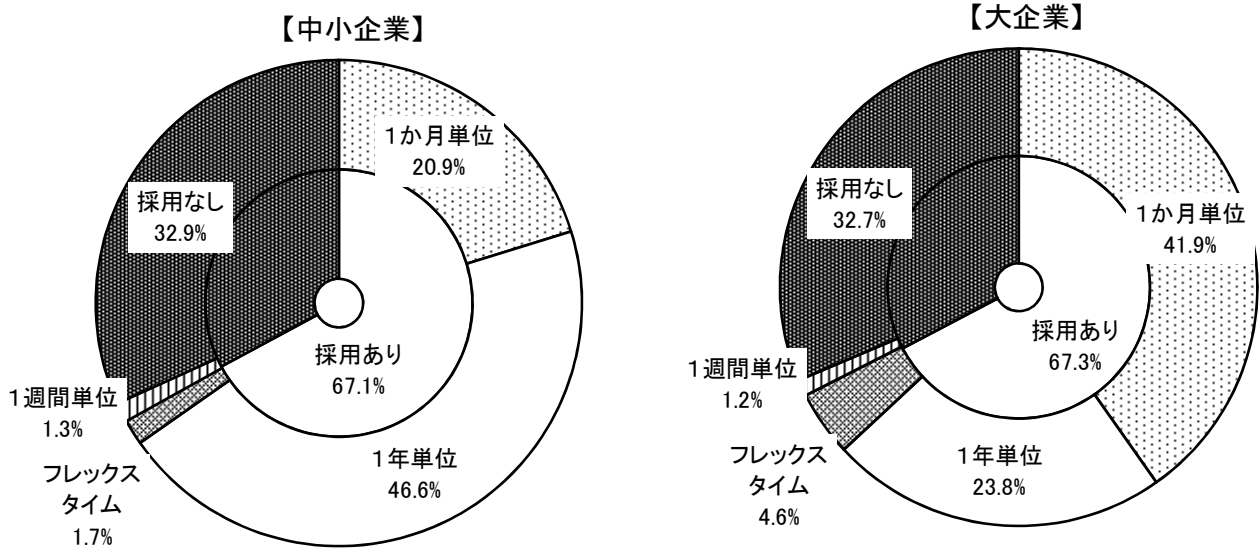
また、平成18年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、総じて微増傾向となっている。（第16図）

第23表 変形労働時間制の形態別事業所

区 分	変形労働 時間制 あり	各形態の採用割合				変形労働 時間制 なし
		1か月単位	1年単位	フレックス タイム	1週間単位	
前年産業計	67.3	23.3	43.2	3.2	1.9	32.7
規模計	66.4	17.3	48.7	2.2	2.5	33.6
中小企業	69.5	38.2	29.8	5.5	0.4	30.5
大企業	67.2	26.4	40.7	2.5	1.3	32.8
産業計	67.1	20.9	46.6	1.7	1.3	32.9
規模計	67.3	41.9	23.8	4.6	1.2	32.7
鉱業、採石業、砂利採取業	25.0	-	-	25.0	-	75.0
規模計	50.0	-	-	50.0	-	50.0
中小企業	-	-	-	-	-	-
大企業	66.7	11.4	55.3	2.4	-	33.3
建設業	69.8	8.5	64.2	-	-	30.2
規模計	47.1	29.4	-	17.6	-	52.9
中小企業	67.2	9.5	59.8	2.6	0.5	32.8
大企業	66.5	8.9	60.3	1.7	0.6	33.5
製造業	80.0	20.0	50.0	20.0	-	20.0
規模計	80.0	60.0	20.0	20.0	-	20.0
中小企業	75.0	50.0	25.0	25.0	-	25.0
大企業	100.0	100.0	-	-	-	0.0
情報通信業	50.0	8.3	25.0	25.0	-	50.0
規模計	50.0	12.5	25.0	25.0	-	50.0
中小企業	50.0	-	25.0	25.0	-	50.0
大企業	79.6	29.6	51.9	-	-	20.4
運輸業、郵便業	76.1	28.3	50.0	-	-	23.9
規模計	100.0	37.5	62.5	-	-	0.0
中小企業	67.6	27.0	39.6	1.8	2.3	32.4
卸売業、小売業	62.3	17.3	42.6	1.2	3.1	37.7
大企業	81.7	53.3	31.7	3.3	-	18.3
金融業、保険業	26.3	21.1	-	5.3	-	73.7
規模計	-	-	-	-	-	-
中小企業	35.7	28.6	-	7.1	-	64.3
大企業	71.4	14.3	57.1	-	-	28.6
不動産業、物品賃貸業	71.4	14.3	57.1	-	-	28.6
規模計	-	-	-	-	-	-
中小企業	29.2	8.3	20.8	-	-	70.8
大企業	33.3	5.6	27.8	-	-	66.7
学術研究、専門・技術サービス業	16.7	16.7	-	-	-	83.3
規模計	82.5	45.0	25.0	5.0	12.5	17.5
宿泊業、飲食サービス業	88.9	51.9	25.9	7.4	11.1	11.1
中小企業	69.2	30.8	23.1	-	15.4	30.8
大企業	78.8	39.4	36.4	3.0	3.0	21.2
生活関連サービス業、娯楽業	81.8	36.4	40.9	4.5	4.5	18.2
規模計	72.7	45.5	27.3	-	-	27.3
中小企業	72.7	40.9	31.8	-	-	27.3
大企業	70.0	30.0	40.0	-	-	30.0
教育、学習支援業	75.0	50.0	25.0	-	-	25.0
規模計	72.5	44.4	30.6	-	0.6	27.5
医療、福祉	71.9	42.7	32.3	-	-	28.1
中小企業	73.4	46.9	28.1	-	1.6	26.6
大企業	70.0	50.0	30.0	10.0	-	30.0
複合サービス事業	100.0	-	-	100.0	-	0.0
規模計	66.7	55.6	33.3	-	-	33.3
中小企業	67.3	45.5	25.5	3.6	-	32.7
大企業	70.0	45.0	30.0	-	-	30.0
サービス業	60.0	46.7	13.3	13.3	-	40.0

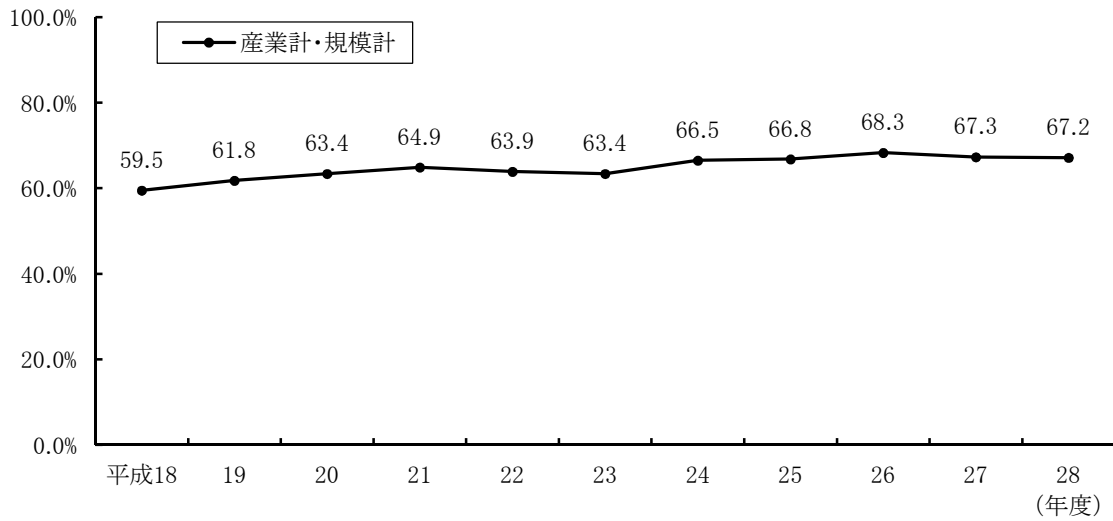
(注) 複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、変形労働時間制ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第 15 図 変形労働時間制の採用状況



(注) 複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、採用ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第 16 図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移



第5 休日・休暇

1 休日数

(1) 年間休日

年間休日数の平均は109.8日となっている。規模別では、中小企業が108.0日、大企業が115.0日と大企業の方が7.0日多くなっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」の125.5日、「金融業、保険業」の121.2日、「複合サービス事業」の120.2日、「学術研究、専門・技術サービス業」の119.9日、「電気・ガス・熱供給・水道業」の118.4日が多く、他の産業では、96.7～115.8日となっている。(第24表)

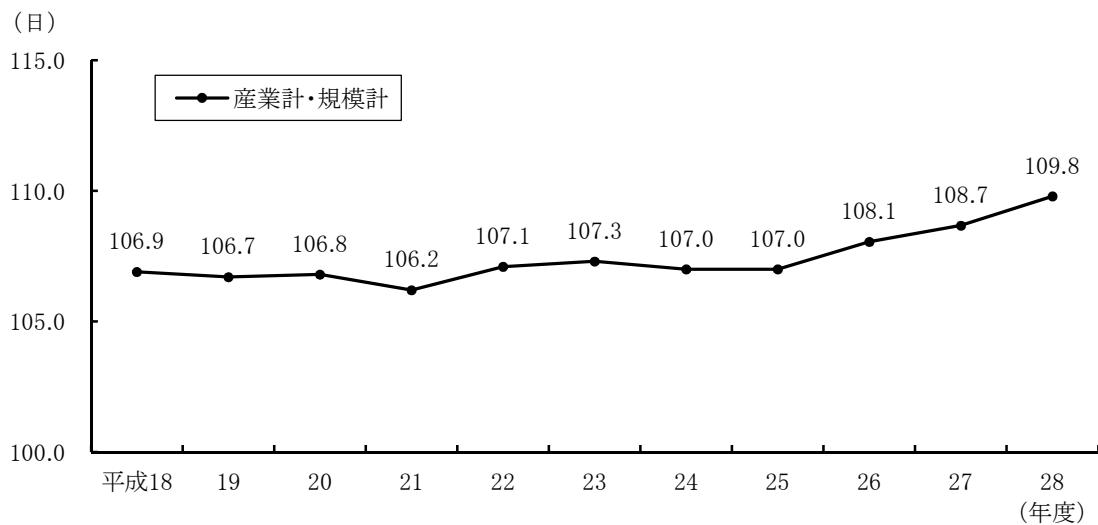
また、平成18年度からの年間休日数の推移をみると、107日前後で概ね横ばいの推移となっていたが、平成26年度から増加傾向がみられる。(第17図)

(2) 週休日、特別休日

週休日数の平均は93.2日となっている。規模別では、中小企業が90.9日、大企業が99.5日と大企業の方が8.6日多くなっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」の105.0日が最も多く、他の産業では、87.8～104.3日となっている。

特別休日の平均は「国民の祝日」が10.2日、「年始期間の休日」が1.2日、「ゴールデンウィーク」が0.4日、「夏季期間の休日」が1.6日、「年末期間の休日」が1.2日となっている。(第24表)

第17図 年間休日数の推移



第 24 表 年間休日状況

単位：日

区 分	年間休日数	週休日	特別休日の状況					
			国民の祝日	年始期間 の休日	ゴールデン ウィーク	夏季期間 の休日	年末期間 の休日	その他 の休日
前年産業計規模計	108.7	89.9	7.5	3.2	3.8	3.2	1.7	2.3
中小企業	106.8	87.4	7.7	3.4	3.9	3.4	1.8	1.7
大企業	113.3	96.2	7.1	3.0	3.4	2.7	1.6	3.6
産 業 計規模計	109.8	93.2	10.2	1.2	0.4	1.6	1.2	2.0
中小企業	108.0	90.9	10.4	1.4	0.5	1.7	1.2	1.8
大企業	115.0	99.5	9.8	0.7	0.2	1.3	1.0	2.4
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	125.5	105.0	16.0	0.5	0.3	0.8	2.0	1.0
中小企業	127.0	105.0	16.0	1.0	0.5	1.5	2.0	1.0
大企業	124.0	105.0	16.0	0.0	0.0	0.0	2.0	1.0
建 設 業規模計	108.6	88.6	12.8	1.6	0.5	2.2	1.6	1.3
中小企業	106.0	86.0	12.6	1.8	0.6	2.2	1.6	1.2
大企業	125.1	104.8	13.9	0.4	0.1	2.4	1.6	1.8
製 造 業規模計	107.5	87.8	12.0	1.6	0.9	2.3	1.6	1.4
中小企業	107.1	87.2	12.2	1.7	0.9	2.3	1.6	1.3
大企業	114.7	98.8	9.9	0.8	0.6	2.0	1.1	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	118.4	102.8	12.8	0.4	0.0	1.0	1.4	0.0
中小企業	117.8	102.8	12.0	0.5	0.0	1.3	1.3	0.0
大企業	121.0	103.0	16.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0
情 報 通 信 業規模計	115.8	98.7	13.2	0.8	0.0	1.0	1.3	0.9
中小企業	112.8	97.4	11.8	0.6	0.0	0.9	0.8	1.4
大企業	122.0	101.3	16.0	1.3	0.0	1.3	2.3	0.0
運 輸 業、郵 便 業規模計	104.6	91.1	9.8	0.9	0.1	1.0	0.8	0.9
中小企業	103.8	90.8	9.4	0.8	0.1	1.0	0.8	0.9
大企業	109.6	92.6	12.0	1.0	0.1	1.5	1.0	1.4
卸 売 業、小 売 業規模計	108.0	92.3	8.5	1.4	0.6	1.8	1.1	2.2
中小企業	107.1	90.6	9.7	1.5	0.6	1.7	1.1	1.9
大企業	110.4	96.7	5.5	1.3	0.7	2.0	1.3	3.1
金 融 業、保 険 業規模計	121.2	104.3	14.7	0.8	0.0	0.4	0.4	0.6
中小企業	118.7	103.4	12.9	0.7	0.0	1.0	0.6	0.1
大企業	122.1	104.6	15.4	0.8	0.0	0.2	0.4	0.8
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業規模計	111.6	93.3	13.7	1.0	0.3	1.6	1.0	0.7
中小企業	111.6	93.3	13.7	1.0	0.3	1.6	1.0	0.7
大企業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業規模計	119.9	99.7	15.3	1.2	0.2	1.6	1.7	0.3
中小企業	117.8	97.9	15.0	1.1	0.3	1.7	1.5	0.4
大企業	126.2	105.0	16.0	1.5	0.0	1.3	2.3	0.0
宿 泊 業、飲 食 サービス業規模計	96.7	91.2	3.6	0.4	0.1	0.3	0.2	0.8
中小企業	93.4	87.5	3.5	0.7	0.2	0.4	0.3	0.8
大企業	103.4	98.6	3.8	0.0	0.0	0.1	0.1	0.8
生 活 関 連 サービス業、娯 楽 業規模計	108.4	95.2	2.8	1.2	0.3	0.6	0.6	7.6
中小企業	106.5	94.5	0.8	1.3	0.2	0.5	0.5	8.7
大企業	112.0	96.5	6.8	0.9	0.6	0.9	0.8	5.4
教 育、学 習 支 援 業規模計	114.5	92.4	11.8	0.9	0.2	2.1	2.1	5.0
中小企業	113.7	91.1	10.2	1.5	0.2	1.6	2.1	7.0
大企業	115.3	93.5	13.2	0.3	0.3	2.6	2.2	3.3
医 療、福 祉 業規模計	113.9	99.9	8.2	0.6	0.2	0.9	1.0	3.3
中小企業	114.2	99.5	8.4	0.8	0.2	1.0	1.1	3.1
大企業	113.5	100.3	7.9	0.3	0.1	0.6	0.8	3.5
複 合 サービス 事 業規模計	120.2	100.7	16.0	1.0	0.0	2.0	0.5	0.0
中小企業	127.0	105.0	16.0	2.0	0.0	3.0	1.0	0.0
大企業	119.4	100.2	16.0	0.9	0.0	1.9	0.4	0.0
サ ー ビ ス 業規模計	110.8	93.3	11.8	1.3	0.4	1.8	1.3	0.9
中小企業	107.3	90.7	10.7	1.5	0.6	2.0	1.3	0.5
大企業	120.4	100.1	14.8	0.8	0.0	1.3	1.5	2.0

2 週休2日制

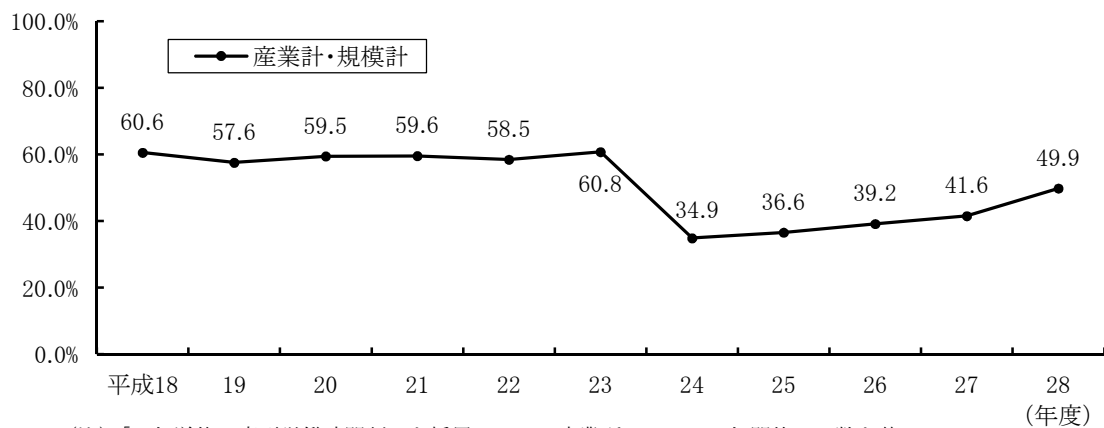
「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の49.9%（501事業所）となっている。規模別では、中小企業が41.3%、大企業が74.2%で実施している。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」が100%、「金融業、保険業」が94.7%と他の産業に比べて高い割合となっている。（第25表）

また、平成18年度からの完全週休2日制採用状況の推移をみると、平成19年度以降60%前後を推移していたが、24年度は30%台に下がり、平成18年度以降で最も低い割合となったが、それ以降は上昇傾向となっている。（第18図）

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形での週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の96.1%となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の48.9%となっている。（第26表）

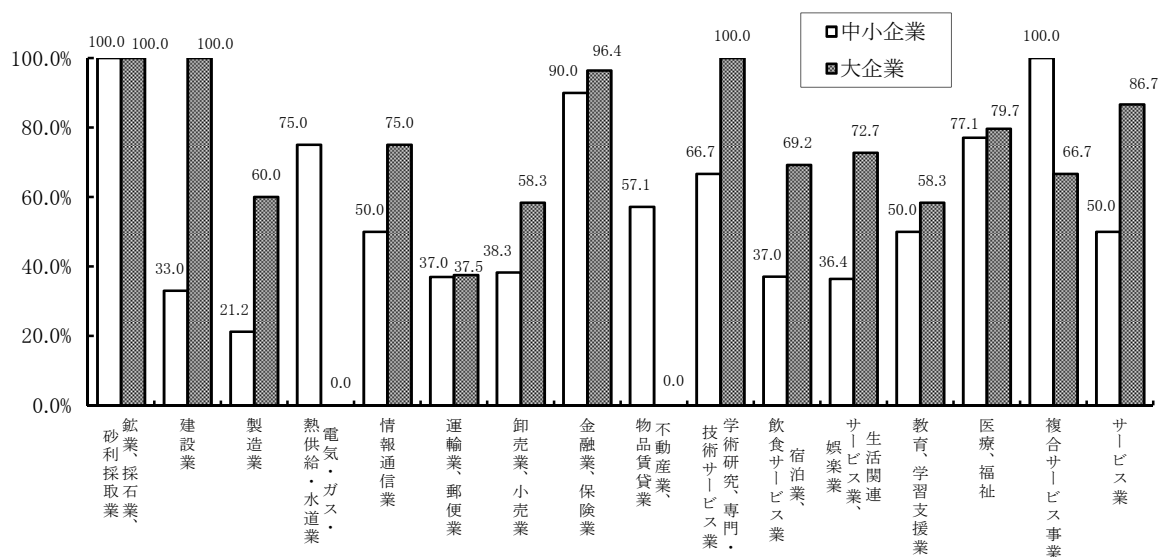
労働組合の有無別にみると、何らかの形での週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所とない事業所ともに94.2%となっている。また、大企業では労働組合のある事業所で97.2%、ない事業所で95.8%となっている。（第27表）

第18図 完全週休2日制の採用状況の推移



(注) 「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日日数を基に週休制の形態を区別している。
(例: 「年間休日日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)

第19図 完全週休2日制の規模別採用状況(産業別事業所割合)



第 25 表 週休制の形態別採用状況(産業別事業所割合)

単位：%

区 分	計	何らかの形での週休2日制					その他
		完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
前 年 産 業 計 規 模 計	92.4	41.6	18.8	15.9	7.5	8.6	7.6
中 小 企 業	91.6	34.0	19.2	18.8	8.7	10.8	8.4
大 企 業	94.5	60.3	17.6	8.8	4.4	3.3	5.5
産 業 計 規 模 計	94.8	49.9	17.2	13.7	7.3	6.8	5.2
中 小 企 業	94.2	41.3	19.5	16.0	8.6	8.9	5.8
大 企 業	96.5	74.2	10.8	7.3	3.5	0.8	3.5
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	100.0	-	-	-	-	-
中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
建 設 業 規 模 計	95.1	42.3	8.9	15.4	13.8	14.6	4.9
中 小 企 業	94.3	33.0	10.4	17.9	16.0	17.0	5.7
大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
製 造 業 規 模 計	96.3	23.3	24.3	24.9	12.7	11.1	3.7
中 小 企 業	96.1	21.2	24.0	25.7	13.4	11.7	3.9
大 企 業	100.0	60.0	30.0	10.0	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	100.0	60.0	40.0	-	-	-	-
中 小 企 業	100.0	75.0	25.0	-	-	-	-
大 企 業	100.0	-	100.0	-	-	-	-
情 報 通 信 業 規 模 計	100.0	58.3	25.0	16.7	-	-	-
中 小 企 業	100.0	50.0	25.0	25.0	-	-	-
大 企 業	100.0	75.0	25.0	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	92.6	37.0	25.9	20.4	1.9	7.4	7.4
中 小 企 業	93.5	37.0	26.1	19.6	2.2	8.7	6.5
大 企 業	87.5	37.5	25.0	25.0	-	-	12.5
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	93.2	43.7	23.9	12.6	5.0	8.1	6.8
中 小 企 業	93.2	38.3	27.8	11.7	4.9	10.5	6.8
大 企 業	93.3	58.3	13.3	15.0	5.0	1.7	6.7
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	100.0	94.7	5.3	-	-	-	-
中 小 企 業	100.0	90.0	10.0	-	-	-	-
大 企 業	100.0	96.4	3.6	-	-	-	-
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	100.0	57.1	-	35.7	7.1	-	-
中 小 企 業	100.0	57.1	-	35.7	7.1	-	-
大 企 業	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	100.0	75.0	4.2	20.8	-	-	-
中 小 企 業	100.0	66.7	5.6	27.8	-	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	85.0	47.5	12.5	10.0	10.0	5.0	15.0
中 小 企 業	77.8	37.0	11.1	11.1	11.1	7.4	22.2
大 企 業	100.0	69.2	15.4	7.7	7.7	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	90.9	48.5	36.4	-	6.1	-	9.1
中 小 企 業	90.9	36.4	45.5	-	9.1	-	9.1
大 企 業	90.9	72.7	18.2	-	-	-	9.1
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	90.9	54.5	18.2	9.1	9.1	-	9.1
中 小 企 業	90.0	50.0	20.0	10.0	10.0	-	10.0
大 企 業	91.7	58.3	16.7	8.3	8.3	-	8.3
医 療 、 福 祉 規 模 計	96.9	78.1	10.6	3.8	2.5	1.9	3.1
中 小 企 業	95.8	77.1	13.5	3.1	-	2.1	4.2
大 企 業	98.4	79.7	6.3	4.7	6.3	1.6	1.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	100.0	70.0	20.0	10.0	-	-	-
中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大 企 業	100.0	66.7	22.2	11.1	-	-	-
サ ー ビ ス 業 規 模 計	92.7	60.0	1.8	14.5	12.7	3.6	7.3
中 小 企 業	92.5	50.0	2.5	17.5	17.5	5.0	7.5
大 企 業	93.3	86.7	-	6.7	-	-	6.7

(注) 1 「その他」とは週休1日制、週休1日半制など、何らかの形での週休2日制でないものをいう。

2 「1年単位の变形労働時間制」を採用している事業所については、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。(例：「年間休日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)

第 26 表 週休制の形態別採用状況(適用労働者割合)

単位：%

区 分		計	何らかの形での週休2日制					その他
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
適用労働者	前年規模計	94.3	46.8	23.8	14.3	4.5	4.8	5.7
	規模計	96.1	48.9	23.9	11.3	7.3	4.7	3.9
	中小企業	95.2	38.7	26.1	14.0	9.6	6.9	4.8
	大企業	97.7	69.2	19.6	6.0	2.7	0.3	2.3

第 27 表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況(規模別事業所割合)

単位：%

区 分		計	何らかの形での週休2日制					その他
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
中小企業	労組有	94.2	47.1	21.2	14.4	1.9	9.6	5.8
	労組無	94.2	40.4	19.2	16.2	9.7	8.7	5.8
大企業	労組有	97.2	75.9	10.6	8.5	2.1	0.0	2.8
	労組無	95.8	72.0	11.0	5.9	5.1	1.7	4.2

3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は、全体で 16.3 日となっている。産業別では、「情報通信業」の 18.8 日が最も多く、「金融業、保険業」、「複合サービス事業」の 18.5 日、「電気・ガス・熱供給・水道業」の 18.0 日と続いている。規模別では、一部産業を除き大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で 6.2 日、取得率は 38.1%となっている。取得率を産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 72.2%が最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」の 20.6%が最も低くなっている。(第 28 表)

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業、大企業とともに 17.3 日であり、取得率は中小企業で 42.8%、大企業で 38.9%となっている。取得率を労働組合の有無別でみると、中小企業は労働組合が有る事業所で取得率が高く、大企業では、労働組合が有る事業所と無い事業所が同じ取得率となっている。(第 29 表)

第 28 表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)
前 年 産 業 計	16.2	6.6	40.5	16.1	6.1	37.5	16.4	7.4	45.1
産 業 計	16.3	6.2	38.1	16.2	6.1	37.8	16.7	6.5	38.9
鉱業、採石業、砂利採取業	17.0	12.3	72.2	15.2	10.0	65.8	18.5	14.2	76.8
建設業	16.5	6.1	36.8	16.1	6.2	38.4	18.5	5.7	30.9
製造業	17.0	7.4	43.6	16.8	7.3	43.3	18.5	8.5	46.1
電気・ガス・熱供給・水道業	18.0	10.7	59.5	17.5	10.5	59.9	19.3	11.3	58.6
情報通信業	18.8	8.8	46.9	18.4	9.6	52.1	19.5	7.8	39.8
運輸業、郵便業	16.7	4.7	28.0	16.2	4.5	27.8	19.5	5.6	28.6
卸売業、小売業	16.4	5.3	32.0	16.6	5.2	31.0	16.1	5.5	34.0
金融業、保険業	18.5	9.1	49.0	17.3	8.6	49.5	18.9	9.2	48.9
不動産業、物品賃貸業	15.9	5.9	37.4	15.9	5.9	37.4	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	17.9	7.1	39.7	17.6	7.2	41.0	19.1	6.7	34.9
宿泊業、飲食サービス業	14.2	2.9	20.6	13.0	3.6	27.9	15.6	2.0	13.1
生活関連サービス業、娯楽業	13.9	3.4	24.4	14.2	2.5	17.4	13.3	4.9	37.2
教育、学習支援業	16.1	6.8	42.3	15.1	5.3	35.0	16.7	7.8	46.4
医療、福祉	14.8	6.3	42.6	14.8	6.2	42.2	14.9	6.4	43.0
複合サービス事業	18.5	4.5	24.3	14.9	2.3	15.5	18.8	4.7	25.0
サービス業	15.8	5.4	33.9	15.7	4.8	30.4	16.1	7.2	44.5

第 29 表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分		中 小 企 業			大 企 業		
		付与日数(日)	取得日数(日)	取得率(%)	付与日数(日)	取得日数(日)	取得率(%)
前 年 産 業 計	労組有	16.7	8.0	47.8	16.3	8.0	48.7
	労組無	16.0	5.5	34.5	16.5	6.5	39.5
産 業 計	労組有	17.3	7.4	42.8	17.3	6.7	38.9
	労組無	15.9	5.8	36.3	15.9	6.2	38.9

4 特別休暇

特別休暇を採用している事業所の割合は、夏季休暇で 32.5%、病気休暇で 20.4%、リフレッシュ休暇で 16.0%、ボランティア休暇で 6.9%、教育訓練休暇(自己啓発のための休暇)で 3.1%、骨髄ドナー休暇で 2.7% となっている。

産業別では、夏季休暇は「教育、学習支援業」、病気休暇は「金融業、保険業」、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、骨髄ドナー休暇は「鉱業、採石業、砂利採取業」、教育訓練休暇は「金融業、保険業」でそれぞれ他の産業に比べて高くなっている。(第 30 表)

第 30 表 特別休暇の採用状況

区 分			夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ 休 暇	ボランティア 休 暇	教育訓練 休 暇	骨髄ドナー 休 暇	その他
前	年	産 業 計	32.5	23.7	15.7	10.0	3.8	3.2	85.0
		規 模 計							
		中 小 企 業	30.9	21.9	10.9	4.4	2.8	2.1	83.0
		大 企 業	36.4	28.3	27.6	23.9	6.3	5.9	90.1
産	業	計	32.5	20.4	16.0	6.9	3.1	2.7	86.2
		規 模 計							
		中 小 企 業	32.3	17.2	11.0	3.1	2.6	2.4	83.8
		大 企 業	33.1	29.6	30.4	17.7	4.6	3.5	93.1
鉱業、採石業、砂利採取業		規 模 計	25.0	25.0	100.0	75.0	-	25.0	100.0
		中 小 企 業	50.0	-	100.0	50.0	-	-	100.0
		大 企 業	-	50.0	100.0	100.0	-	50.0	100.0
建 設 業		規 模 計	37.4	17.1	12.2	2.4	4.1	-	82.1
		中 小 企 業	32.1	15.1	8.5	0.9	3.8	-	80.2
		大 企 業	70.6	29.4	35.3	11.8	5.9	-	94.1
製 造 業		規 模 計	30.2	17.5	7.4	2.6	2.1	1.1	81.0
		中 小 企 業	30.2	16.2	5.6	2.2	2.2	0.6	80.4
		大 企 業	30.0	40.0	40.0	10.0	-	10.0	90.0
電気・ガス・熱供給・水道業		規 模 計	20.0	20.0	40.0	40.0	-	-	100.0
		中 小 企 業	25.0	-	50.0	25.0	-	-	100.0
		大 企 業	-	100.0	-	100.0	-	-	100.0
情 報 通 信 業		規 模 計	41.7	8.3	16.7	8.3	-	-	100.0
		中 小 企 業	37.5	12.5	12.5	12.5	-	-	100.0
		大 企 業	50.0	-	25.0	-	-	-	100.0
運 輸 業、郵便業		規 模 計	24.1	24.1	14.8	5.6	1.9	3.7	85.2
		中 小 企 業	21.7	21.7	8.7	6.5	2.2	4.3	84.8
		大 企 業	37.5	37.5	50.0	-	-	-	87.5
卸 売 業、小売業		規 模 計	32.9	18.0	18.5	2.3	0.9	1.8	80.6
		中 小 企 業	34.0	16.0	15.4	0.6	0.6	1.2	77.8
		大 企 業	30.0	23.3	26.7	6.7	1.7	3.3	88.3
金 融 業、保険業		規 模 計	28.9	44.7	47.4	63.2	13.2	2.6	100.0
		中 小 企 業	60.0	20.0	-	10.0	-	10.0	100.0
		大 企 業	17.9	53.6	64.3	82.1	17.9	-	100.0
不動産業、物品賃貸業		規 模 計	42.9	35.7	14.3	-	-	7.1	92.9
		中 小 企 業	42.9	35.7	14.3	-	-	7.1	92.9
		大 企 業	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		規 模 計	45.8	12.5	8.3	4.2	4.2	-	87.5
		中 小 企 業	38.9	5.6	-	-	-	-	88.9
		大 企 業	66.7	33.3	33.3	16.7	16.7	-	83.3
宿 泊 業、飲食サービス業		規 模 計	10.0	20.0	7.5	2.5	-	-	82.5
		中 小 企 業	14.8	14.8	3.7	-	-	-	85.2
		大 企 業	-	30.8	15.4	7.7	-	-	76.9
生活関連サービス業、娯楽業		規 模 計	24.2	27.3	27.3	6.1	6.1	3.0	84.8
		中 小 企 業	27.3	27.3	22.7	-	9.1	-	81.8
		大 企 業	18.2	27.3	36.4	18.2	-	9.1	90.9
教 育、学 習 支 援 業		規 模 計	63.6	27.3	22.7	13.6	9.1	13.6	100.0
		中 小 企 業	60.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	100.0
		大 企 業	66.7	41.7	33.3	16.7	8.3	16.7	100.0
医 療、福 祉		規 模 計	30.6	19.4	16.9	5.0	4.4	5.6	94.4
		中 小 企 業	34.4	18.8	19.8	6.3	4.2	7.3	92.7
		大 企 業	25.0	20.3	12.5	3.1	4.7	3.1	96.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業		規 模 計	60.0	10.0	20.0	40.0	10.0	10.0	100.0
		中 小 企 業	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0
		大 企 業	55.6	-	22.2	33.3	-	-	100.0
サ ー ビ ス 業		規 模 計	40.0	27.3	12.7	7.3	1.8	3.6	90.9
		中 小 企 業	35.0	20.0	2.5	5.0	2.5	5.0	90.0
		大 企 業	53.3	46.7	40.0	13.3	-	-	93.3

- (注) 1 リフレッシュ休暇とは、労働者の勤続年数の節目(10年、20年等)に、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。
 2 ボランティア休暇とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇制度をいう。
 3 教育訓練休暇とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために取得できる休暇をいう。

第6 育児休業制度

1 育児休業制度の規定状況

回答のあった1,005事業所のうち、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は92.0%となっている。規模別では、中小企業で89.3%、大企業で100%と大企業の割合が高くなっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」が100%となっている。

制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所のうち、取得可能な休業期間が「子が1歳6か月に達するまで」が86.7%となっている。一方、「子が2歳に達するまで」が2.4%、「子が3歳に達するまで」が5.3%、「子の小学校就学まで」が0.9%となっている。(第31表)

また、平成18年度からの育児休業制度の規定状況の推移をみると、上昇傾向が続いている。(第21図)

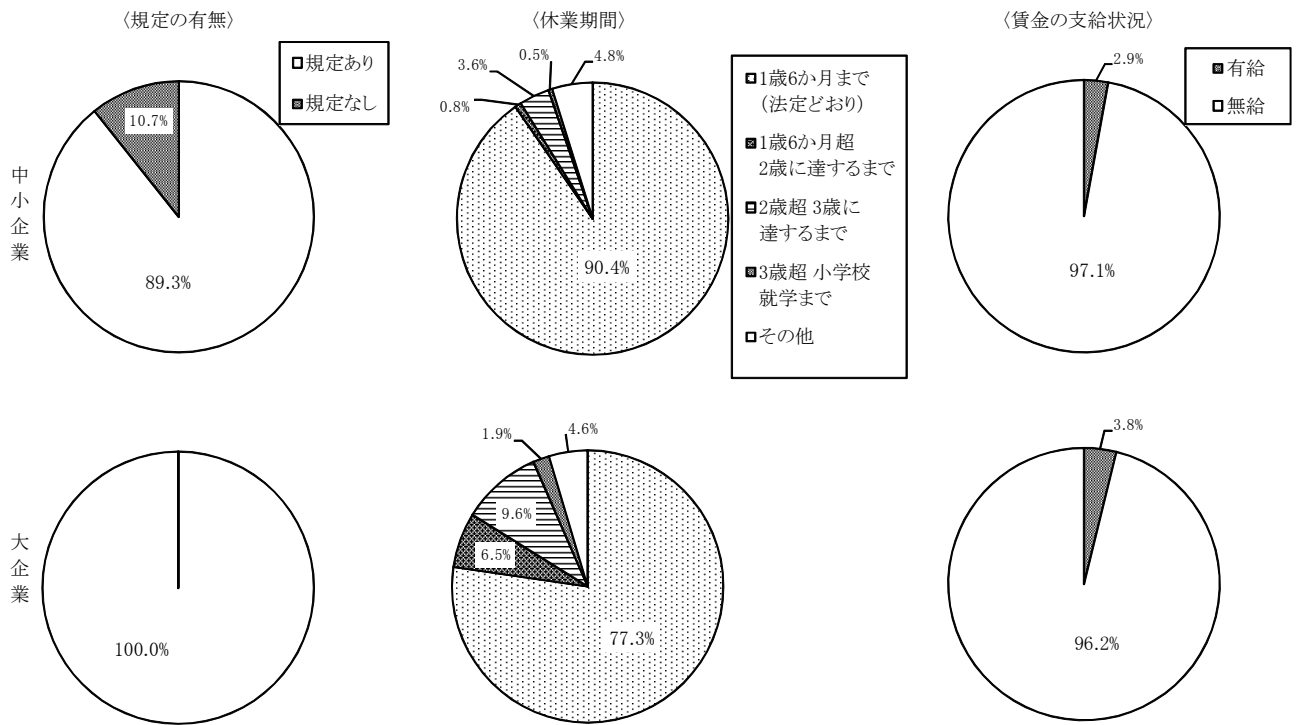
第31表 育児休業制度の規定状況

単位：%

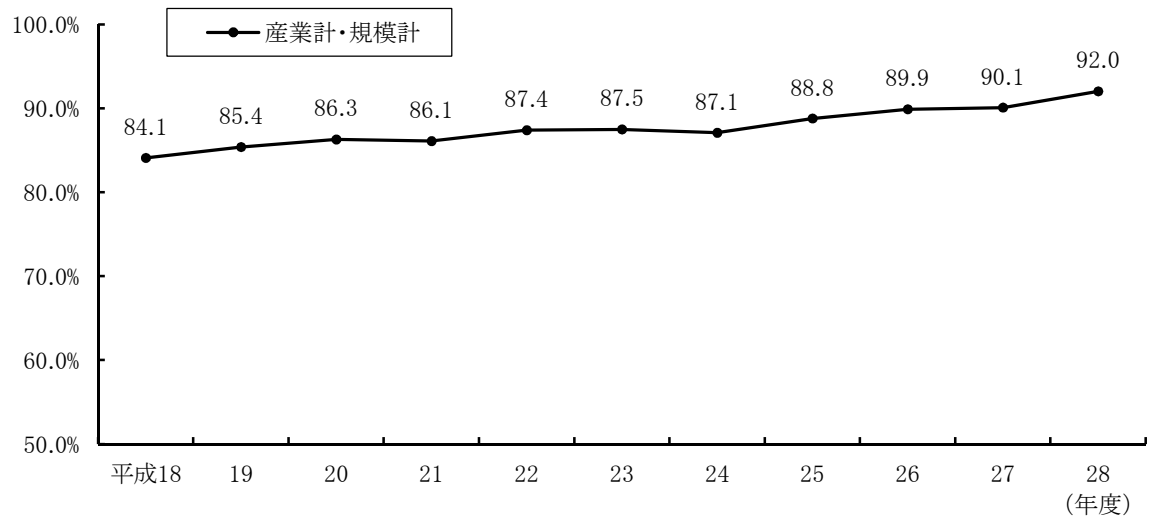
区 分	育児休業 制度を定 めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所
		1歳6か月まで (法定どおり)	1歳6か月超 2歳に達する まで	2歳超 3歳に 達するまで	3歳超 小学校 就学まで	その他	
前 年 産 業 計 規 模 計	89.8	86.4	3.8	5.5	0.6	3.8	5.8
中小企業	87.4	91.5	0.8	3.4	0.5	3.7	5.6
大企業	95.6	74.6	10.4	10.4	0.8	3.8	6.2
産 業 計 規 模 計	92.0	86.7	2.4	5.3	0.9	4.8	3.1
中小企業	89.3	90.4	0.8	3.6	0.5	4.8	2.9
大企業	100.0	77.3	6.5	9.6	1.9	4.6	3.8
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	100.0	-	-	-	-	75.0
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	50.0
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0
建 設 業 規 模 計	87.8	92.6	-	1.9	0.9	4.6	7.4
中小企業	85.8	93.4	-	2.2	-	4.4	7.7
大企業	100.0	88.2	-	-	5.9	5.9	5.9
製 造 業 規 模 計	86.8	85.9	1.8	6.7	-	5.5	3.7
中小企業	86.0	87.6	1.3	5.2	-	5.9	3.3
大企業	100.0	60.0	10.0	30.0	-	-	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	100.0	80.0	-	-	-	20.0	-
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大企業	100.0	-	-	-	-	100.0	-
情 報 通 信 業 規 模 計	100.0	75.0	-	8.3	-	16.7	-
中小企業	100.0	75.0	-	-	-	25.0	-
大企業	100.0	75.0	-	25.0	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業 規 模 計	92.6	90.0	4.0	4.0	-	2.0	-
中小企業	91.3	95.2	-	2.4	-	2.4	-
大企業	100.0	62.5	25.0	12.5	-	-	-
卸 売 業、小 売 業 規 模 計	89.6	83.9	3.5	4.0	1.5	7.0	2.0
中小企業	85.8	87.8	0.7	2.2	2.2	7.2	2.2
大企業	100.0	75.0	10.0	8.3	-	6.7	1.7
金 融 業、保 険 業 規 模 計	100.0	73.7	13.2	10.5	-	2.6	5.3
中小企業	100.0	80.0	10.0	10.0	-	-	-
大企業	100.0	71.4	14.3	10.7	-	3.6	7.1
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業 規 模 計	100.0	100.0	-	-	-	-	-
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大企業	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	95.8	95.7	-	4.3	-	-	-
中小企業	94.4	100.0	-	-	-	-	-
大企業	100.0	83.3	-	16.7	-	-	-
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	75.0	93.3	3.3	3.3	-	-	3.3
中小企業	63.0	100.0	-	-	-	-	-
大企業	100.0	84.6	7.7	7.7	-	-	7.7
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業 規 模 計	93.9	77.4	9.7	9.7	3.2	-	3.2
中小企業	90.9	95.0	5.0	-	-	-	5.0
大企業	100.0	45.5	18.2	27.3	9.1	-	-
教 育、学 習 支 援 業 規 模 計	100.0	77.3	-	22.7	-	-	-
中小企業	100.0	90.0	-	10.0	-	-	-
大企業	100.0	66.7	-	33.3	-	-	-
医 療、福 祉 規 模 計	100.0	90.0	-	5.6	0.6	3.8	1.9
中小企業	100.0	89.6	-	8.3	-	2.1	1.0
大企業	100.0	90.6	-	1.6	1.6	6.3	3.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	100.0	90.0	-	-	-	10.0	-
中小企業	100.0	-	-	-	-	100.0	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 規 模 計	100.0	83.6	1.8	3.6	3.6	7.3	1.8
中小企業	100.0	92.5	-	-	-	7.5	2.5
大企業	100.0	60.0	6.7	13.3	13.3	6.7	-

(注) 「休業期間」「有給事業所」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

第20図 育児休業制度



第21図 育児休業制度の規定状況の推移



2 育児休業制度の利用状況

(1) 育児休業制度利用の事業所割合

平成 27 年7月1日から平成 28 年6月 30 日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度の利用者(予定含む)がいた事業所の割合は 64.0%となっている。規模別では中小企業で 58.8%、大企業で 74.4%となっており、大企業での利用者割合が高くなっている。(第 32 表)

第 32 表 育児休業制度利用の事業所数

区 分	出産者がいた(配偶者が出産した男性を含む)事業所計		育児休業制度の利用者がいた事業所(予定含む)		育児休業制度の利用者がいなかった事業所	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前 年 規 模 計	351	(100.0%)	208	(59.3%)	143	(40.7%)
規 模 計	386	(100.0%)	247	(64.0%)	139	(36.0%)
中 小 企 業	257	(100.0%)	151	(58.8%)	106	(41.2%)
大 企 業	129	(100.0%)	96	(74.4%)	33	(25.6%)

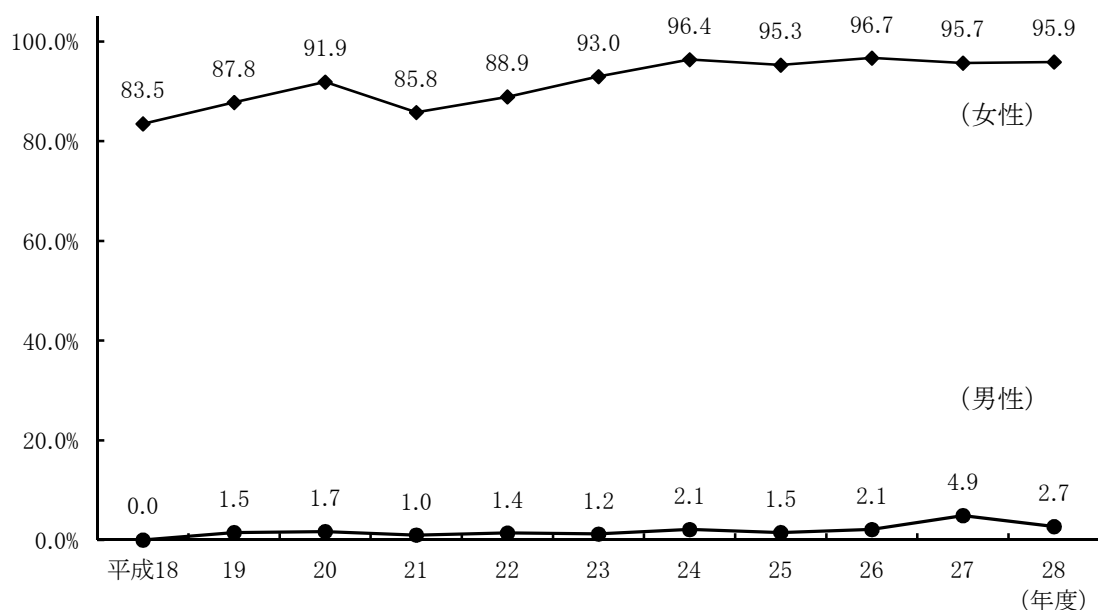
(注) ()内は全体に占める割合

(2) 育児休業制度利用の労働者割合

平成 27 年7月1日から平成 28 年6月 30 日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は 14 人で、2.7%となっている。「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は 426 人で、95.9%となっている。(第 33 表)

平成 18 年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、利用状況がほぼ横ばい傾向で続いていたが、24 年度は前年より 0.9 ポイントの増加となり、2.0%を超えた。その後 1.0%台に減少したが、26 年度に増加し、27 年度では 4.0%を超えたが、28 年度は 2.7%に減少した。また、「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、平成 21 年度に減少したが、それ以降は増加傾向となり、27 年度以降は横ばいとなっている。(第 22 図)

第 22 図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移



第 33 表 育児休業制度利用の労働者数

区 分	男 性						女 性					
	配偶者が 出産した 労働者	育児休業制度を 利用した労働者 (予定含む)		育児休業制度を 利用しなかった 労働者		出産した 労働者	育児休業制度を 利用した労働者 (予定含む)		育児休業制度を 利用しなかった 労働者			
		集計数 (人)	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)		構成比	集計数 (人)	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)	構成比
前年産業計規模計	489	24	(4.9%)	465	(95.1%)	417	399	(95.7%)	18	(4.3%)		
中小企業	323	11	(3.4%)	312	(96.6%)	206	197	(95.6%)	9	(4.4%)		
大企業	166	13	(7.8%)	153	(92.2%)	211	202	(95.7%)	9	(4.3%)		
産業計規模計	516	14	(2.7%)	502	(97.3%)	444	426	(95.9%)	18	(4.1%)		
中小企業	339	8	(2.4%)	331	(97.6%)	295	281	(95.3%)	14	(4.7%)		
大企業	177	6	(3.4%)	171	(96.6%)	149	145	(97.3%)	4	(2.7%)		
鉱業、採石業、規模計	8	0	<0.0%>	8	<100.0%>	-	-	<->	-	<->		
砂利採取業 中小企業	6	0	<0.0%>	6	<100.0%>	-	-	<->	-	<->		
大企業	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	-	-	<->	-	<->		
建設業規模計	82	4	<4.9%>	78	<95.1%>	25	25	<100.0%>	0	<0.0%>		
中小企業	50	2	<4.0%>	48	<96.0%>	18	18	<100.0%>	0	<0.0%>		
大企業	32	2	<6.3%>	30	<93.8%>	7	7	<100.0%>	0	<0.0%>		
製造業規模計	170	2	<1.2%>	168	<98.8%>	60	57	<95.0%>	3	<5.0%>		
中小企業	115	1	<0.9%>	114	<99.1%>	47	45	<95.7%>	2	<4.3%>		
大企業	55	1	<1.8%>	54	<98.2%>	13	12	<92.3%>	1	<7.7%>		
電気・ガス・規模計	9	0	<0.0%>	9	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>		
熱供給・水道業 中小企業	5	0	<0.0%>	5	<100.0%>	-	-	<->	-	<->		
大企業	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>		
情報通信業規模計	7	0	<0.0%>	7	<100.0%>	5	5	<100.0%>	0	<0.0%>		
中小企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>		
大企業	6	0	<0.0%>	6	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>		
運輸業、郵便業規模計	41	0	<0.0%>	41	<100.0%>	6	6	<100.0%>	0	<0.0%>		
中小企業	30	0	<0.0%>	30	<100.0%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>		
大企業	11	0	<0.0%>	11	<100.0%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>		
卸売業、小売業規模計	79	3	<3.8%>	76	<96.2%>	75	73	<97.3%>	2	<2.7%>		
中小企業	56	3	<5.4%>	53	<94.6%>	52	50	<96.2%>	2	<3.8%>		
大企業	23	0	<0.0%>	23	<100.0%>	23	23	<100.0%>	0	<0.0%>		
金融業、保険業規模計	14	3	<21.4%>	11	<78.6%>	21	20	<95.2%>	1	<4.8%>		
中小企業	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>		
大企業	10	3	<30.0%>	7	<70.0%>	17	16	<94.1%>	1	<5.9%>		
不動産業、物品賃貸業規模計	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>	3	3	<100.0%>	0	<0.0%>		
中小企業	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>	3	3	<100.0%>	0	<0.0%>		
大企業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->		
学術研究、規模計	10	1	<10.0%>	9	<90.0%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>		
専門・技術サービス業 中小企業	9	1	<11.1%>	8	<88.9%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>		
大企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->		
宿泊業、規模計	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	9	9	<100.0%>	0	<0.0%>		
飲食サービス業 中小企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>		
大企業	-	-	<->	-	<->	5	5	<100.0%>	0	<0.0%>		
生活関連サービス業、規模計	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	18	17	<94.4%>	1	<5.6%>		
娯楽業 中小企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	16	16	<100.0%>	0	<0.0%>		
大企業	-	-	<->	-	<->	2	1	<50.0%>	1	<50.0%>		
教育、学習支援業規模計	11	0	<0.0%>	11	<100.0%>	6	6	<100.0%>	0	<0.0%>		
中小企業	5	0	<0.0%>	5	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>		
大企業	6	0	<0.0%>	6	<100.0%>	5	5	<100.0%>	0	<0.0%>		
医療、福祉規模計	58	1	<1.7%>	57	<98.3%>	201	190	<94.5%>	11	<5.5%>		
中小企業	36	1	<2.8%>	35	<97.2%>	134	124	<92.5%>	10	<7.5%>		
大企業	22	0	<0.0%>	22	<100.0%>	67	66	<98.5%>	1	<1.5%>		
複合サービス事業規模計	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	3	3	<100.0%>	0	<0.0%>		
中小企業	-	-	<->	-	<->	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>		
大企業	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>		
サービス業規模計	19	0	<0.0%>	19	<100.0%>	7	7	<100.0%>	0	<0.0%>		
中小企業	16	0	<0.0%>	16	<100.0%>	3	3	<100.0%>	0	<0.0%>		
大企業	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>		

(注) 1 ()内は全体に占める割合、< >内は各区分に占める割合

第7 介護休業制度

1 介護休業制度の規定状況

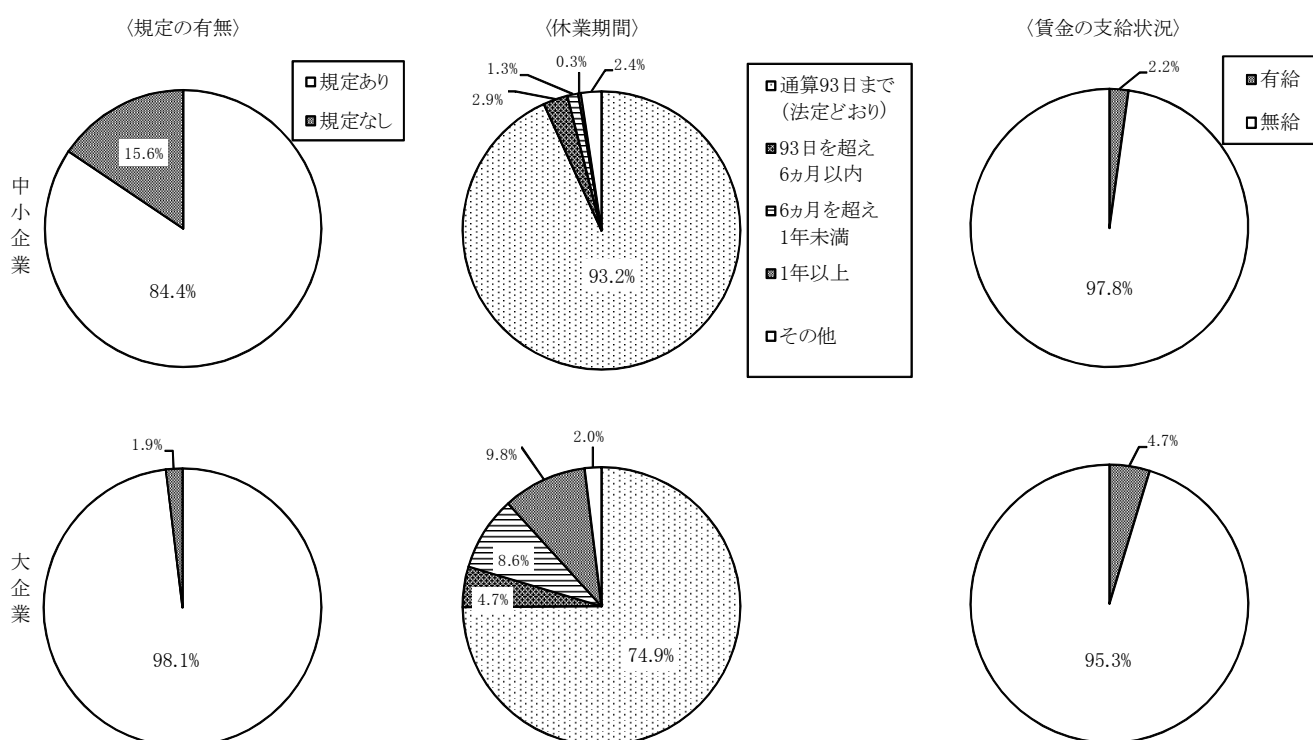
介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所の割合は、88.0%となっている。このうち、取得可能な休業期間が「通算93日まで」である事業所は87.9%となっている。

「93日を超える」事業所について、産業別では「金融業、保険業」が58.0%と高くなっている。

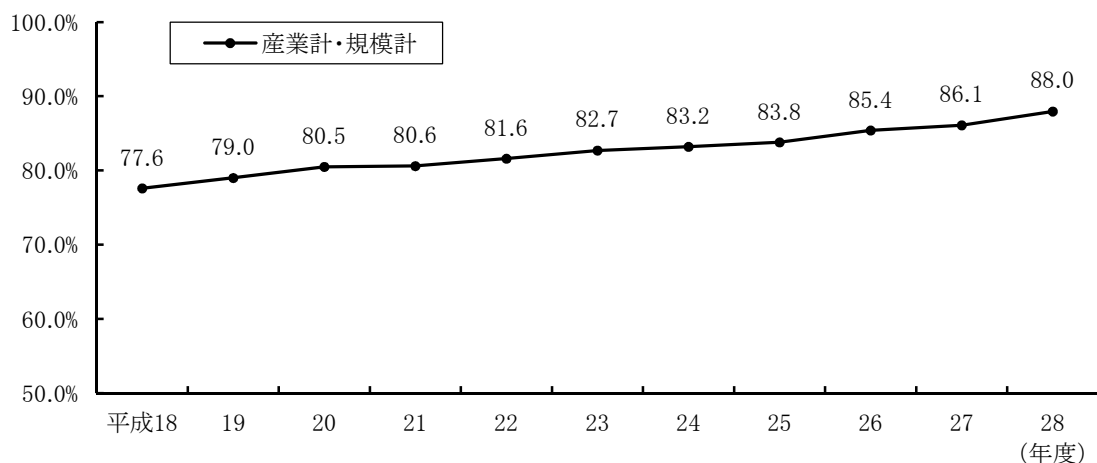
なお、休業中、中小企業では2.2%、大企業では4.7%が有給となっている。（第34表）

また、平成18年度からの介護休業制度の規定状況の推移をみると、年々増加している。（第24図）

第23図 介護休業制度



第24図 介護休業制度の規定状況の推移



第 34 表 介護休業制度の規定状況

単位：％

区 分	介護休業 制度を定 めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所
		通算93日まで (法定どおり)	93日を超え 6か月以内	6か月を超え 1年未満	1年以上	その他	
前年産業計規模計	86.1	86.6	4.0	4.4	2.5	2.5	3.2
中小企業	82.2	91.9	2.9	2.3	0.9	2.0	2.9
大企業	95.6	75.4	6.5	8.8	5.8	3.5	3.8
産業計規模計	88.0	87.9	3.4	3.4	3.1	2.3	2.9
中小企業	84.4	93.2	2.9	1.3	0.3	2.4	2.2
大企業	98.1	74.9	4.7	8.6	9.8	2.0	4.7
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	100.0	75.0	-	25.0	-	-	75.0
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	50.0
大企業	100.0	50.0	-	50.0	-	-	100.0
建設業規模計	87.0	88.8	2.8	2.8	3.7	1.9	6.5
中小企業	84.9	93.3	1.1	2.2	1.1	2.2	5.6
大企業	100.0	64.7	11.8	5.9	17.6	-	11.8
製造業規模計	78.8	90.6	2.0	2.7	2.0	2.7	2.0
中小企業	77.7	94.2	0.7	2.2	-	2.9	0.7
大企業	100.0	40.0	20.0	10.0	30.0	-	20.0
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	100.0	80.0	-	-	20.0	-	-
中小企業	100.0	75.0	-	-	25.0	-	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
情報通信業規模計	91.7	81.8	-	9.1	-	9.1	-
中小企業	87.5	85.7	-	-	-	14.3	-
大企業	100.0	75.0	-	25.0	-	-	-
運輸業、郵便業規模計	92.6	88.0	4.0	6.0	-	2.0	-
中小企業	91.3	92.9	4.8	2.4	-	-	-
大企業	100.0	62.5	-	25.0	-	12.5	-
卸売業、小売業規模計	83.8	89.3	2.1	1.6	4.8	2.1	2.7
中小企業	79.0	94.6	1.6	1.6	-	2.3	1.6
大企業	96.7	77.6	3.4	1.7	15.5	1.7	5.2
金融業、保険業規模計	100.0	39.5	13.2	21.1	23.7	2.6	2.6
中小企業	100.0	80.0	20.0	-	-	-	-
大企業	100.0	25.0	10.7	28.6	32.1	3.6	3.6
不動産業、物品賃貸業規模計	100.0	92.9	7.1	-	-	-	-
中小企業	100.0	92.9	7.1	-	-	-	-
大企業	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業規模計	91.7	95.5	-	4.5	-	-	4.5
中小企業	88.9	100.0	-	-	-	-	6.3
大企業	100.0	83.3	-	16.7	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業規模計	72.5	93.1	-	-	3.4	3.4	-
中小企業	63.0	94.1	-	-	-	5.9	-
大企業	92.3	91.7	-	-	8.3	-	-
生活関連サービス業、娯楽業規模計	84.8	92.9	-	7.1	-	-	-
中小企業	77.3	100.0	-	-	-	-	-
大企業	100.0	81.8	-	18.2	-	-	-
教育、学習支援業規模計	100.0	86.4	13.6	-	-	-	-
中小企業	100.0	90.0	10.0	-	-	-	-
大企業	100.0	83.3	16.7	-	-	-	-
医療、福祉規模計	96.3	94.2	4.5	0.6	-	0.6	3.2
中小企業	95.8	91.3	7.6	-	-	1.1	3.3
大企業	96.9	98.4	-	1.6	-	-	3.2
複合サービス事業規模計	100.0	90.0	10.0	-	-	-	-
中小企業	100.0	-	100.0	-	-	-	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
サービス業規模計	100.0	83.6	1.8	5.5	-	9.1	1.8
中小企業	100.0	92.5	-	-	-	7.5	2.5
大企業	100.0	60.0	6.7	20.0	-	13.3	-

(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

2 介護休業制度の利用状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所で、平成 27 年7月1日から平成 28 年6月 30 日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は 2.4%となっている。規模別では中小企業、大企業ともに 2.4%となっている。(第 35 表)

また、平成 18 年度からの介護休業制度の利用状況の推移をみると、平成 20 年度の 2.6%をピークに、その後は減少となった。しかし、平成 25 年度は前年から 0.6 ポイント増加し、その後増加傾向となっている。(第 25 図)

第 35 表 介護休業制度利用の事業所数

区 分	介護休業制度の規定がある事業所計		介護休業制度の利用者がいた事業所		介護休業制度の利用者がいなかった事業所	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前年規模計	815	(100.0%)	17	(2.1%)	798	(97.9%)
規模計	884	(100.0%)	21	(2.4%)	863	(97.6%)
中小企業	629	(100.0%)	15	(2.4%)	614	(97.6%)
大企業	255	(100.0%)	6	(2.4%)	249	(97.6%)

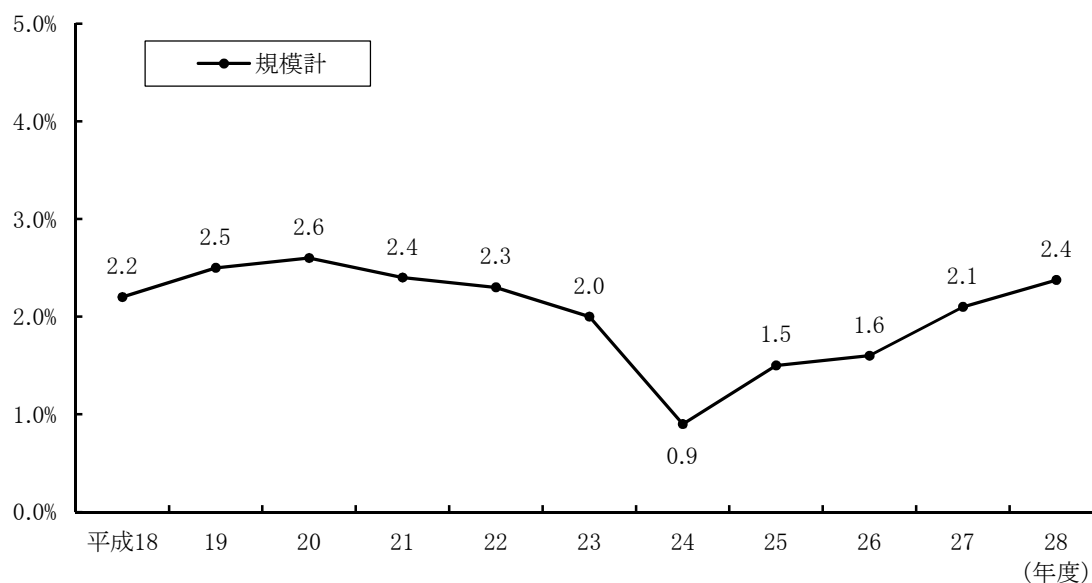
(注) ()内は全体に占める割合

第 36 表 介護休業制度利用の利用者数

区 分	利用者計		男 性		女 性	
	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比
前年規模計	42	(100.0%)	18	(42.9%)	24	(57.1%)
規模計	29	(100.0%)	3	(10.3%)	26	(89.7%)
中小企業	22	(100.0%)	2	(9.1%)	20	(90.9%)
大企業	7	(100.0%)	1	(14.3%)	6	(85.7%)

(注) ()内は全体に占める割合

第 25 図 介護休業制度の利用状況の推移(利用者がいた事業所の割合)



第8 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、育児に関するもの全体で、74.2%、規模別では中小企業で67.7%、大企業で93.1%となっている。介護に関するもの全体では69.8%、規模別では中小企業で63.0%、大企業で89.2%となっている。産業別では、育児では「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「教育、学習支援業」が100%で、「金融業、保険業」が97.4%で続いている。介護では「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」が100%で、「金融業、保険業」が97.4%、「教育、学習支援業」が95.5%で続いている。

支援制度についてみると、育児では、育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で90.3%、続いて「子の看護休暇制度」の68.2%、「所定外労働の免除」の67.4%となっている。一方、「経費の援助措置」は2.3%、「事業所内託児所」は1.3%と少なくなっている。「配偶者の出産直後の休暇」を採用している事業所のうち、利用者がいた事業所は60事業所(26.3%)となっており、115人が利用している。

また、介護では、介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で87.3%、続いて「介護休暇制度」の69.0%、「所定外労働の免除」の54.4%、「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」の42.1%となっている。一方、「再雇用制度」は9.8%、「フレックスタイム制」は6.1%、「経費の援助措置」は1.4%と少なくなっている。(第37表、第38表)

第37表 配偶者の出産直後の休暇の利用状況

区 分	配偶者の出産直後の 休暇制度がある事業所計		配偶者の出産直後の 休暇制度の利用者がいた事業所数		配偶者の出産直後の 休暇制度の利用者数(人)
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	
前 年 規 模 計	179	(100.0%)	40	(22.3%)	95
規 模 計	228	(100.0%)	60	(26.3%)	115
中 小 企 業	130	(100.0%)	41	(31.5%)	76
大 企 業	98	(100.0%)	19	(19.4%)	39

(注) ()内は全体に占める割合

第 38 表 仕事と家庭の両立のための支援制度【育児に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)										
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置 転換の際 の配慮	子の看護 休暇制度	配偶者の 出産直後 の休暇	事業所内 託児所	
前年産業計規模計	73.0	64.9	6.1	31.1	2.1	5.5	48.1	16.8	51.1	18.9	0.6	
中小企業	67.0	58.0	5.9	26.3	1.3	5.0	41.0	13.9	42.5	14.5	0.6	
大企業	87.9	82.0	6.6	43.0	4.0	6.6	65.8	23.9	72.4	29.8	0.7	
産 業 計 規 模 計	74.2	90.3	6.2	44.4	2.3	11.0	67.4	22.8	68.2	30.6	1.3	
中小企業	67.7	88.5	6.2	43.8	1.8	10.7	63.7	18.7	63.7	25.8	1.2	
大企業	93.1	94.2	6.2	45.5	3.3	11.6	75.2	31.4	77.7	40.5	1.7	
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	100.0	25.0	50.0	25.0	-	75.0	-	100.0	100.0	-	
中小企業	100.0	100.0	-	50.0	-	-	100.0	-	100.0	100.0	-	
大企業	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	-	50.0	-	100.0	100.0	-	
建 設 業 規 模 計	66.7	84.1	7.3	45.1	1.2	9.8	70.7	15.9	63.4	30.5	-	
中小企業	62.3	80.3	4.5	42.4	1.5	7.6	71.2	15.2	62.1	27.3	-	
大企業	94.1	100.0	18.8	56.3	-	18.8	68.8	18.8	68.8	43.8	-	
製 造 業 規 模 計	64.6	91.0	9.8	41.0	1.6	8.2	68.0	13.1	62.3	24.6	-	
中小企業	62.6	90.2	8.9	42.0	0.9	8.0	66.1	12.5	60.7	23.2	-	
大企業	100.0	100.0	20.0	30.0	10.0	10.0	90.0	20.0	80.0	40.0	-	
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	100.0	100.0	20.0	20.0	-	-	100.0	20.0	80.0	60.0	-	
中小企業	100.0	100.0	25.0	25.0	-	-	100.0	25.0	75.0	50.0	-	
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	-	100.0	100.0	-	
情 報 通 信 業 規 模 計	91.7	90.9	18.2	27.3	-	9.1	63.6	9.1	72.7	45.5	-	
中小企業	87.5	85.7	14.3	28.6	-	14.3	57.1	14.3	57.1	42.9	-	
大企業	100.0	100.0	25.0	25.0	-	-	75.0	-	100.0	50.0	-	
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	74.1	90.0	12.5	40.0	-	7.5	62.5	22.5	65.0	25.0	-	
中小企業	69.6	87.5	15.6	37.5	-	3.1	65.6	28.1	65.6	31.3	-	
大企業	100.0	100.0	-	50.0	-	25.0	50.0	-	62.5	-	-	
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	67.6	88.0	8.7	45.3	3.3	12.0	66.0	23.3	61.3	32.0	0.7	
中小企業	61.7	86.0	9.0	43.0	2.0	10.0	65.0	20.0	61.0	25.0	-	
大企業	83.3	92.0	8.0	50.0	6.0	16.0	68.0	30.0	62.0	46.0	2.0	
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	97.4	94.6	2.7	40.5	5.4	16.2	81.1	29.7	83.8	45.9	-	
中小企業	90.0	88.9	-	66.7	11.1	11.1	88.9	33.3	66.7	22.2	-	
大企業	100.0	96.4	3.6	32.1	3.6	17.9	78.6	28.6	89.3	53.6	-	
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	64.3	77.8	-	55.6	-	-	22.2	33.3	33.3	22.2	-	
中小企業	64.3	77.8	-	55.6	-	-	22.2	33.3	33.3	22.2	-	
大企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	79.2	89.5	-	31.6	-	15.8	42.1	21.1	57.9	26.3	-	
中小企業	77.8	92.9	-	28.6	-	14.3	35.7	14.3	50.0	21.4	-	
大企業	83.3	80.0	-	40.0	-	20.0	60.0	40.0	80.0	40.0	-	
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	60.0	83.3	4.2	33.3	-	25.0	66.7	12.5	83.3	16.7	-	
中小企業	51.9	92.9	7.1	42.9	-	21.4	71.4	7.1	85.7	28.6	-	
大企業	76.9	70.0	-	20.0	-	30.0	60.0	20.0	80.0	-	-	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	87.9	96.6	3.4	65.5	6.9	10.3	72.4	20.7	75.9	20.7	-	
中小企業	81.8	94.4	-	50.0	5.6	16.7	66.7	16.7	66.7	11.1	-	
大企業	100.0	100.0	9.1	90.9	9.1	-	81.8	27.3	90.9	36.4	-	
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	100.0	100.0	-	45.5	-	9.1	63.6	22.7	54.5	36.4	-	
中小企業	100.0	100.0	-	40.0	-	20.0	40.0	10.0	30.0	30.0	-	
大企業	100.0	100.0	-	50.0	-	-	83.3	33.3	75.0	41.7	-	
医 療 、 福 祉 規 模 計	88.8	93.7	-	46.5	2.1	11.3	66.2	34.5	78.9	31.0	5.6	
中小企業	83.3	92.5	-	47.5	2.5	15.0	55.0	25.0	75.0	22.5	7.5	
大企業	96.9	95.2	-	45.2	1.6	6.5	80.6	46.8	83.9	41.9	3.2	
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	90.0	100.0	-	66.7	-	-	88.9	55.6	100.0	22.2	-	
中小企業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	
大企業	88.9	100.0	-	62.5	-	-	100.0	62.5	100.0	25.0	-	
サ ー ビ ス 業 規 模 計	74.5	87.8	7.3	46.3	2.4	14.6	73.2	22.0	65.9	36.6	2.4	
中小企業	65.0	88.5	3.8	53.8	3.8	19.2	73.1	23.1	65.4	38.5	-	
大企業	100.0	86.7	13.3	33.3	-	6.7	73.3	20.0	66.7	33.3	6.7	

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、27年度から24年度より追加した項目名を「配偶者の出産直後の休暇」としている。

第 38 表 仕事と家庭の両立のための支援制度【介護に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)								
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制	始業・終業 時刻の繰下げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置 転換の際 の配慮	介護休暇 制度	
前年産業計	規模計	69.2	58.9	5.9	29.6	1.5	4.1	37.6	14.9	47.6
	中小企業	62.4	52.7	5.6	24.9	0.9	3.7	30.3	12.4	39.2
	大企業	86.0	74.3	6.6	41.5	2.9	5.1	55.5	21.0	68.4
産 業 計	規模計	69.8	87.3	6.1	42.1	1.4	9.8	54.4	22.7	69.0
	中小企業	63.0	87.0	6.2	41.8	1.7	9.0	51.8	18.6	64.8
	大企業	89.2	87.9	6.0	42.7	0.9	11.6	59.5	31.0	77.6
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	100.0	25.0	50.0	-	-	25.0	-	100.0
	中小企業	100.0	100.0	-	50.0	-	-	50.0	-	100.0
	大企業	100.0	100.0	50.0	50.0	-	-	-	-	100.0
建 設 業	規模計	64.2	87.3	8.9	41.8	-	8.9	54.4	16.5	63.3
	中小企業	59.4	87.3	6.3	39.7	-	6.3	50.8	15.9	58.7
	大企業	94.1	87.5	18.8	50.0	-	18.8	68.8	18.8	81.3
製 造 業	規模計	60.3	86.0	7.9	39.5	0.9	9.6	50.9	15.8	60.5
	中小企業	58.1	87.5	6.7	42.3	1.0	8.7	51.9	13.5	58.7
	大企業	100.0	70.0	20.0	10.0	-	20.0	40.0	40.0	80.0
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	100.0	20.0	20.0	-	-	40.0	20.0	80.0
	中小企業	100.0	100.0	25.0	25.0	-	-	50.0	25.0	75.0
	大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
情 報 通 信 業	規模計	91.7	81.8	27.3	27.3	-	-	54.5	9.1	63.6
	中小企業	87.5	85.7	14.3	28.6	-	-	42.9	14.3	42.9
	大企業	100.0	75.0	50.0	25.0	-	-	75.0	-	100.0
運 輸 業、郵 便 業	規模計	74.1	77.5	12.5	40.0	-	7.5	50.0	20.0	60.0
	中小企業	69.6	78.1	15.6	37.5	-	3.1	56.3	25.0	65.6
	大企業	100.0	75.0	-	50.0	-	25.0	25.0	-	37.5
卸 売 業、小 売 業	規模計	60.8	92.6	8.9	44.4	2.2	12.6	57.0	25.2	66.7
	中小企業	54.9	88.8	9.0	42.7	2.2	10.1	59.6	21.3	68.5
	大企業	76.7	100.0	8.7	47.8	2.2	17.4	52.2	32.6	63.0
金 融 業、保 険 業	規模計	97.4	70.3	-	40.5	2.7	16.2	70.3	21.6	78.4
	中小企業	90.0	77.8	-	66.7	11.1	11.1	77.8	22.2	77.8
	大企業	100.0	67.9	-	32.1	-	17.9	67.9	21.4	78.6
不 動 産 業、物 品 質 貸 業	規模計	57.1	62.5	-	37.5	-	-	25.0	37.5	37.5
	中小企業	57.1	62.5	-	37.5	-	-	25.0	37.5	37.5
	大企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	規模計	75.0	83.3	5.6	22.2	-	11.1	33.3	22.2	55.6
	中小企業	72.2	84.6	7.7	15.4	-	7.7	23.1	15.4	46.2
	大企業	83.3	80.0	-	40.0	-	20.0	60.0	40.0	80.0
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	60.0	83.3	4.2	33.3	-	20.8	41.7	12.5	83.3
	中小企業	51.9	92.9	7.1	42.9	-	14.3	57.1	7.1	85.7
	大企業	76.9	70.0	-	20.0	-	30.0	20.0	20.0	80.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	規模計	78.8	96.2	-	50.0	3.8	7.7	61.5	23.1	84.6
	中小企業	68.2	100.0	-	33.3	-	13.3	66.7	20.0	80.0
	大企業	100.0	90.9	-	72.7	9.1	-	54.5	27.3	90.9
教 育、学 習 支 援 業	規模計	95.5	100.0	-	42.9	-	4.8	52.4	23.8	52.4
	中小企業	90.0	100.0	-	44.4	-	11.1	44.4	11.1	33.3
	大企業	100.0	100.0	-	41.7	-	-	58.3	33.3	66.7
医 療、福 祉	規模計	81.3	89.2	-	45.4	1.5	6.9	53.8	32.3	81.5
	中小企業	76.0	86.3	-	45.2	2.7	9.6	41.1	21.9	76.7
	大企業	89.1	93.0	-	45.6	-	3.5	70.2	45.6	87.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	90.0	100.0	-	66.7	-	-	88.9	55.6	100.0
	中小企業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-	100.0
	大企業	88.9	100.0	-	62.5	-	-	100.0	62.5	100.0
サ ー ビ ス 業	規模計	72.7	85.0	7.5	45.0	5.0	15.0	62.5	20.0	65.0
	中小企業	65.0	84.6	3.8	50.0	7.7	19.2	61.5	23.1	61.5
	大企業	93.3	85.7	14.3	35.7	-	7.1	64.3	14.3	71.4

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、平成24年度より「介護休暇制度」を追加している。

第9 賃金の支払い形態

1 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態は、「月給制」の労働者の割合が66.9%と最も多く、次いで、割合が大きく下がり「時給制」が26.4%となっている。

また、規模別においても概ね同様の傾向となっている。(第39表)

第39表 賃金の支払い形態(労働者割合)

単位：%

区 分	時給制	日給制	月給制	年棒制	その他
前年産業計	25.0	4.9	69.0	1.1	0.1
規模計					
中小企業	22.3	7.1	69.7	0.9	0.1
大企業	29.1	1.5	67.8	1.4	0.2
産業計	26.4	4.5	66.9	1.5	0.8
規模計					
中小企業	22.8	5.6	70.2	1.2	0.2
大企業	33.5	2.3	60.3	2.0	2.0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	2.5	97.5	-	-
規模計					
中小企業	-	0.8	99.2	-	-
大企業	-	3.8	96.3	-	-
建設業	1.9	5.0	90.1	2.9	0.0
規模計					
中小企業	2.3	6.1	89.7	1.8	0.1
大企業	0.9	2.6	91.1	5.4	-
製造業	20.8	5.3	69.8	2.3	1.8
規模計					
中小企業	16.3	6.1	75.8	1.9	-
大企業	33.0	3.2	53.7	3.4	6.7
電気・ガス・熱供給・水道業	0.7	-	99.3	-	-
規模計					
中小企業	1.1	-	98.9	-	-
大企業	-	-	100.0	-	-
情報通信業	11.3	-	88.7	-	-
規模計					
中小企業	16.6	-	83.4	-	-
大企業	5.1	-	94.9	-	-
運輸業、郵便業	27.0	11.6	60.1	0.3	1.0
規模計					
中小企業	16.3	14.3	67.6	0.4	1.4
大企業	56.8	4.1	39.1	-	-
卸売業、小売業	34.4	2.0	62.4	1.1	0.1
規模計					
中小企業	23.4	2.8	72.3	1.4	0.1
大企業	52.8	0.6	45.9	0.5	0.1
金融業、保険業	8.1	-	86.7	1.0	4.2
規模計					
中小企業	7.3	-	92.7	-	-
大企業	8.3	-	85.2	1.2	5.3
不動産業、物品賃貸業	13.4	8.9	77.7	-	-
規模計					
中小企業	13.4	8.9	77.7	-	-
大企業	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	5.2	0.5	92.1	1.5	0.6
規模計					
中小企業	6.0	0.2	91.8	1.3	0.7
大企業	1.0	2.0	94.1	2.9	-
宿泊業、飲食サービス業	68.3	-	29.7	1.9	-
規模計					
中小企業	75.5	-	24.2	0.3	-
大企業	55.5	-	39.6	4.9	-
生活関連サービス業、娯楽業	54.4	3.8	41.4	0.4	-
規模計					
中小企業	52.7	2.9	44.0	0.4	-
大企業	57.2	5.3	37.2	0.3	-
教育、学習支援業	13.7	2.2	78.7	5.4	-
規模計					
中小企業	20.5	0.3	79.2	-	-
大企業	10.5	3.1	78.4	8.0	-
医療、福祉	26.8	1.0	70.8	0.6	0.7
規模計					
中小企業	28.3	1.0	69.9	0.5	0.2
大企業	24.0	1.0	72.6	0.6	1.7
複合サービス事業	22.6	7.4	69.9	-	-
規模計					
中小企業	15.4	-	84.6	-	-
大企業	22.9	7.7	69.3	-	-
サービス業	55.0	12.5	31.8	0.7	0.1
規模計					
中小企業	50.4	15.4	33.3	0.8	0.1
大企業	67.0	5.0	27.7	0.3	-

第 10 パートタイム労働者の賃金等

1 集計労働者数等

集計対象となったパートタイム労働者数は3,254人で、うち男性は640人(19.7%)、女性は2,614人(80.3%)と、女性が非常に高い割合となっている。

また、パートタイム労働者の平均年齢は男性で49.7歳、女性が47.1歳であり、平均勤続年数は男性で4.7年、女性が5.5年となっている。

総実労働時間数は男性が112.6時間で、うち所定外労働時間数は3.8時間となっている。また、女性は106.4時間で、うち所定外労働時間数は1.9時間となっている。(第40表)

産業別での月間総実労働時間数は「複合サービス事業」で127.4時間と最も長く、「情報通信業」の126.5時間が続いている。また、所定外労働時間数では「運輸業、郵便業」の8.4時間が最も長く、「製造業」の5.0時間が続いている。(第41表)

第 40 表 パートタイム労働者数及び月間実労働時間等(男女別)

区 分	総人数 (人)		平均勤続年数 (年)		月間実労働日数 (日)		月間総実労働時間数(時間)					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男 性			女 性		
							計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	603	2,196	5.1	6.0	18.7	19.5	115.6	112.5	3.1	108.7	106.8	1.9
産 業 計	640	2,614	4.7	5.5	19.2	19.3	112.6	108.9	3.8	106.4	104.5	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	9	21	3.9	6.1	16.3	21.0	133.9	127.6	6.3	111.6	111.3	0.3
製造業	83	381	9.0	7.3	19.7	20.2	128.0	119.9	8.1	122.8	118.6	4.3
電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	6.0	-	13.0	-	98.0	98.0	-	-	-	-
情報通信業	2	10	2.0	8.0	18.5	20.9	62.5	62.5	-	139.3	134.5	4.8
運輸業、郵便業	57	117	6.4	4.0	19.6	19.2	122.7	112.4	10.3	114.4	106.9	7.5
卸売業、小売業	176	674	3.7	5.8	19.7	19.3	118.3	114.5	3.8	110.7	109.1	1.6
金融業、保険業	3	64	27.3	7.2	17.3	18.9	122.0	116.0	6.0	119.0	116.3	2.8
不動産業、物品賃貸業	12	18	2.0	3.1	18.7	18.5	119.3	119.3	-	84.1	84.1	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	18	-	5.7	-	19.2	-	-	-	107.7	105.5	2.2
宿泊業、飲食サービス業	65	271	3.0	5.1	18.1	19.4	107.5	104.1	3.4	97.2	96.3	0.9
生活関連サービス業、娯楽業	32	149	4.1	5.5	16.6	18.2	91.6	90.4	1.2	103.8	101.8	2.0
教育、学習支援業	21	48	5.3	3.8	17.6	18.4	73.9	73.8	0.0	90.9	90.4	0.4
医療、福祉	89	648	2.7	5.1	20.1	18.6	104.7	104.6	0.1	102.2	101.5	0.7
複合サービス事業	2	3	3.0	2.3	20.0	20.0	97.0	97.0	-	147.7	147.7	-
サービス業	88	192	4.9	4.0	18.8	20.9	107.5	105.8	1.7	81.9	80.9	1.1

第 41 表 月間実労働時間数

単位：時間

区 分	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計	110.2	108.1	2.1
産 業 計	107.6	105.3	2.3
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-
建設業	118.3	116.2	2.1
製造業	123.8	118.8	5.0
電気・ガス・熱供給・水道業	98.0	98.0	-
情報通信業	126.5	122.5	4.0
運輸業、郵便業	117.1	108.7	8.4
卸売業、小売業	112.3	110.2	2.0
金融業、保険業	119.2	116.3	2.9
不動産業、物品賃貸業	98.2	98.2	-
学術研究、専門・技術サービス業	107.7	105.5	2.2
宿泊業、飲食サービス業	99.2	97.8	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	101.7	99.8	1.9
教育、学習支援業	85.7	85.4	0.3
医療、福祉	102.5	101.9	0.6
複合サービス事業	127.4	127.4	-
サービス業	90.0	88.7	1.3

2 パートタイム労働者の賃金支給総額

パートタイム労働者の賃金支給総額は、男性が110,645円で、うち所定内賃金は106,258円、所定外賃金は4,387円となっている。女性は100,853円で、うち所定内賃金は98,885円、所定外賃金は1,968円となっている。(第42表)

また、月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除した1時間当たりの所定内賃金は952円となっている。産業別に1時間当たりの所定内賃金をみると「教育、学習支援業」が1,234円と最も高く、「情報通信業」の1,144円、「金融業、保険業」の1,105円と続く。一方、「運輸業、郵便業」の867円が最も低くなっている。(第43表)

第42表 パートタイム労働者の月間賃金支給総額(男女別)

単位：円

区 分	男 性			女 性		
	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	113,664	110,420	3,244	101,220	99,262	1,958
産 業 計	110,645	106,258	4,387	100,853	98,885	1,968
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	174,354	162,850	11,504	111,347	111,049	297
製造業	134,891	124,275	10,616	108,602	104,200	4,402
電気・ガス・熱供給・水道業	93,912	93,912	-	-	-	-
情報通信業	60,050	60,050	-	163,608	156,160	7,447
運輸業、郵便業	115,165	104,345	10,821	96,761	89,298	7,463
卸売業、小売業	112,650	108,524	4,127	102,355	100,984	1,371
金融業、保険業	181,224	172,333	8,891	129,664	126,467	3,198
不動産業、物品賃貸業	109,606	109,606	-	99,289	99,289	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	101,916	99,461	2,455
宿泊業、飲食サービス業	101,511	98,074	3,437	84,330	83,507	823
生活関連サービス業、娯楽業	83,474	82,271	1,203	90,787	88,768	2,019
教育、学習支援業	118,416	118,392	24	100,215	99,700	514
医療、福祉	99,209	99,099	110	109,483	108,531	951
複合サービス事業	103,850	103,850	-	115,867	115,867	-
サービス業	99,893	97,836	2,057	70,651	69,741	910

(注) 1 上表で掲載した金額は回答者全員の平均額である。

2 産業によっては、「所定外労働賃金」の回答者が少ないため、当該賃金の平均額が極端に低い場合もある。

第43表 1時間当たりの所定内賃金

区 分	1時間当たりの所定内賃金(円)	産 業 間 格 差
前 年 産 業 計	941	100.0
産 業 計	952	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	1,090	114.4
製造業	907	95.3
電気・ガス・熱供給・水道業	958	100.6
情報通信業	1,144	120.1
運輸業、郵便業	867	91.0
卸売業、小売業	930	97.7
金融業、保険業	1,105	116.1
不動産業、物品賃貸業	1,053	110.6
学術研究、専門・技術サービス業	943	99.0
宿泊業、飲食サービス業	883	92.7
生活関連サービス業、娯楽業	878	92.2
教育、学習支援業	1,234	129.6
医療、福祉	1,054	110.7
複合サービス事業	872	91.5
サービス業	886	93.0



新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【事業所票】

新潟県統計報告
登録第28-2号

(平成28年7月31日現在)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報は守られます。

事業所番号 1~4	※ この欄には記入しないでください。										
	市町村コード			産業分類				企業規模			
	5	6	7	8	9	10					11

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。

お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックをして、同封の返信用封筒で返送していただくか、その旨を各お問い合わせ先まで電話でご連絡ください。

9人以下

◆ 調査票記入にあたってのお願い

- ・ **太枠で囲まれた部分が回答欄です。** 選択番号がある場合は○で囲み、空欄の場合は数字等を記入してください。
- ・ 調査事項は、特にことわりのない限り、**7月31日現在**の状況を回答してください。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**8月31日(水)**までに投函してください。

1 企業全体の現況 (記入要領 1ページ目)

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10 }	31 }	51 }	101 }	301人 以上
30人	50人	100人	300人	

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000万円 以下	1,000万円超 }	5,000万円超 }	1億円超 }	3億円超
	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下	

※ 社会福祉法人等の場合は基本財産（貸借対照表に記載があるもの）の額を記載してください。

《設問2以下は、企業全体ではなく**貴事業所**についてのみ記入してください。》

※ 本社等で一括記入する場合でも、調査対象になっている事業所について記入してください。

2 事業所の現況 (記入要領 1ページ目)

事業所名			
所在地	(〒 -)		
業種又は 主要製品名			
記入担当者	所 属	TEL	
	フリガナ	FAX	
	氏 名		

労働組合の有無 1 ある 2 ない

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数				うちパートタイム労働者数		※ 派遣労働者数
		正社員数		その他		③	うち障害者数	
		①	うち障害者数	②	うち障害者数			
男性	人	人	人	人	人	人	人	
女性	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	

※ 派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。

※ 「2 事業所の現況」以外の設問では、**派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ**記入してください。

3 初任給 (記入要領 3 ページ目)

平成28年度の新規卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- 平成28年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄のままにしてください。
- 金額は、所定内賃金から、家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。

	事務・技術				生産			
高校卒				円				円
専門学校卒				円				円
短大卒 高専卒				円				円
	うち県外短大・高専出身者数→			人	うち県外短大・高専出身者数→			人
大学卒				円				円
	うち県外大学出身者数→			人	うち県外大学出身者数→			人
大学院卒 (修士課程修了)				円				円
	うち県外大学院出身者数→			人	うち県外大学院出身者数→			人

4 労働時間制度 (記入要領 3 ページ目)

(1) 1日・1週あたりの所定労働時間 (※所定労働時間は休憩時間を除きます。)

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に、最も多く適用されている労働時間を記入してください。

① 1日 時間 分 ② 1週 時間 分

(2) 変形労働時間制を採用していますか。

1	採用している	→(3)へ
2	採用していない	→(4)へ

(3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	1ヶ月(4週間)単位の変形労働時間制
2	1年単位の変形労働時間制
3	フレックスタイム制
4	1週間単位の変形労働時間制 (30人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみが該当)

(4) 以下の週休制の形態のうち、最も近いのはどれですか。(1つだけ○)

1年単位の変形労働時間制を採用している事業所は、「7 休日カレンダー」を選択してください。

1	2	3	4	5	6	7
完全週休2日制 (105日)	月3回週休2日制 (88日)	隔週週休2日制 (78日)	月2回週休2日制 (76日)	月1回週休2日制 (64日)	その他(週休1日半制、週休1日制等何らかの形での週休2日制でない場合)	休日カレンダー

※ ()内は、年間週休数の目安です。

5 年間休日数 (記入要領 4、13ページ目)

平成28年1月から12月までの1年間における休日数を記入してください。

- 調査期間のカレンダーは、記入要領(13ページ)を参照してください。
- 労働者の職種等によって年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

区 分		日数
週 休 日		
特別休日 (うち週休日、国民の祝日を除く。)	国民の祝日	
	年始期間の休日	
	ゴールデンウィーク期間の休日	
	夏季期間の休日	
	年末期間の休日	
	その他の休日	
年間休日数合計		

← 土日週休2日制を採用している場合 H28年は105日
 ← 土日週休2日制を採用している場合 H28年は16日(振替休日含む)
 ← 元日を祝日(休日)としている場合は、元日を除きます。
 ← ゴールデンウィーク期間の休日数をご記入ください。(週休日、祝日は除く)
 ← 盆休み、夏季休業等の休日数をご記入ください。(週休日、祝日は除く)
 ← 会社創立記念日等、上記以外の休日数をご記入ください。

6 年次有給休暇 (記入要領 5 ページ目)

平成27年または平成27年度について記入してください。

[記入方法]

- ① 年休簿から労働者を抽出します。
抽出の方法は、記入要領 (5 ページ) をご参照ください。
- ② 抽出した労働者について各個人の年休付与日数 (前年の繰越分を除く)、年休取得日数をそれぞれ合計してください。

※ 派遣労働者は含めません。

年休を付与されている 常用労働者数 (抽出後)				人 日 日
年休付与日数の総計 (前年繰越分を除く)				
年休取得日数の総計				

7 特別休暇制度 (記入要領 6 ページ目)

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。導入しているものすべてに○印をつけてください。

- ・ 労働契約・就業規則等に定めていない場合や、無給の場合も含まれます。

1	夏季休暇	4	ボランティア休暇
2	病気休暇	5	教育訓練休暇 (自己啓発のための休暇)
3	リフレッシュ休暇	6	骨髄ドナー休暇
		7	その他 具体例 慶弔休暇 (結婚、妻の出産、忌引) ・ 誕生日、記念日 子どものイベント ・ ()

↑ 該当するものに○印をつけてください。

8 育児休業制度 (記入要領 7 ページ目)

- (1) 育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「9 介護休業制度」へ

- (2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	1歳6か月まで(法定どおり)
2	1歳6か月超 2歳に達するまで
3	2歳超 3歳に達するまで
4	3歳超 小学校就学まで
5	その他 ()

- (3) 育児休業中の賃金の支払い状況をお答えください。

※ 雇用保険の育児休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

- (4) 育児休業制度の利用状況についてお尋ねします。(いない場合は「0」と記入してください。)

- ① 「出産者」 平成27年7月1日から平成28年6月30日までに子どもが生まれた労働者(男性の場合は配偶者が出産した場合)の数を記入してください。
- ② 「取得者」 ①のうち、平成27年7月1日から平成28年6月30日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。(育児休業の申し出をしている者を含む。)

出産者	女性		男性	
		人		人
取得者	女性		男性	
		人		人

9 介護休業制度 (記入要領 7 ページ目)

- (1) 介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「10 仕事と家庭の両立のための支援制度」へ

- (2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	通算93日まで (法定どおり)
2	93日を超え6ヵ月以内
3	6ヵ月を超え1年未満
4	1年以上
5	その他 ()

- (3) 介護休業中の賃金の支払い状況をお答えください。

※ 雇用保険の介護休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

- (4) 平成27年7月1日から平成28年6月30日までの介護休業の取得者数を記入してください。
(いない場合は、「0」と記入してください。)

男性			女性		
		人			人

10 仕事と家庭の両立のための支援制度 (記入要領 8 ページ目)

労働協約・就業規則等に定めていない場合も含まれます。

- (1) 働きながら、育児・介護する従業員に対する支援制度があるか記入してください。

① 育児に関する支援制度はありますか。

② 介護に関する支援制度はありますか。

1	ある
2	ない

1	ある
2	ない

※ (1)の問いで①、②いずれかに「ある」と回答した事業所は(2)の設問へお進みください。

また、①、②いずれも「なし」と回答した事業所は「11 賃金の支払い形態」へお進みください。

- (2) どのような制度がありますか。

育児・介護、それぞれ採用しているものに○印をつけてください。

- 「9 配偶者の出産直後の休暇」に該当する場合は、平成27年または平成27年度について取得者の人数を記入してください。

育 児 介 護		
1	1	短時間勤務制度
2	2	フレックスタイム制度
3	3	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ
4	4	経費の援助措置
5	5	再雇用制度
6	6	所定外労働の免除
7	7	転勤・配置転換の際の配慮
8	8	子の看護休暇制度／介護休暇制度
9		配偶者の出産直後の休暇 取得者数→ <input type="text"/> 人
10		事業所内託児所

←育児休業とは別の、有給又は無給の休暇制度をいいます。

11 賃金の支払い形態 (記入要領 8 ページ目)

賃金の支払い形態別の常用労働者数を記入してください。

- 合計の人数は1ページ目の「2 事業所の現況」の常用労働者数と一致します。
- 派遣労働者は含めないでください。
- 「日給月給制(欠勤など労働しなかった日数分だけ賃金を差し引くという形の月給制)」は「月給制」に該当します。
- 「4 年俸制」の場合は、対象者の職種を記入してください。

1 時給制	2 日給制	3 月給制	4 年俸制	5 その他
人	人	人	人	人

1~5合計人数
人

対象者の職種

{ }

ご協力ありがとうございました。

「個人票」のご記入もお願い致します。

新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【個人票】
(平成28年7月31日現在)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れること一ありまきんで、個人情報を守られます。

・記入対象は企業全体ではなく、**意事業所分のみ**です。

【この個人票に記入する常用労働者の選び方】	常用労働者数	抽出割合	記入労働者の選び方
貴事業所の賃金台帳等の常用労働者の中から、右の表の基準に従って選んでください。 ※ただし、次に該当する者は除きます。 ・出勤日数18日未満の一般労働者 ・(出勤日数10日未満のパートタイム労働者) ・重役、理事等(一般の労働者と同じ規定により給与を受けている者は除かない。) ・医師、歯科医師、獣医師	10～30人	1/1	全員記入
	31～60人	1/2	2人目ごとに記入
	61～100人	1/3	3人目ごとに記入
	101～200人	1/4	4人目ごとに記入
	201～300人	1/6	6人目ごとに記入
	301～500人	1/8	8人目ごとに記入(最高60人まで)
	501人以上	1/10	10人目ごとに記入(最高90人まで)

※この欄には記入しないでください。											
1	2				3				4		
事業所番号	市町村コード				産業分類				企業規模		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	

「記入要領」をご参考の上、ご記入ください。

12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	7月分の実労働時間数						7月分の賃金支給総額																								
													7月分の実労働日数			7月分の実労働時間数			7月分の実労働時間数			7月分の賃金支給総額					7月分の賃金支給総額																
													25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43

付 属 統 計 表

男女及び年齢段階別勤務年数・月間実労働日数・月間実労働時間数・月間賃金額(就業形態別)

一 般 勞 働 者 調 査 産 業 計

区 分	集 計 労働者数 (人)	勤 続 年 数 (年)	月 間 実労働 日 数 (日)	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計 (時間)	所定内 (時間)	所定外 (時間)	計 (円)	所定内 (円)	所定外 (円)
規 模 計	14,899	12.2	21.6	175.5	164.9	10.6	284,714	266,072	18,643
～ 19歳	97	0.4	21.9	178.4	165.3	13.1	181,177	166,073	15,104
20～24	1,088	1.6	21.6	177.3	166.4	10.9	204,143	188,763	15,380
25～29	1,453	3.9	21.4	177.6	164.5	13.0	231,935	211,371	20,564
30～34	1,616	6.7	21.6	179.1	165.2	13.9	257,336	234,403	22,933
35～39	1,954	9.7	21.7	177.9	165.6	12.2	278,957	257,075	21,882
40～44	2,299	13.0	21.6	176.8	165.3	11.5	304,467	281,941	22,527
45～49	1,902	15.4	21.6	174.6	164.6	10.0	319,104	300,329	18,775
50～54	1,606	18.3	21.5	173.3	164.4	8.9	334,904	317,623	17,281
55～59	1,530	20.2	21.5	172.3	164.6	7.8	336,574	322,194	14,380
60～64	958	18.8	21.4	169.4	163.1	6.3	263,072	253,471	9,601
65～	396	16.6	21.7	169.4	163.5	5.9	233,831	225,220	8,612
男 性 計	9,948	13.2	21.7	178.9	165.9	12.9	312,665	289,478	23,187
～ 19歳	72	0.4	22.0	178.7	163.5	15.2	184,222	166,378	17,844
20～24	559	1.7	21.8	181.0	167.0	14.0	216,107	195,631	20,477
25～29	876	4.0	21.6	181.1	164.6	16.5	247,366	220,716	26,650
30～34	1,078	6.6	21.8	183.9	166.3	17.6	277,178	248,068	29,110
35～39	1,306	10.0	21.9	182.3	167.2	15.1	302,593	275,116	27,477
40～44	1,546	13.9	21.8	181.0	166.6	14.4	336,505	307,617	28,888
45～49	1,253	16.5	21.8	178.0	165.8	12.2	358,276	334,664	23,612
50～54	1,124	19.5	21.7	176.0	165.7	10.3	369,708	349,303	20,406
55～59	1,089	21.4	21.6	174.6	165.5	9.1	370,901	353,852	17,049
60～64	737	19.1	21.5	171.9	164.6	7.4	277,111	265,760	11,351
65～	308	15.3	21.7	171.4	164.3	7.1	236,362	225,934	10,428
女 性 計	4,951	10.2	21.2	168.8	162.8	6.0	228,553	219,042	9,511
～ 19歳	25	0.6	21.9	177.6	170.7	7.0	172,405	165,194	7,211
20～24	529	1.4	21.4	173.4	165.7	7.7	191,500	181,506	9,995
25～29	577	3.8	21.3	172.2	164.5	7.7	208,507	197,185	11,323
30～34	538	6.7	21.2	169.5	163.0	6.6	217,577	207,023	10,554
35～39	648	9.2	21.3	168.9	162.4	6.5	231,321	220,716	10,605
40～44	753	11.3	21.2	168.2	162.6	5.6	238,690	229,224	9,467
45～49	649	13.2	21.2	167.9	162.2	5.8	243,477	234,040	9,437
50～54	482	15.6	21.2	167.1	161.4	5.7	253,744	243,749	9,995
55～59	441	17.4	21.2	166.9	162.2	4.6	251,806	244,017	7,790
60～64	221	17.7	21.2	160.8	158.2	2.6	216,253	212,487	3,767
65～	88	21.1	21.7	162.1	160.4	1.7	224,973	222,721	2,252

パートタイム労働者 調査産業 計

区 分	集 計 労働者数 (人)	勤 続 年 数 (年)	月 間 実労働 日 数 (日)	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計 (時間)	所定内 (時間)	所定外 (時間)	計 (円)	所定内 (円)	所定外 (円)
規 模 計	3,254	5.4	19.3	107.6	105.3	2.3	102,779	100,335	2,444
～ 19歳	68	0.5	14.5	65.5	65.2	0.3	55,460	55,158	302
20～24	163	1.1	16.6	99.0	94.9	4.1	88,469	84,552	3,916
25～29	154	2.2	19.9	121.6	118.5	3.1	110,312	107,665	2,646
30～34	237	3.1	19.0	112.3	109.9	2.4	107,207	104,679	2,528
35～39	324	3.7	19.2	113.4	111.4	2.1	108,585	106,372	2,214
40～44	435	4.9	19.7	113.7	111.6	2.1	108,982	106,727	2,255
45～49	375	5.5	19.5	110.7	108.2	2.5	104,690	102,094	2,597
50～54	322	7.0	19.7	108.7	105.8	2.9	105,657	102,161	3,496
55～59	362	7.1	19.9	112.1	108.9	3.2	107,148	103,820	3,328
60～64	363	7.7	19.9	107.0	105.2	1.8	103,337	101,400	1,937
65～	451	7.1	19.1	93.4	92.4	1.0	92,430	91,143	1,286
男 性 計	640	4.7	19.2	112.6	108.9	3.8	110,645	106,258	4,387
～ 19歳	29	0.7	15.0	68.7	68.7	0.0	58,320	58,320	0
20～24	65	1.2	16.0	92.4	87.7	4.8	86,022	81,574	4,447
25～29	51	3.1	20.6	127.8	123.6	4.2	113,189	109,417	3,772
30～34	37	2.5	20.5	128.6	122.5	6.1	132,346	124,911	7,435
35～39	30	3.7	20.8	132.4	127.9	4.5	122,996	117,919	5,077
40～44	37	5.2	21.0	128.4	123.5	4.9	119,260	114,031	5,230
45～49	26	4.1	20.2	121.5	116.0	5.5	117,662	110,149	7,513
50～54	26	5.3	20.2	119.7	109.8	9.9	121,581	107,998	13,584
55～59	43	3.1	21.6	143.0	133.8	9.2	134,340	124,897	9,443
60～64	100	6.1	19.9	119.9	117.1	2.7	120,991	117,525	3,466
65～	196	7.1	18.4	100.4	99.0	1.4	105,420	103,358	2,062
女 性 計	2,614	5.5	19.3	106.4	104.5	1.9	100,853	98,885	1,968
～ 19歳	39	0.4	14.1	63.1	62.5	0.6	53,333	52,807	527
20～24	98	1.1	16.9	103.4	99.7	3.7	90,092	86,528	3,564
25～29	103	1.8	19.6	118.5	116.0	2.5	108,887	106,798	2,089
30～34	200	3.2	18.7	109.3	107.5	1.8	102,556	100,936	1,620
35～39	294	3.7	19.0	111.5	109.7	1.8	107,115	105,194	1,921
40～44	398	4.9	19.6	112.4	110.5	1.9	108,026	106,048	1,979
45～49	349	5.6	19.4	109.9	107.6	2.3	103,724	101,494	2,230
50～54	296	7.2	19.7	107.8	105.5	2.3	104,258	101,648	2,610
55～59	319	7.7	19.7	108.0	105.6	2.4	103,483	100,979	2,503
60～64	263	8.3	19.9	102.1	100.7	1.4	96,625	95,269	1,356
65～	255	7.0	19.7	88.0	87.4	0.7	82,445	81,754	690

みつばち企業認定制度 はじめました♪

2014年
10月1日～

障がい者雇用の
促進に一役
かいませんか？



←認定シールの1つです

新潟市と新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”は、障がい者雇用を積極的
に取り組んでいる企業を認定し、その取り組みを広く発信することで、障がい者雇用に対する
理解を深めてもらい、障がい者雇用を促進する目的で、新潟市障がい者雇用企業認定制度
(みつばち企業認定制度)を始めました。

★参加企業募集中です!!★

対象企業は、下記基準のいずれか1つ以上に該当する企業です。

項目	内容	努力賞
①障がいのある人への理解	障がいのある人を雇用している 実習等の受け入れ実績がある	
②障がい者雇用への積極性	雇用率2.0%を達成している	前年度比1名以上増加
③雇用の継続・維持	3年以上雇用している人がいる	1年以上雇用している人がいる

※登録料 2,000円(プレート作成代)

※認定された企業には、右の掲示用プレートを配布します。

また、市のホームページ、刊行物等で周知します。



↑ 掲示用プレート

お問合せ先

新潟市障がい福祉課就労支援係
新潟市障がい者就業支援センターこあサポート

025-226-1249
025-256-8821

障がい者雇用に関心のある企業が集まる 新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”の仲間も募集しています

http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/shofuku/shuro_koyo/shuro_koyo/mitsubachi-plate/mitsubachi-plate.html




1. 対象となる企業等

障がい者雇用に取り組む企業等で、新潟市内の店舗・営業所・支店・施設・工場等の単位での申請をお願いいたします。県外本社の企業や、従業員50人以下の規模の企業の申請も可能です。

2. 評価基準

評価基準のいずれかを満たす場合にプレート及びシールを支給します。

※初回申請時のみ、プレート代として2,000円かかります。

シールの項目	評価基準
① 障がいのある人への理解 	<input type="checkbox"/> 申請時に障がいのある人を雇用している <input type="checkbox"/> 申請時より過去1年間に実習等の受け入れを行い、障がい者の理解に努めた
② 障がい者雇用への積極性 	<input type="checkbox"/> 従業員50人以上で、雇用率2%を達成している <input type="checkbox"/> 従業員25人以下で0.5人※以上、または従業員26人以上で1人以上雇用している <u>努力賞</u> 上記項目には該当しないが、前年度比1名以上を雇用した
③ 障がい者雇用の継続・維持 	<input type="checkbox"/> 3年以上継続して雇用している障がい者がいる <u>努力賞</u> 1年以上継続して雇用している障がい者がいる

※ 雇用率算出上の換算人数です。換算方式については、登録申請書の裏面をご覧ください。

3. 申請に必要な書類

- (1) 新潟市障がい者雇用企業認定事業 **登録申請書**
- (2) 申請する事業所で雇用している障がい者の人数分の**雇用保険被保険者証（事業主側）のコピー**

※登録申請書は新潟市ホームページからダウンロードするか、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/shofuku/shuro_koyo/shuro_koyo/mitsubachi-plate.html

「新潟市 みつばち」で検索！

4. プレート・シール交付の流れと宣伝効果

- ①登録申請書に雇用保険被保険者証のコピーを添えて、下記お申し込み先に申請してください。(郵送可)
- ②決定通知書及びプレート代金の入金方法等を、新潟市障がい者就業支援センターこあサポートから送付します。
- ③入金を確認後、新潟市障がい者就業支援センターこあサポートから、プレート及びシールを送付します。
※ご都合がよろしければ事業所へ伺い、プレートをお渡しします。
- ④プレートにシールを貼り、店頭等に掲示していただくことで、社会貢献活動のPRにつながります。
- ⑤新潟市ホームページに事業所名を掲載するほか、刊行物等で広く周知し、企業のPRに役立ちます。
※事業所名は公表しないこともできます。

◆実施主体

主催（共同主催事業）：新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”、新潟市

後援：新潟県中小企業家同友会障がい福祉研究部会、にいがたパイロットクラブ

【お問い合わせ・お申し込み先】

新潟市 福祉部 障がい福祉課 就労支援係（担当：高橋・菅田）

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 分館2階

電話：025-226-1249 ファックス：025-223-1500

メール：shogai.wl@city.niigata.lg.jp

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



新潟市障がい者 多数雇用事業者優遇制度

新潟市では、障がいのある方の雇用の促進とその職業の安定のために、障がい者多数雇用事業者からの物品等の調達を積極的に進めていきます。



障がいのある人もない人も
共に働き、生きがいを感じあえる
企業を応援します。

新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度



1 障がい者多数雇用事業者優遇制度とは？

市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達する制度です。



2 登録企業のメリットは？

- ① 随意契約においては、「障がい者多数雇用事業者」を契約の相手方とするよう努めます。
- ② 指名競争入札においては、指名業者に「障がい者多数雇用事業者」を追加選定するよう努めます。(ただし、①・②いずれの場合も工事関係のものは含まれません。)
- ③ 市のホームページで、障がい者雇用を推進している事業者として紹介します。



3 登録条件は？

- ① 市内に事業所を有する中小企業者であること。
- ② 新潟市競争入札参加者名簿に登載されていること。
- ③ 障がい者の法定雇用率に違反していないこと。
- ④ 過去1年間、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が原則4.0%以上、かつ2人以上の雇用があること。



4 登録物品数

原則1企業、1物品又は1役務です。ただし、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が8.0%以上の場合、以下のメリットがあります。

障害者雇用促進法に基づく障がい者数の割合	うち重度障がい者及び精神障がい者の占める割合	登録できる品目数(物品・役務)
4.0%以上8.0%未満		いずれか1品目まで
8.0%以上16.0%未満	1/2未満	いずれか1品目まで
	1/2以上	合わせて2品目まで
16.0%以上	1/2未満	合わせて2品目まで
	1/2以上	合わせて3品目まで



5 登録の有効期間は？

登録日の属する年度の3月31日までです。

お問い合わせ

登録申請
については

新潟市障がい福祉課

TEL 025-226-1249

契約関係
については

新潟市契約課

TEL 025-226-2213

ホームページでもお知らせしています →

新潟市 多数雇用 |

検索

障がい者雇用を応援する制度融資です

ニコ二雇 サポート

@Niigata City

障がい者を雇用している新潟市内の中小企業者に対して、
融資利用時の信用保証料補助や利子補給を行います。

信用保証料補助

融資額300万円以内
全額補助!
融資額300万円超
半額補助!

利子補給

融資額1,000万円以内
全額補給!
融資額1,000万円超
年1.0%分補給!

【お問い合わせ】

●融資・保証料補助について

新潟市商業振興課

TEL. **025-226-1629**

●利子補給について

新潟市障がい福祉課

TEL. **025-226-1249**

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

<http://http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/yushi/kashituske/seidoyushi/syougaisya.html>



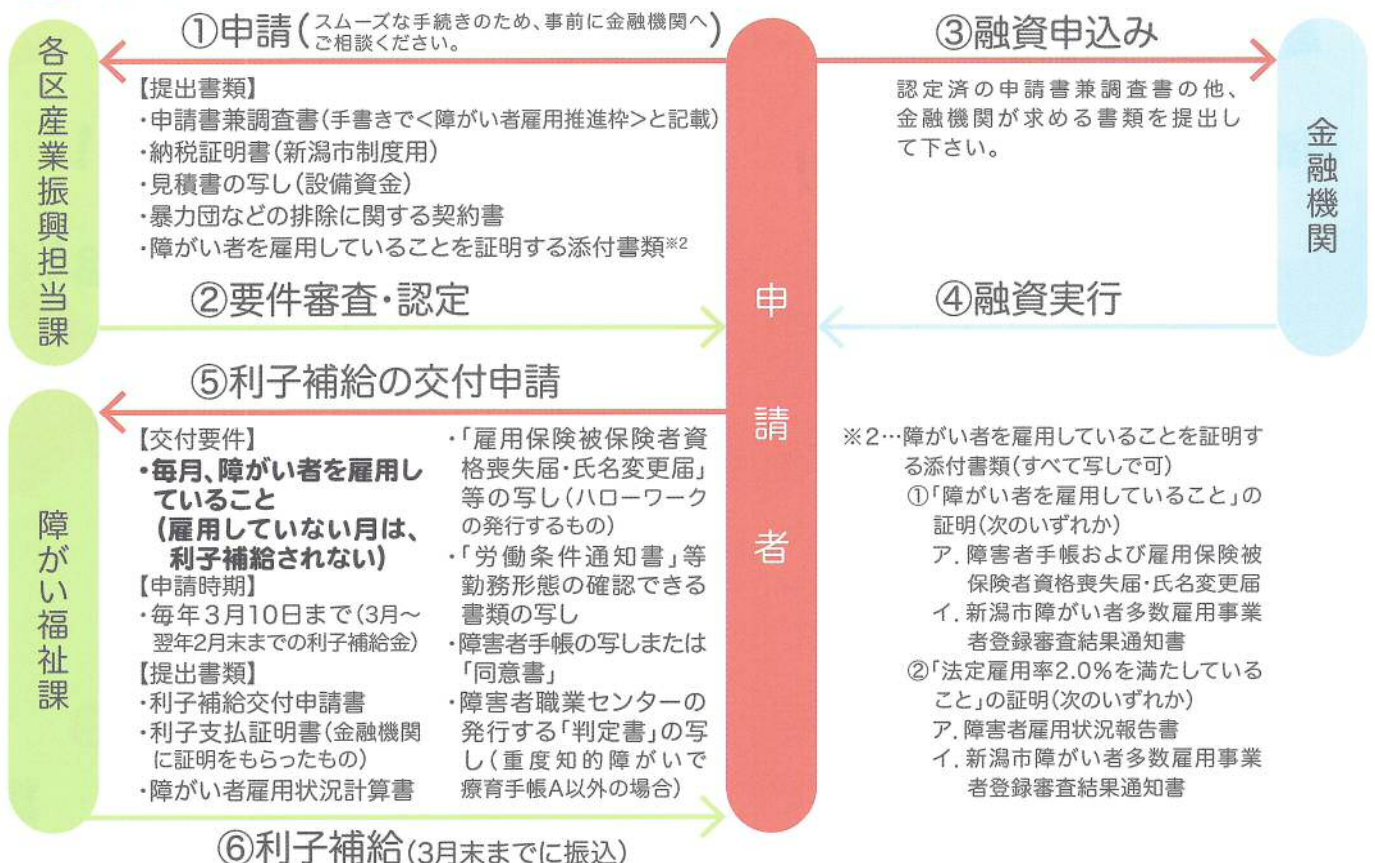
☺ 事業の概要

融資名	一般融資 ＜障がい者雇用推進枠＞	小規模企業振興資金 ＜障がい者雇用推進枠＞
要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員50人未満の中小企業者：障がい者を雇用していること。 ○ 従業員50人以上の中小企業者：法定雇用率2.0%を満たしていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者を雇用していること。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に主たる事業所などがある。 ○ 原則、同一事業を1年以上継続している。 ○ 信用保証対象業種^{※1}である。 ○ 市税を完納している。 	★ 運転資金・設備資金の両方で利用可能です。
信用保証料補助	融資額300万円以内は信用保証料が無料に！ 融資額300万円超は信用保証料が半額に！	
利子補給	融資額1,000万円以内は利子全額を補給！ 融資額1,000万円超は利子年1.0%相当分を補給！	
限度額	2,000万円以内	1,250万円以内
貸付利率（年利）	【5年以内】信保付 1.6%, その他 2.1% 【5年超】信保付 1.8%, その他 2.3%	【5年以内】信保付 1.55% 【5年超】信保付 1.75%
償還期間	【1,000万円以内】7年以内（うち据置6か月以内） 【1,000万円 超】8年以内（うち据置6か月以内）	【運転資金】 7年以内（うち据置1年以内） 【設備資金】 10年以内（うち据置1年以内）

※1 信用保証対象業種…次の業種以外のもの。

農業（一部）、林業（一部）、漁業、風俗営業飲食業、金融業、娯楽業、取立業、土地売買業、宗教、その他の政治・経済・文化団体など。

☺ 申請の流れおよび提出書類



バリアフリーに対応する施設整備をお考えの中小企業のみなさんへ

あんしん未来資金・防災等対策資金

障がい者や高齢者を含め全ての方が、快適かつ安全な活動を確保するための施設の整備等を図るための融資が、29年度より「防災等対策資金」に統合されました。これにより、次の優遇措置の対象となります。

3,000万円以内のバリアフリーに対応する施設整備をする場合

信用保証料 50%補助

利子 年1%分を補助

(例 保証付き5年以内の融資なら利率は0.45%に)

事業の概要

融資名	防災等対策資金
要件	次の設備投資が対象となります（詳細は裏面参照） ①防災・防水等の対策に関するもの ②バリアフリーの対策に関するもの 【具体例】 ①工場・事務所等の耐震性、または防水性を向上させる改修 など ②段差の解消、スロープ設置、車いす対応昇降機・運搬機 など
資金使途	設備資金
限度額	5,000万円以内
貸付利率	【信用保証付】5年以内 1.60%、5年超 1.80% 【その他】5年以内 2.10%、5年超 2.30%
償還期間	1,000万円以内 10年以内、1,000万円超 15年以内
信用保証料補助	融資 3,000万円以内 50%
利子補給	融資 3,000万円以内 利率 年1%

【防災等対策資金の対象設備】

資金区分		対象となる施設整備等
防災等対策資金	防災・防水等対策関係設備	ア 建物（工場，倉庫，店舗，事務所），囲障（ブロック塀，石塀等），広告看板等の耐震性又は防水性などを向上させる建替え又は改修 イ 機械，器具，商品等の転倒又は転落及び窓ガラス等の飛散の防止 ウ 避難路及び避難地の整備 エ 消防水利施設の整備又は改修 オ 消防用設備の整備 カ 危険物，高圧ガス又は毒劇物に係る施設の補強 キ 非常用発電機または放送設備の整備 ク 備蓄倉庫の整備 ケ 応急対策物資の整備 コ 雨水タンクの整備 サ 貯水槽の整備 シ ソフトデータ等のバックアップ対策及び施設の整備 ス 応急給水資機材（浄水器，給水層，深井戸等）の整備 セ 土地，建物の購入（ただし，土地のみ購入は，対象外） ソ その他市長が適当と認めたもの ※なお，施設整備等の全体経費のうち上記アからソまでに要する経費が全体経費の50%を超えていなければならない。
	バリアフリー対策関係設備	タ 段差の解消 チ 階段に併設したスロープ ツ 車椅子対応エレベータ・運搬機 テ 車椅子利用者用駐車スペース（幅3.5m以上） ト 手すり ナ 点字ブロック ニ 玄関・入口近くでの電子チャイム（盲導鈴） ヌ 玄関・入口での呼出し用インターホン ネ コントラストの強い表示 ノ スペースの広いトイレ ハ オストメイト（人工肛門・人口膀胱保有者）対応トイレ ヒ 手すり付小便器 フ その他市長が適当と認めたもの ※ なお，施設整備等の全体経費のうち上記タからフまでに要する経費が全体経費の25%を超えていなければならない。

【受付窓口】

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ○北区役所産業振興課 025-387-1356 | ○東区役所地域課 025-250-2170 |
| ○中央区役所地域課 025-223-7054 | ○江南区役所産業振興課 025-382-4809 |
| ○秋葉区役所産業振興課 0250-25-5689 | ○南区役所産業振興課 025-372-6507 |
| ○西区役所農政商工課 025-264-7630 | ○西蒲区役所産業観光課 0256-72-8407 |

【取扱金融機関】

第四銀行 北越銀行 大光銀行 秋田銀行 きらやか銀行 東邦銀行 北陸銀行
 新潟信用金庫 三条信用金庫 新発田信用金庫 加茂信用金庫 新潟県信用組合
 新栄信用組合 興栄信用組合 巻信用組合 さくらの街信用組合 協栄信用組合
 商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 JAバンク新潟県信連

お問い合わせ

●新潟市商業振興課 金融係 （電話 025-226-1629）

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/yushi/kashituske/index.html>

お父さんも育児休業を！！ 男の育休に奨励金



男性が子育てに積極的に関われる職場づくりを応援します。

新潟市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、その事業主とご本人に奨励金を支給します。

これは、男性が積極的に子育てに関わることにより、働き方の見直しにつなげ、男女ともに仕事と家庭生活のよりよいバランスをとってもらうことを目的としています。

対象者と支給額

10日以上育休を取得した男性労働者

10万円

上記労働者を雇用する事業主（1回限り）

30万円

※ただし、国の「出生時両立支援助成金」の対象となる事業主を除く

条件

- 1 新潟市内に本社又は主たる事務所を置く、常用雇用者が300人以下の中小企業等であること（国・地方公共団体及び国、地方公共団体から一定以上の出資又は補助金を受けている法人を除く）
- 2 雇用保険の適用事業主であり、労働基準法に基づく就業規則等に育児休業制度を設けていること
- 3 上記に雇用されている新潟市内在住の男性労働者が、その養育する3歳未満の子に対して、勤務を要しない日を除いて連続する10日以上育休を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- 4 800字程度の育児休業体験記を提出すること
- 5 市が行う啓発活動に協力すること。また、市が行う男女共同参画推進に関する職場研修会を実施すること
- 6 市税の未納がないこと

問合せ・申請先

新潟市男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

TEL: 025-226-1061

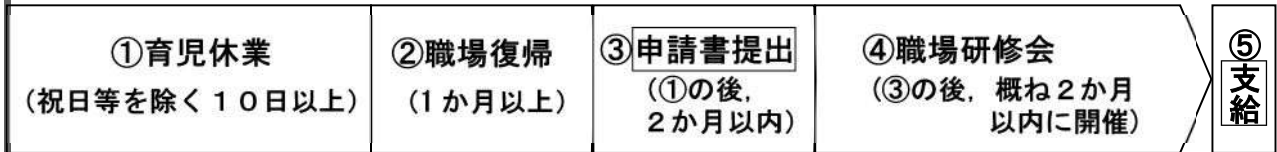
URL: <http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/worklifebalance/ikukyu.html>

新潟市 男の育休奨励金

検索



支給までの流れ



※申請書提出期間は、育児休業後に職場復帰して1か月経過した日から1か月以内です。

必要書類

下記の書類をそろえ、お申込ください。

- 「奨励金支給申請書兼実績報告書」
※2回目以降の事業主は「実績報告書」
(事業主に対する奨励金の支給は1回限りですが、実績報告は必要です。)
- 育児休業体験記(800字程度)
- 雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者証の写し
- 育児休業に関する就業規則等の写し
- 育児休業申出書の写し
- 育児休業取得状況が確認できるもの(対象となる男性労働者の出勤簿の写し等)
- 休業取得者が新潟市内在住であること及び親子関係を証明できるもの
- 納税証明書(新潟市制度用)(本人及び事業主)
※納税証明書(新潟市制度用)を請求する際は、下記にご注意ください。
 - ・法人の証明が必要な方は、代表者印を押印した申請書または委任状が必要です。
 - ・同居親族以外の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状が必要です。



出生時両立支援助成金

- ◆支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する14日以上(中小企業は5日以上)の育児休業です。
- ◆過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。
- ◆支給対象となるのは、1年度につき1人までです。

【支給額】 中小企業	取組及び育休1人目	: 60万円
	2人目以降	: 15万円
大企業	取組及び育休1人目	: 30万円
	2人目以降	: 15万円

お問い合わせ先

新潟労働局雇用環境・均等室 (TEL 025-288-3528)

育児休業給付金

- 育児休業中は、育児休業給付金が支給されます！
- ・支給額は、休業開始前賃金×67%(休業開始から6か月経過後は50%)
 - ・育児休業給付金は非課税のため、所得税はかかりません。
 - ・育児休業中の社会保険料は、労使ともに免除されます。



手取り賃金で比べると、
休業前の約8割が支給されます！

お問い合わせ先

ハローワーク新潟 (TEL 025-280-8609)

ワーク・ライフ・バランス推進のための 企業コンサルティング事業

無料

専門家が企業を訪問し仕事と家庭・育児・介護との両立、長時間労働の削減、有給休暇取得促進など、職場が抱える問題を分析し、ワーク・ライフ・バランスの推進策を助言・提案します。

- 募集企業数 3社(選考あり)
- 費用 無料
- 派遣回数 1企業につき6回程度
- 取組例



取組内容	効果
残業の常態化を解消する取り組み支援。	社員同士の交流が活性化することにより、職場の雰囲気、意識が変化し、お互い様の意識が生まれた。
従業員の長期休暇取得を促進し、創造性を引き出す取り組み支援。	社員同士の理解度やコミュニケーションが深化し、職場の風土改善につながった。

お問合せ先

新潟市男女共同参画課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL 025-226-1061

FAX 025-228-2219

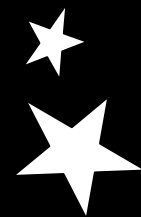
E-mail danjo@city.niigata.lg.jp

詳細はホームページをご覧ください。

新潟市 コンサル希望

検索

「企業ガイドブックにいがた」 掲載料無料のご案内



～新潟市雇用促進協議会 会員企業大募集～

新潟市雇用促進協議会では、ただいま会員企業様を募集しています。

ご入会いただくと、学生や企業様から大変好評の「企業ガイドブックにいがた」への掲載が無料となります。

「自社の魅力を伝えたい、コストをかけず企業PRをしたい」という企業様は、ぜひご入会ください！

会員特典

- ① 「企業ガイドブックにいがた」への無料掲載
- ② 雇用情報等の定期刊行物購読
- ③ 各種セミナー・研究会への参加 など

会費

年5,000円～最大10,000円（従業員数の規模による）

入会方法

入会申込書をFAXで提出

※ 申込書は、「新潟市ホームページ」または「企業ガイドブックにいがたホームページ」よりダウンロードできます。



企業ガイドブック
にいがた2017

企業ガイドブックにいがた 2018 ホームページ

企業ガイドブックにいがた

検索

詳細はこちらからどうぞ。
HPから今すぐ入会できます！！



Facebook でも、にいがたで働く魅力を発信しています！

にいがたで働こう Facebook

検索



“いいね！”
待ってます♪

<お申込・お問合わせ先>

新潟市役所 経済部 雇用政策課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1

TEL : 025-226-1643 FAX : 025-228-1611

